

愛知工業大学大学院経営情報科学研究科

博士論文

知的財産の信託における特許戦略の分析

Analysis of Patent Strategies in Intellectual Property Trusts

2024年12月

B22804 渡邊 豊之

指導教員 後藤時政 教授

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	本研究の目的	1
第2節	本論文の構成	1
第3節	背景	2
第4節	先行研究	3
	参考文献（第1章）	4
第2章	知財信託に関わる特許制度	5
第1節	特許制度の位置付け	5
第2節	特許制度の歴史	6
第3節	日本における特許制度の特徴	7
	（1）先願主義	7
	（2）出願公開制度	8
	（3）審査請求制度	9
	（4）職務発明制度	10
第4節	特許出願から権利化までの主要なプロセス	10
	（1）審査プロセス	11
	（2）審判制度	12
	（3）他の特徴的な制度	13
第5節	実施権	20
	（1）専用実施権（特許法第77条）	21
	（2）通常実施権（特許法第78条）	21
	（3）再実施権（サブライセンス）	22
	（4）部分ライセンス	23
	（5）クロスライセンス	23
	（6）パテントプール	24
	参考文献（第2章）	24
第3章	信託制度のなかの知財信託	26
第1節	背景・目的	26
第2節	信託制度の基本構造	26
第3節	知財信託制度の歴史	27
第4節	知財信託制度の活用形態	28
第5節	知財信託制度の法的課題	30
	（1）原告適格	30

(2) P A E との違い -----	31
(3) 特許法第 1 0 2 条第 1 項および第 2 項の問題 -----	32
(4) 消尽の迂回 -----	32
第 6 節 知財信託制度の現状 -----	33
第 7 節 知財信託の種類 -----	33
第 8 節 まとめ -----	36
参考文献 (第 3 章) -----	36
第 4 章 特許活用と知財信託との関係 -----	38
第 1 節 企業における特許活用 -----	38
(1) 自社製品・サービスの開発・製造・販売での活用 -----	38
(2) ライセンス許諾での活用 -----	38
(3) 商品や技術の宣伝での活用 -----	38
第 2 節 特許活用が注目される背景 -----	39
(1) 事業再編等の知財戦略の変更 -----	39
(2) コーポレートガバナンス・コードの改定 -----	39
(3) 大学知財の特許活用の促進 -----	39
(4) 知財信託と他の特許活用スキームとの比較 -----	40
第 3 節 特許活用会社の役割 -----	41
(1) 特許活用の可能性の検討 -----	41
(2) 特許管理会社の設立 -----	42
第 4 節 知財信託と特許活用との関係 -----	43
(1) 特許活用における知財信託のメリット -----	43
(2) 特許活用における知財信託のデメリット -----	43
第 5 節 まとめ -----	44
参考文献 (第 4 章) -----	44
第 5 章 特許権利化前の知財信託の分析 -----	46
第 1 節 背景・目的 -----	46
第 2 節 分析対象 -----	46
(1) 特許出願分析 (日本特許) -----	46
(2) 知財信託会社の事例分析 (IP Bridge) -----	46
第 3 節 分析手段 -----	47
第 4 節 結果 -----	47
(1) 特許出願分析 (日本特許) -----	47
(2) 知財信託会社の事例分析 (IP Bridge) -----	51
第 5 節 考察 -----	56

第6節	まとめ	57
	参考文献（第5章）	58
第6章	特許権利化後の知財信託の分析	59
第1節	背景・目的	59
第2節	分析対象	59
第3節	分析手段	59
第4節	結果	59
	（1）知財信託会社の事例分析1（パソナ知財信託）	60
	（2）知財信託会社の事例分析2（L&PC社）	61
	（3）知財信託会社の事例分析3（JSSJ社）	64
	（4）知財信託会社の事例分析4（マレリ）	66
	（5）知財信託会社の事例分析5（パナソニックIPM社）	69
第5節	考察	71
第6節	まとめ	72
	参考文献（第6章）	73
第7章	結論	74
第1節	背景・目的	74
第2節	特許活用における知財信託を利用する問題点	74
第3節	特許権利化前の知財信託の活用	74
第4節	特許権利化後の知財信託の活用	74
第5節	おわりに	74
	謝辞	76
	付録	77

第1章 はじめに

第1節 本研究の目的

知財信託（知的財産信託）とは、企業や大学、個人が所有する知的財産（特許、実用新案、意匠、商標、著作権など）を信託できる受託者に移転し、受託者がその知的財産権を管理・運用する仕組みです。これにより、知的財産の効果的な活用や管理が可能になる。知財信託を利用すると、知的財産の流動化、知的財産管理の効率化、事業承継など、知的財産という無形資産の有効活用を促進し、企業の競争力強化や経済の発展に貢献する可能性がある。知財信託が制度として導入されてから、たびたび知財信託に関する議論はあったが、実務レベルでの周知・普及に至っていないのが現状である。知財信託を使った特許活用に意義を示すことができれば、大企業で死蔵されている知的財産権の活用が促進され、経済の活性化にも期待できる。また知財専任のリソースを持たない企業での知的財産権の活用も期待できる。

本研究では、知財信託の歴史的経緯を整理するとともに、信託登録を受けている特許権の実態と特許活用のスキームとの関係から、知財信託の類型を検討する。また知財信託を利用して、どのように特許活用できるかを視点に検討するとともに、特許活用における知財信託の課題についても探った。さらに、知財信託を利用している企業を検索集計し、特許記録から各企業での権利管理や活用実態を分析し、知財信託をどのように有効利用できるかを視点に、特許権利化戦略および特許活用戦略について知財信託の実務的な課題を洗い出し、実務的な観点から考察することを目的とする。

第2節 本論文の構成

本論文の構成を図 1-1 に示す。

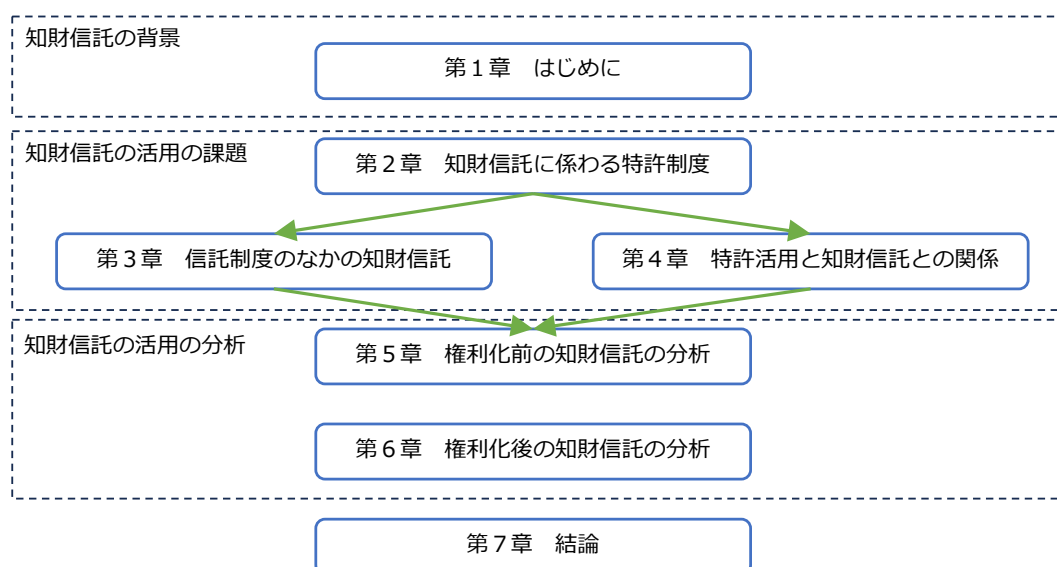


図 1-1 本論文の構成

第3節 背景

企業活動において、イノベーションを起こして競争力のある新事業を創出し、新事業のビジネスを守るためには、知的財産が重要である。従来の日本企業の中央研究所を中心としたクローズド・イノベーションの限界もあり、企業のイノベーション戦略上、知的財産の独占排他的な利用にこだわる必要はなく、開発の場面によってはオープン・イノベーションの考え方にそって知的財産を開放することもある。オープン・イノベーションの目的は、価値の創造のみならず価値の収穫にあり、知的財産の開放は、あくまで企業の事業活動による利益追求の一手段と位置づけられている。特許権などの知的財産権は企業にとって重要な資産であるが、知的財産の性格上、その有効活用が常に容易なわけではない。

2004年の信託業法の改正により、信託として受託可能な財産権の制約がなくなり、知財信託は、そうした課題を解決する手法の一つとして注目されてきた。改正前の信託業法では、信託財産となりうる財産を限定列挙していた。改正後の信託業法は、そのような制限はなくなり、財産権であれば、信託財産となる。知的財産権は財産権に含まれる（図1-2）。

	改正前	改正後
信託業法	金銭 有価証券 金銭債権 動産 土地及びその定着物 地上権及び土地の賃借権	「財産権」 一般的に以下を満たすもの ・金銭で見積もり可能 ・積極財産 ・移転、処分可能性 ・特定、現存性
信託法		

図 1-2 受託可能財産の新旧比較

出所：筆者作成

特許の有効活用とは、特許権を取得した発明を、製品やサービスの開発・製造・販売・輸出等により、経済的利益を得ることである。特許法は、特許権に独占的に実施できる権利を認めているため、特許権を活用することで、競合他社から差別化を図り、市場シェアを拡大することができる。未活用特許の有効活用、新規事業創出への活用、オープン・イノベーションの促進、特許権の価値向上など特

許活用は、企業の競争力強化や収益向上に効果的な手段で、特許権を有効に活用することで、大きな利益を得ることも期待できる。しかし、発明の特許権にすることができても、活用しなければ価値がない。発明の特許権にしたことで満足せず、活用して収益化に結び付けなければ、経営的にはただのコストとなるからである。また日本で特許活用が盛んにならない理由として、無体財産であるゆえ同時に複数の場所での実施・利用が可能であること、経済的価値の評価が困難、原権利者が実施・利用してこそ価値を生むものも多いこと（原権利者の技術等を前提とした特許など）、管理に専門的知識が必要なこと、権利が不安定（消滅・侵害のリスク）であることなどの知的財産権特有の特徴が影響している。

経営資源としての知的財産の権利化や権利活用を実現する上で、知財信託は有益な選択肢となる可能性がある。信託を利用すれば、①委託者・受託者からの倒産隔離（信託財産の独立性）、②実効性ある財産管理（実態的な管理機能を持つ信託会社・信託銀行による管理）、③受託者責任の担保（信託法、信託業法による受託者責任の確保）、④転換機能（信託財産の受益権への転換、受益権の分割など）、⑤パススルー性（信託段階では課税されず、受益者段階で課税）、⑥投資家の有限責任（受益権の購入金額以上の責任を負わない）のメリットがある。したがって、従来の発明 1 件ごとの特許事務所（弁理士）への依頼に対して、知財信託は企業が保有する特許の管理・活用の効率化が図られるメリットが考えられる。特許庁によると、国内の特許保有件数約 164 万件（2021 年時点）のうち利用されているのは約半分という[1]。大企業が取得した特許を活用しない主な理由が、製品化しても市場規模が小さいことであるが、中小企業やスタートアップが活用すれば魅力的な事業になる可能性がある。休眠特許（自社では使われていない技術の特許権）の活用は以前から期待されていた。特にオープン・イノベーションの下では、知的財産権の独占排他側面より、取引可能な財産としての側面が重視されることから、知財信託は有益な手段となりうる[2]。

第 4 節 先行研究

特許権の知財信託に関する論文は、2004 年の改正信託業法改正および 2006 年の信託法改正の前後に発表されたが、その後、発表数は収束していった。例えば、知財信託制度の導入後において、渡辺が知的財産権の信託のメリットや法的問題点に言及し[3]、土井が知財信託の機能を整理した(2007)[4]。また、星野が知財信託において発明者を受託者とする新たな法律構成の可能性を示し(2008)[5]、京本らがグループ企業における知財管理において、知財信託の有効性と、知財信託の普及の課題に言及した(2008)[6]。さらに、堺が未活用特許の信託を利用してオープン・イノベーションの実現可能性に考察し[7]、諏訪野が知的財産信託の制度開始後の状況をまとめ、財産としての課題を示した(2012)[8]。しかし、発表された他の論文においても制度説明や法的解釈にとどまり、個別事例的な活用紹介があるだけである。知財信託の研究と企業への普及・導入の双方共に進まず、現在に至ったものと推察される。2022 年になって、筆者がメンバーである日本弁理士会知財プレゼンス向上委員会が知財信託の活用類型と海外状況について言及し、知財信託のメリットとデメリットを分析した(2022)[9]。また、諏訪野が産業財産権の信託における法的に疑義が生じる各論的論点について言及した(2022)[10]。このように、先行研究を丁寧に調査した結果、本研究の目的である知財信託を対象とした特許権利化戦略を論じたものはなかった。

参考文献（第 1 章）

- [1] 特許庁，特許行政年次報告書 2023 年版，p46，2023 年 7 月
- [2] 渡邊豊之，後藤時政「知的財産の信託による特許権利化戦略の分析」，日本経営診断学会第 55 回全国大会予稿集，p41-44, 2022
- [3] 渡辺宏之「知的財産権の一括管理と信託」知財管理，55 卷(2005)，5 号，531-539 頁
- [4] 土井宏文「知財信託の論理－機能および組成コストの比較」日本知財学会誌 Vol. 3, No. 2, 2007, p 44-50
- [5] 星野豊「知財信託における発明者の地位」筑波法政（筑波大学）44 号 85 頁（2008 年）
- [6] 京本直樹ら「グループ企業における知的財産の一元管理手法－信託の利用を中心として－」知財管理，58 卷(2008 年)，10 号，pp. 1257-1265
- [7] 境正寿「未活用特許の信託を通じたオープン・イノベーションの実現可能性に関する一考察」日本弁理士会，パテント VOL62, no. 5, p21-28, 2009
- [8] 諏訪野大「知的財産と信託：課題と展望」特許研究 no. 54, p29-37, 2012
- [9] 渡邊豊之ら「知財信託制度の活用実態に関する調査研究」日本弁理士会，パテント VOL75, no. 5, p82-92, 2022
- [10] 諏訪野大「グループ会社以外の他社産業財産権の信託を引き受ける信託会社の法的環境と今後の課題」知財管理，72 卷（2022 年），3 号, 281-292 頁

第2章 知財信託に関わる特許制度

第1節 特許制度の位置付け

本章では、本研究の知財信託に関わる特許法の制度について説明する。日本の特許制度は、発明に対して独占的な権利を与えることで、保護およびその活用を図る制度である。特許権を含む知的財産権は知的財産基本法（平成14年法律第122号）の第2条に定義されている。知的財産と知的財産権の関係として、発明と特許権以外にも、意匠と意匠権、著作物と著作権等があり、その種類は図2-1のとおりである。特に、特許庁が所管する特許権、実用新案権、意匠権、商標権を産業財産権という。特許制度は、新たな技術の開発を促進し、新産業の創出に寄与し産業の発展に貢献することを目的としている。これは世界共通の特許制度の根幹をなす考え方でもある。産業財産権の機能として、独占権の付与、その開示、競争の促進がある。産業財産権は、企業の知的財産を保護し、競争力を高める上で不可欠なものである。日本の特許制度の特徴として、特許の付与に際して厳格な審査を行っており、新規性、進歩性、産業上の利用可能性といった要件を満たす発明にのみ特許が与えられる。

知的財産の種類

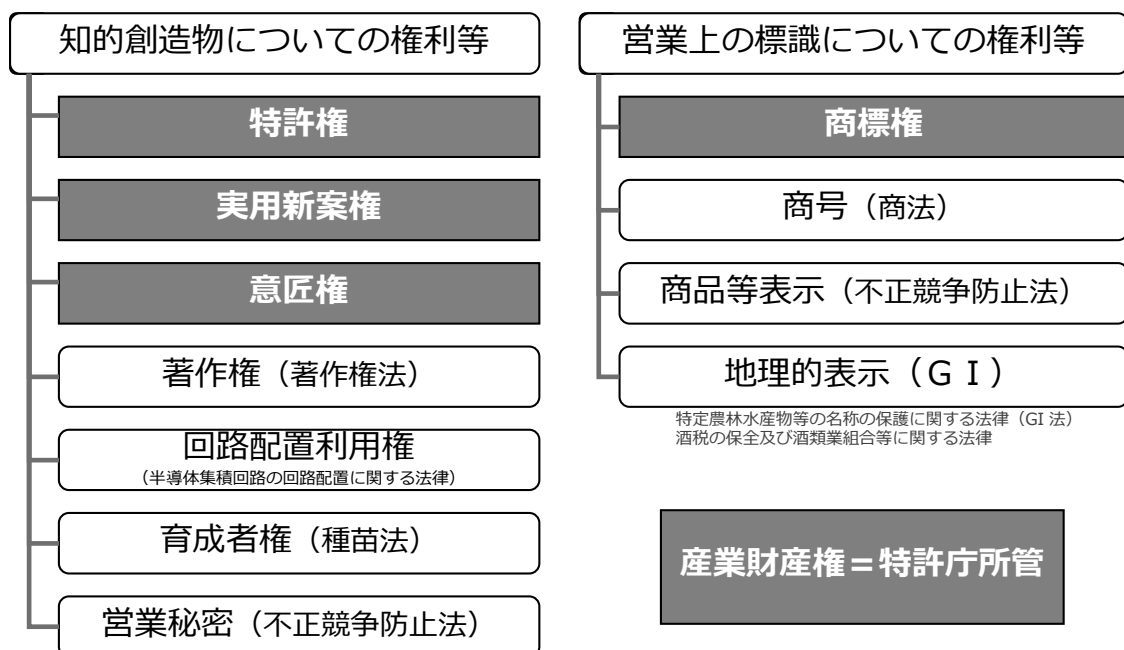


図 2-1 知的財産の種類

出所：特許庁[1]より筆者作成

知的財産は、土地、建物、自動車、現金などの物理的実体を持つ財産である有体物ではなく、物理的な実体を持たない無体物であって、財産的価値を有する情報であることに特徴がある[2]。知的財産は、権

利者でない第三者に模倣されるという特質に加え、知的財産の利用によって消費されるということがなく、複数人が同時に消費できるという性質を持っている。前者の性質のことを非排除性、後者の性質のことを非競合性等と呼び、経済学的にはこのような2つ性質を備えていることを公共財的性質という。そして、公共財的性質によって、コストを負担せずに利用し、利益を享受するというフリーライドの問題が発生することになり、このような場合、知的財産を創造するインセンティブが少なく、民間の市場に任せると供給、即ち、知的財産の創造が減り、市場の失敗が引き起こされる可能性が高まる。特許制度をはじめとした知的財産制度は、知的財産の創作者に一定の権利を付与し、その権利の利用者から便益を得る機会を与え、創作のインセンティブを高めることで、先のような事態を是正する制度であると言える。特に日本では、特許法第1条に、発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することが目的として明記されているように、発明をした者に収益を確保するためのその発明の排他的、独占的な権利を特許権として付与する一方、その内容を公開し、第三者による発明の創造等においてその内容を利用可能とし、第三者による重複する研究開発を避けつつ、さらなる発明を促進し、産業の発達を促すことが特許制度の目的、意義として捉えられている。現在、日本では、特許権の期間は出願から20年（医薬品等を除く）とされており、発明者の権利の保護と第三者の権利の保護のバランスが取られている。

第2節 特許制度の歴史

特許制度は、人類の歴史の中で、発明を保護し、新たな技術の開発を促進してきた重要な制度である。特許制度の起源は、中世のイタリアの都市共和国、特にベネチア共和国にまで遡る（特許庁[3]、石井[4]、渡部[5]等に基づく）。ベネチア共和国では、15世紀頃から、発明者に対して一定期間の独占的な権利を与える制度が導入された。新たな技術や製品の開発を奨励し、都市の経済発展に貢献することを目的に導入された。

近代に入り、産業革命とともに特許制度はますます重要性を増していき、イギリスでは1624年に「専売条例」が成文法として制定され、これにより、今日における特許制度の基本的な考え方が明確化されたと言われている。革新的な技術の研究開発、導入を促進する特許制度によって産業革命が後押しされたと考えられている。なお、1791年にはフランスにおいても同様の法律が制定されるに至っており、特許制度はヨーロッパ各国に広がっていった。

アメリカでは、1790年に特許法が制定された。また、アメリカの第16代大統領、エブラハム・リンカーンの大統領に就任する前年の1859年の演説での「特許法は、発明者に一定期間、独占権を補償することによって、天才の火に利益という油を注いだ」との有名な言葉にもあるように、アメリカにおいて特許制度が当時から重要な役割を果たすものであることが意識されていた。

日本においても、明治維新後、近代化を進める上で特許制度の重要性が認識され、1885年（明治18年）に「専売特許条例」が公布された[6]。その後、特許制度は幾度か改正され、現在の特許法へと発展してきた。1871年（明治4年）に布告された「専売略規則」（太政官第170号布告）がわが国最初の制度ということになるが、専売略規則は、翌1872年には執行を停止することが決定され、当面の間は地方官に届け出をするように規定された（太政官布告第105号）。1885年（明治18年）に専売特許条例の制定が

され[7]，その後，1888 年（明治 21 年）には，審判制度を設けることなどを含む特許条例が公布されることとなる．この時点で，日本の特許制度は，国内産業保護の観点から日本国民のみを対象としたものであった．

一方，1883 年にパリ工業所有権保護同盟条約（パリ条約）が成立しているものの，当初は直ちにこれに加盟できる素地が無かったと言える．しかし，国内産業の発展，不平等条約撤廃交渉と国内法整備の流れを受けて，1899 年（明治 32 年）に特許条例を大改正し，特許法が成立（同時に意匠法，商標も成立した）したことをもって，同年パリ条約に加盟することとなった[8]．

明治 32 年特許法は，国内に代理人を置くことを条件に外国人にも権利を認めることや，優先権に関する規定等も整備されている．なお 1889 年に民法が施行され，不法行為に基づく損害賠償請求が法的救済手段として整備されたことを受けて，専売特許条例に定められていた要償の訴えに関する規定が削除され，民事上の救済は一般民事に委ねられることとなった．このことから，特許権が財産権であることは既に広く認識されるようになっていたことを示していると考えられる．なお特許法上は損害賠償を認める根拠となる規定は存在しておらず，現行法においても特許権侵害は民法 709 条の不法行為に関する規定が適用される．その後，実用新案法の整備（1905 年），先願主義への移行（1921 年）等を経て，昭和 34 年に全面改正されて現在の特許法，実用新案法となっている．

第 3 節 日本における特許制度の特徴

特許制度は各国独立のものであり，各国で独自の制度が採用されているが，日本特許制度の特徴である先願主義，出願公開制度，審査請求制度，職務発明制度などについて説明する．

（1）先願主義

先願主義とは，同一の発明が存在した場合に，最も早く，即ち，最先の出願に特許権が付与されるというものであり，ほとんどの国では先願主義が採用されている．メリットとしては，特許権の付与の対象者，判断基準が明確となる，後から同じ発明について先に発明をしていた者が出てくることによる無効化リスクがないことに加え，発明者には早く出願するインセンティブが存在し，特許される場合の特許公報による公開や出願から 1 年 6 月といったタイミングでの公開を行う公開制度による公開を通じて，第三者は発明の内容を確認でき，重複投資を避けることができる等の点が挙げられる．デメリットとしては，最も早く発明しても出願が遅れば特許権を取得できなくなる，出願が急かされる結果，発明の実施内容等を十分に吟味できず，内容が不十分な状態の出願書類で出願してしまい，結果として権利が取得できない，あるいは不十分な権利しか取得できなくなる，無駄な出願が増加する等の点が挙げられる．

対抗する考え方として，先発明主義がある．先発明主義とは，同一の発明が存在した場合に，最も先に発明をした者に特許権が付与されるというものである．メリットとデメリットは，先願主義の逆となる．特に，デメリットとして，同じ発明について複数の発明者が存在している場合に，例えば，研究者が日記等によって発明日を立証できるように証拠を準備する，さらには証拠の審査が必要となるといった，真に最も早く発明をした者を特定するためのコストが大きくなること，また，ある発明について特許権取得後

に別の発明者が現れ、その発明よりも先に発明が完成していたことの立証が成功する可能性があり、権利が不安定な状態になるといった点が挙げられる。

（２）出願公開制度

出願公開とは、特許出願の日から１年６月経過したときに、特許出願の明細書等を掲載した公開特許公報を発行し、出願内容を一般に公表することをいう。この出願公開は、出願公開前に出願の取下げなどがあったものを除き、原則として全ての特許出願について行われる。

出願公開制度の導入前は、審査官が特許出願を審査した後に拒絶の理由を発見しないときは、審査官が特許すべきと判断したものを、出願公告によってその出願内容を一般に公表していたが、出願件数の増大と技術内容の高度化により、特許審査の処理に時間がかかるようになり、出願内容の公表が遅れがちになった。このため、同じ技術を重複して研究し、重複した出願がなされるという弊害が生じ、こうした弊害を防止するために、昭和４６年から出願公開制度を導入した。特許出願の内容は出願の日から１年６月を経過すると審査の段階のいかににかかわらず「公開特許公報」に掲載され、広く一般に公表される。

なお、令和６年５月１日以降は、特許出願非公開制度が導入され、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定および拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしている（図２-２）。公にすることにより国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止することおよびこれまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開くという２点が制度趣旨となっている[9]。

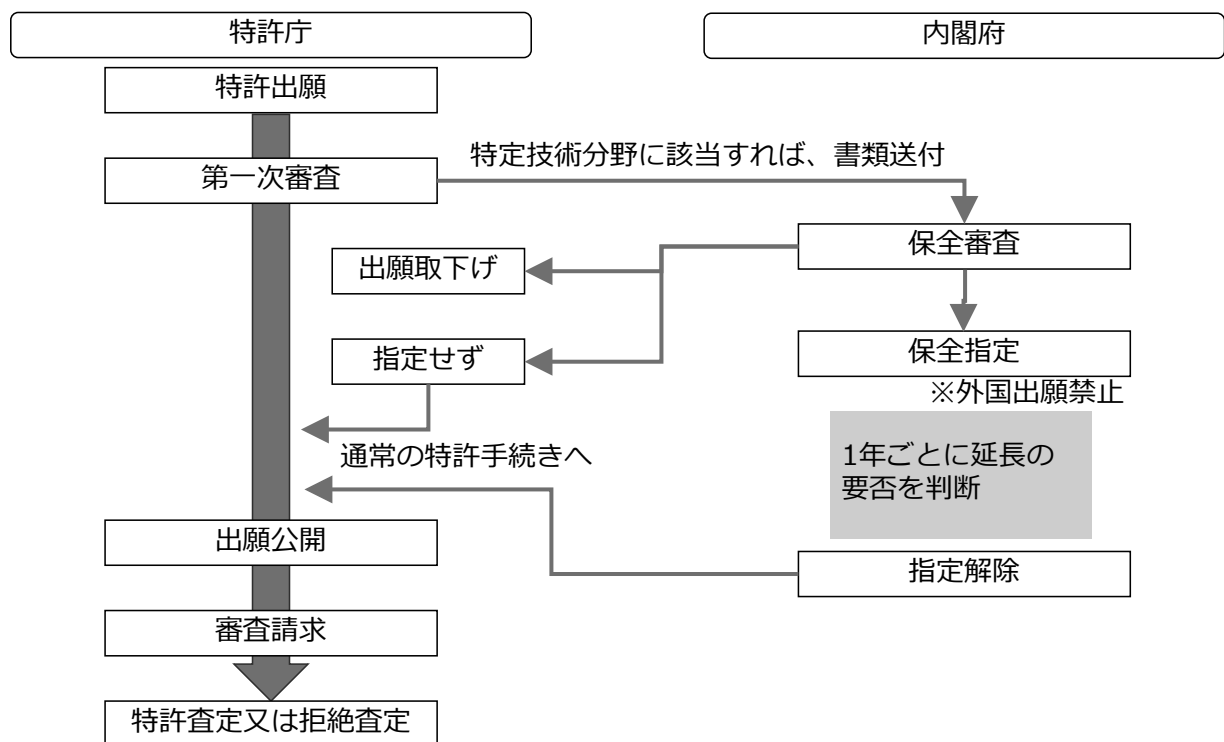


図 2-2 特許出願非公開制度のフロー

出所：筆者作成

(3) 審査請求制度

特許出願された発明が、特許として登録されるかどうかは、特許庁の審査官による「実体審査」で判断される。この実体審査はすべての特許出願に対して行われるのではなく、「出願審査の請求」があった出願だけが審査される。先願主義を採用しているため、出願を急ぐあまり出願後に必要性がないことに気づいたり、状況の変化により出願を維持する必要性がなくなったりすることもあるため、先願の技術内容が公開特許公報に掲載されるのを待って改めて特許性の有無を確認し、特許を取得して事業化するだけの価値があるか否か等をよく確かめてから出願審査の請求をすることが経済的といえるため導入された。

審査主義は先進国を中心に多くの国が採用している。メリットとしては、後から権利が無効となるといったことが少なくなり、権利の安定性が向上するといったことが挙げられる。デメリットとしては、審査官を必要とするため、行政のコストが増大すること、審査結果を得るまでに時間がかかること等が挙げられる。一方、無審査主義は、審査官による実体審査を経ずに、方式審査と呼ばれる、手続き的、形式的な要件を満たしていれば特許権を付与するというものである。日本の実用新案制度において採用されていることに加え、オランダやスイスといった国においても採用されている。無審査主義のメリット、デメリットは、先の審査主義の逆となる。特に、既に実施されているような技術を新たな発明として出願し、権利が付与されてしまうような場合もあり、不適切な権利の蔓延、権利が不安定になるといった点に注意が必要である。

特許庁では迅速・的確な審査に役立てるため、審査に有益な情報の提供を受け付けている（特許法施行規則第 13 条の 2）。この制度は自社製品に近い内容で他社の特許出願を発見したときに使うことが多い。

情報提供をすることで、他社の特許出願の特許になるのを防ぐことが期待できるからである。また情報提供は匿名での行うことが可能である。

（４）職務発明制度

多くの発明は従業員が所属する企業が権利者となっているが、職務発明制度によるものである。職務発明制度とは、使用者等が組織として行う研究開発活動が我が国の知的創造において大きな役割を果たしていることにかんがみ、使用者等が研究開発投資を積極的に行い得るよう安定した環境を提供するとともに、職務発明の直接的な担い手である個々の従業者等が使用者等によって適切に評価され報いられることを保障することによって、発明のインセンティブを喚起しようとするものである[10]。我が国の職務発明制度の下では、職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得若しくは特許権を承継させ、または使用者等のため専用実施権若しくは仮専用実施権を設定した場合に、当該従業者等は「相当の利益」を受けることができ、その「相当の利益」の決定については、使用者と従業者との間の自主的な取決めに委ねることを原則としている。自主的な取決めがない場合または自主的な取決めで利益を付与することが不合理である場合は、一定の要素を考慮して裁判所が「相当の利益」を決定する。不合理であるか否かは、自主的な取決めの策定から利益の付与までの全過程のうち、特に協議、開示、意見聴取といった手続面が重視されることとしている。

第４節 特許出願から権利化までの主要なプロセス

特許権は、出願しただけでは権利を取得することができない。出願をすると方式審査が行われ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われる。特許の要件を満たしている場合は特許査定がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生する。特許の要件を満たしていないものは拒絶される（図 2-3）。本節では特許権利化までの主要なプロセスについて説明する。

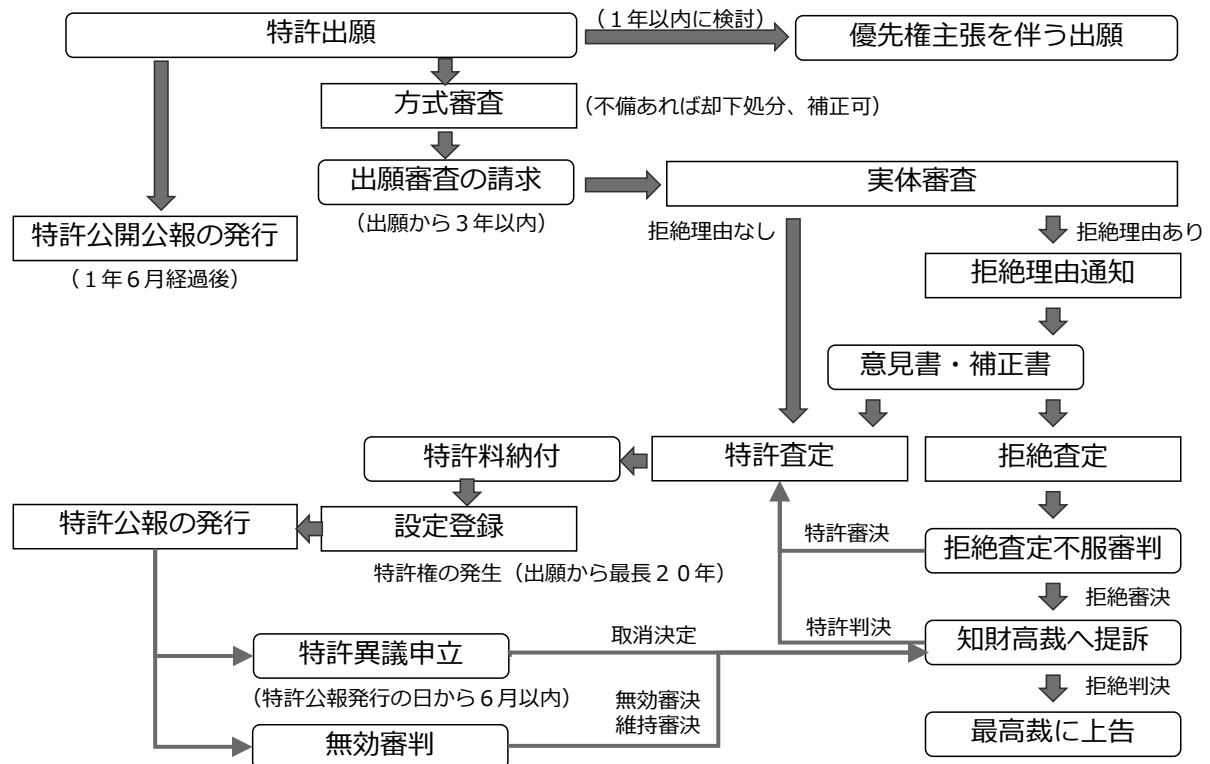


図 2-3 特許出願から特許取得までの流れ

出所：筆者作成

(1) 審査プロセス

特許制度は各国で独立しており、先に述べたように、日本では先願主義、審査主義が取られている。したがって、特許庁に出願された発明について、審査官によって書面に基づいた審査がなされ、一定の要件を満たすかどうか判断され、満たすと判断されたものが特許として登録されることになる。そのため、発明者は特許権を取得したいと考える場合には発明の内容を記載した書面を特許庁に対して提出、即ち、出願する必要がある、このような書面に基づいて手続きが行われることを書面主義という。特許出願の書面は、書誌事項を記載した願書に加え、権利範囲を定める特許請求の範囲や具体的な説明である発明の詳細な説明を具備した明細書および図面（以下、明細書等ともいう。）を含むものとなる。日本では、出願されたものが全て審査されるわけではなく、審査官による審査を受けたい場合は出願から3年以内に審査請求する必要がある。

実際の審査において、審査官は、特許出願の明細書等を読み、発明の具体的な内容を確認するとともに、権利請求の範囲である特許請求の範囲に基づき、出願人が特許権を主張する発明を認定することになる。そして、特許請求の範囲に記載された発明について特許法第29条（新規性、進歩性）や特許法第36条（記載要件）等の拒絶理由（特許法第49条）がないかを判断する。その結果、拒絶理由がない場合は特許査定となり、拒絶理由がある場合は拒絶理由通知書が通知されることとなる。拒絶理由通知書が通知された場合、出願人は意見書、補正書を提出する機会が与えられ、それでもなお、要件が満たされていない場合は拒絶査定となる。拒絶査定後にも審判請求といった救済の手段が存在している。なお、特許を出願

する者を出願人といい、出願人が出願書類の作成や審査官とのやり取りを直接行うこともあるが、専門家である弁理士が出願人の代わり、即ち、代理人として手続きを行うことが一般的である。

（２）審判制度

特許庁には審査部の上級審として審判部が設けられており、審判部では３人の審判官の合議体によって事件が審理される。審査が適切に行われたかの再判断、紛争の早期解決の役割を持っており、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理するものである。審判の種類は複数存在するが、主要なものである、拒絶査定不服審判、無効審判、異議の申立てに関する審判について説明する。

①拒絶査定不服審判

出願人（審判請求人）は、審査官による拒絶査定に不服がある場合は、審判請求を行うことができる。一般的に行政処分不服がある場合、裁判所に訴えを提起することになるが、特許法において、審査結果の妥当性を判断するための手段として審判の制度が設けられており、審判請求を行うことで、拒絶された特許出願について特許庁の審判部による審理を受ける機会を得ることができる。このような拒絶査定不服審判によって、本来特許とされるべきもの、あるいは、補正を行うことで特許とされるべきものについて、特許が認められる機会が与えられることになる。拒絶査定不服審判における審理も書面主義が進められ、審決として判断が下されることになる。審決で請求不成立とされた場合、審判請求人は、その取消を求めて「取消訴訟」を提起することができる。その場合、特許庁長官を被告として、知的財産高等裁判所（以下、知財高裁ともいう。）に対し、取消訴訟を提起することになる。

なお、審判請求時においても最後の拒絶理由通知を受けた場合と同様の制限の下で補正が可能であり、審判請求時に明細書等について補正された場合は審判官の合議体による審理に先立ち、再度、審査に付されることになる（第 162 条）。この審査を「前置審査」という。拒絶査定不服審判において拒絶査定が覆るものの大部分がその拒絶査定後に明細書等について補正がされたものである。前置審査制度は、このような実情に鑑み、審判請求時に補正があった場合はその審判請求の処理をその拒絶査定をした審査官に再審査させ、審判官が処理すべき事件の件数を減らし、審判の促進を図る趣旨で導入されたものである。拒絶査定をした審査官が再審査することでその出願に対する知識を十分に活用し、新たに審判官を指定してはじめてから審理し直す場合に比べ、事件を容易かつ迅速に処理することができる。

拒絶査定不服審判は、行政処分である拒絶査定へ反論（権利化）する機会を得るための手段である。請求しない場合は、拒絶査定が確定し権利化できないことになる。

合議体による厳格な審理、長年の審査経験を持つ専門家である審判官によるものであることから、拒絶査定不服審判を経て特許に至っている特許権は、通常の審査より厳格に審理されているため、非常に強力な信頼性の高い権利であると言われている。

②無効審判

特許無効審判とは、特許権の設定登録がされた特許に対し、利害関係人が特許の無効を求めることのできる審判である。無効審判は、いつでも、特許権の消滅後であっても、請求することができる。無効理由

は、特許されたものが新規性・進歩性を有していないことや、特許を受ける権利を有しない者の出願であることなど、特許法第 123 条第 1 項各号に規定されている理由に限られる。本来、権利にはならない発明、考案、意匠、商標に対して特許権等の権利が与えられた場合、その権利を無効とし、初めから存在しなかったものとする手段として、「無効審判」の制度がある。権利に瑕疵（無効理由）がある場合、権利者には不当な権利を与え、本来何人も当該発明等について実施、使用できるにもかかわらず、それを禁止することになり、産業の発達を妨げるといった弊害を発生させることがある。このような場合には、その権利を無効とし、権利を初めから存在しなかったものとさせる必要があり、これに応じて設けられたものが無効審判制度であり、その趣旨は特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図ることである。

無効審判では、公正な審理のため、審判請求人と特許権者等の双方に主張、立証を尽くさせて、権利の有効性を、3 人の審判官からなる審判合議体で判断する。特許権に特許権を無効にできる理由（無効理由）を発見したときは、特許無効審判を請求することができ（特許法第 123 条第 1 項）、特許を無効とする審判が確定すると、一部の無効理由を除き、特許権は初めから存在しなかったものとみなされる（第 125 条）。審判に不服がある場合は、知的財産高等裁判所に訴えることもできる。

③特許異議申立制度

特許異議申立制度とは、特許権の設定登録がされた特許に対し、第三者がその見直しを求めて申立てをすることができる制度である。申立期間は、その特許の特許公報の発行の日から 6 月以内であり、この期間内であれば何人も申立てをすることができる。広く第三者に特許処分の見直しを求める機会を付与し、特許異議の申立てがあったときは、特許庁自らが当該処分の適否について審理して、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより特許の早期安定化を図る制度である。元々存在していた異議申立制度は平成 15 年に廃止されていたが、本制度は新しい制度として平成 27 年 4 月から施行されている。

（３）他の特徴的な制度

日本の特許制度においては様々な制度が存在するが、特徴的な制度である、早期審査・早期審理制度、優先権制度、分割出願制度、国際特許出願制度について説明する。これらの制度は、特許出願における権利化の手続きを効率化し、権利化までの期間を短縮するための重要な制度である。

① 早期審査・早期審理制度

一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度である[11]。実際に早期審査制度を利用する場合は、早期審査事情説明書を提出する必要がある。早期審査事情説明書には、書誌事項のほか、早期審査または早期審理を申請する事情、先行技術文献の開示および対比説明等を記載する必要がある。通常の一次審査通知までの期間は、審査請求から約 10 カ月といわれるが、早期審査制度を利用すると平均 2.2 カ月で一次審査がなされる（2023 年実績）。申請から一次審査までを原則 1 か月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から 1 か月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査という制度もある。

② 優先権制度

優先権とは、ある特許出願についての審査における新規性、進歩性等の判断の基準を先になされた特許出願に記載された内容については先の特許出願の出願日とするための制度である。優先権には、国内優先権、パリ条約による優先権の二種類存在しており、以下、それぞれについて説明する。

・国内優先権

国内優先権制度は、特許法第 41 条に規定される特許出願等に基づく優先権制度であり、パリ条約による優先権制度と類似の制度であって、既に出願した自己の特許出願または実用新案登録出願から 1 年以内であれば、それらの内容に加え、改良発明を含めた包括的な発明としてまとめた内容の特許出願について、その包括的な特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲または図面に記載されている発明について、新規性、進歩性等の判断に関し、出願の時を先の出願の時とするという優先的な取扱いを認めるものである。本制度によって、基本的な発明の出願の後にその発明と後の改良発明とを包括的な発明としてまとめた内容で特許出願をすることができ、技術開発の成果が漏れのない形で円滑に特許権として保護されることが容易になる。新たな特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）または図面に記載されている発明については、その特許要件の判断に関し、当該先の出願の時に提出されたものとみなすという優先的な取扱いを受けることができる。

・パリ条約に基づく優先権主張による外国出願

同一の発明について複数の国に特許出願をする場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に提出日を確保したい出願人にとっては負担が大きい。また、提出が遅れた分、他の者に先を越され権利を取得できなくなるリスクが高まる。このような出願人の負担を軽減するための制度として、パリ条約は優先権の制度を設けている。具体的には、パリ条約による優先権とは、パリ条約の同盟国（第一国）において特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国（第二国）に特許出願する場合に、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国における特許出願について、第一国における提出の日（以下、「優先日」という。）に提出されたのと同様の取扱いを受ける権利である。

パリ条約による優先権を主張するためには、優先日から 1 年以内に日本に出願すること、正規であり最初の出願であること等が必要である。特に最初の出願が要件となるのは、最初の出願に記載された発明について、後の出願を基礎として再度、即ち、累積的に優先権の主張の効果を認めると実質的に優先期間を延長することになるからである。より具体的な効果としては、優先日から日本出願の出願日までの期間内にされた (i) 他に出願、(ii) 発明の公表または実施若しくは (iii) その他の行為によって、後の出願は不利な取扱いを受けることがないことが挙げられる。また、これらの行為は第三者のいかなる権利をも発生させるものではない（パリ条約第 4 条 B），とされている。パリ条約による優先権はこのような効果を有するので、その効果が認められる場合には、特許法の (i) 新規性、(ii) 進歩性、(iii) 拡大先願、(iv) 先願、(v) 上記 (i) から (iv) までについての独立特許要件、についての実体審査に係る規定の適用にあたっては優先日をその判断の基準となる日として取り扱うことになる。

・PCT 国際出願

多くの国で特許権を取得したい場合、あるいは、各国が求めるそれぞれ異なる様式や言語を用いて直接出願を行う煩雑さを避けたい場合には、特許協力条約（PCT）に従い PCT 国際出願を行う方法がある。

PCT国際出願は、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して1通提出するだけで、その時点で有効な全てのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを受けることができる制度である。つまり、PCT国際出願に与えられた出願日（国際出願日）は、全てのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となる。

他国において特許を取得する場合、その国の特許庁へ直接出願することに加え、上記したようなパリ条約による優先権主張に基づく外国特許庁への出願、そして、特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（以下、PCT 国際出願とも呼ぶ。）の3つのルートが存在する。近年の企業活動のグローバル化に伴い、出願人にとってPCT 国際出願制度は極めて有益で重要な制度となっており、出願件数も増加している。特許制度は各国で独立しているため、複数の国で特許を取得するためには各国においてそれぞれ異なる出願書類を用意し、手続きを行う必要があり、その国が多くなればなるほど極めて高い費用が必要となる。特に企業活動がグローバル化している昨今、米国や欧州、中国等の日本以外の多くの国においても特許を取得することは必要不可欠となりつつある。加えて、特許制度として先願主義が主流となっているため、企業は各国で個別に特許を取得しようとする、費用に加え、短い時間で異なる言語、異なる書式の書類を用意することが求められる。PCT 国際出願制度はこのような費用、時間等のコスト、出願人の手間を大幅に低減することが可能な制度である。

PCT 国際出願を提出すると、国際調査の対象となり、先行技術文献調査が行われ、国際調査報告（ISR: International Search Report）が作成されるとともに、発見された先行技術文献に基づいて新規性等の特許要件についての見解書（WO: Written Opinion）が作成される。必要であれば、さらに、国際予備審査と呼ばれる予備的審査を受けることもできる。出願人は、このような調査結果を以降の手続きを進めるかどうか、また、どのように進めるか等についての検討に利用できることになる。また、出願人は、国際特許出願を係属させる対象国を選択可能であり、選択された国に手続きを移行させることができる。そして、移行された国の審査において、先の作成された国際調査報告、見解書の内容が参照されることになる。もちろん、移行先の国の審査における判断に国際調査報告、見解書の内容がそのまま採用されるかどうかは保証されないが、基本的には国際調査報告、見解書の内容が尊重されることになるため、出願人にとって国際調査報告や見解書の内容でその後の各国での審査結果を有る程度予想できるものとなる。

③分割出願制度

分割出願制度とは、出願人が二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願とすることができる制度である（図2-4）。特許出願が単一性の要件を満たさない発明を含んでいる場合や、出願当初の特許請求の範囲には記載されていないものの、明細書の発明の詳細な説明や図面に記載されている発明が含まれている場合には、これらの発明に対してもできるだけ保護の途を開く観点から設けられた規定である。特許出願の分割が適法になされた場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものみなされる。

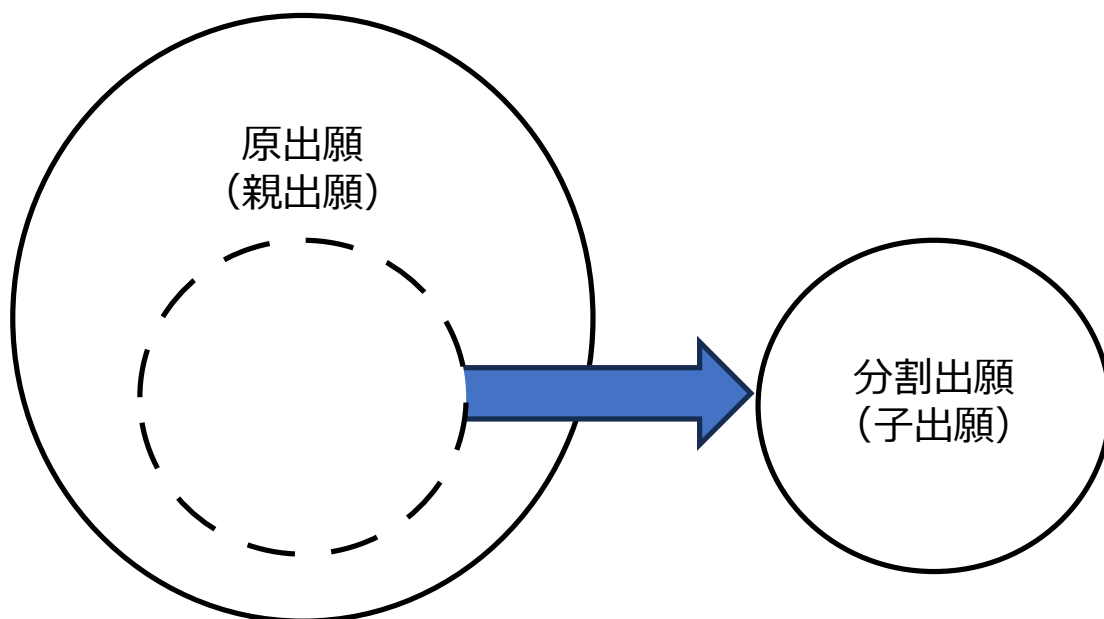


図 2-4 分割出願制度の説明

特許出願の分割の形式的要件として、特許出願の分割をすることができる者はその特許出願の出願人であること、分割できる時期は、(i) 明細書、特許請求の範囲または図面について補正をすることができる時期（第 44 条第 1 項第 1 号）、(ii) 特許査定の日から 30 日以内（同項第 2 号）、(iii) 最初の拒絶査定の日から 3 月以内（同項第 3 号）まで、のいずれかであることが挙げられる（図 2-5）。

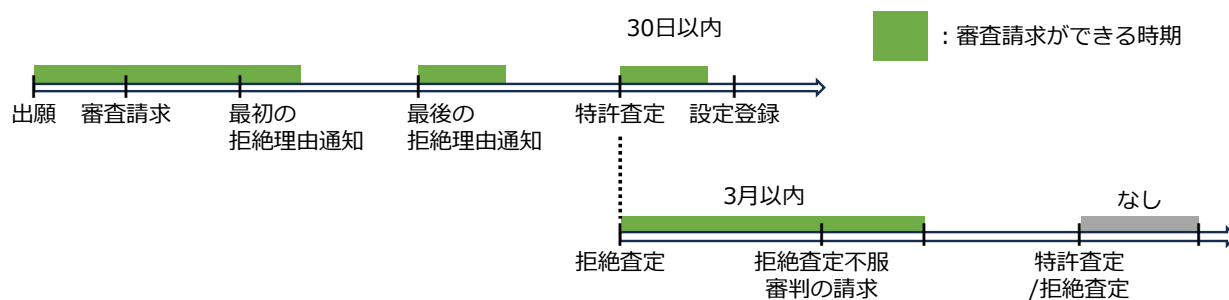


図 2-5 分割出願ができる時期

出所：筆者作成

特許出願の分割は二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願とするものであるから、実体的要件として、以下の（要件 1）および（要件 3）が満たされる必要がある。また、分割出願が原出願の時にしたものとみなされるという特許出願の分割の効果を考慮すると、以下の（要件 2）も満たされる必要がある。

(要件 1) 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部が分割出願の請求項に係る発明とされたものでないこと。

(要件 2) 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること。

(要件 3) 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であること。

ただし、原出願の明細書等について補正をすることができる時期に特許出願の分割がなされた場合は、(要件 2) が満たされれば、(要件 3) も満たされることとする。これは、原出願の分割直前の明細書等に記載されていない事項であっても、原出願の出願当初の明細書等に記載されていた事項については、補正をすれば、原出願の明細書等に記載した上で、特許出願の分割をすることができるからである。

分割出願制度のメリットは、分割出願が原出願の時にしたものとなされる点にある。他方、分割要件のうち実体的要件が満たされていない場合は、分割出願は、原出願の時にしたものとはみなされずに、現実の出願時にしたものとして取り扱われる。

特許戦略上、分割出願は、権利者が分割前の原出願で捉えられなかったクレーム（特許請求の範囲）を作成する目的があると考えられている。制度上、分割出願できる時期は限られているが、分割出願の回数制限はないので、いったん特許査定を得られた発明で特許権を取得してから、分割出願により他の発明（物の発明に対応する製造方法や用途ごとの発明）を分割出願し、特許網を築くことが可能となる。

実際の特許権の侵害訴訟（直近 5 年（H26. 7. 1～R1. 8. 31）、上控訴されている下級審は除く）の分析では、以下のように分割出願が関係する割合が高いとの報告がある[12]。

1. 侵害訴訟に用いられた特許権のうち、分割特許の割合： 24.6%（98／399）

2. 分割出願の戦略的活用は、侵害訴訟の場面で奏功している。

分割特許について侵害と判断された割合： 30.6%（30／98）

分割でない特許で、侵害と判断された割合： 24.9%（75／301）

侵害訴訟に用いられた特許権のうち分割特許の割合は、通常よりも分割出願が使われる割合が高い。分割出願の利用率が全体の 10%以下であることを考慮すると、特許戦略上、分割出願の活用は重要であると考えられる。例えば、後述する IP bridge が保有している特許権では分割出願を利用することで権利数を増やしている事例がある（図 2-6、図 2-7）。これは原出願に記載されている発明の権利範囲を最大限に広くし、交渉を優位にするためだと考えられる。事例 1（図 2-6）では、最初の特許出願の拒絶理由通知に対応する手続補正すると同日に分割出願がされている。事例 2（図 2-7）では、最初の特許出願が出されてから特許査定に至るまで、計 5 回の分割出願がされていることが確認されている。このように、

分割出願するメリットは、競合他社へのけん制効果が期待できることである。さらには、最終的にそれぞれの発明に独立した特許権が認められると、最初の出願当初の特許よりも保護範囲を拡大できる可能性がある。したがって、自社の開発状況や競合他社の状況、市場の動向を踏まえつつ、分割出願を有効活用すれば、特許権数を増やすことができ、侵害訴訟で優位に立つことも可能となる。

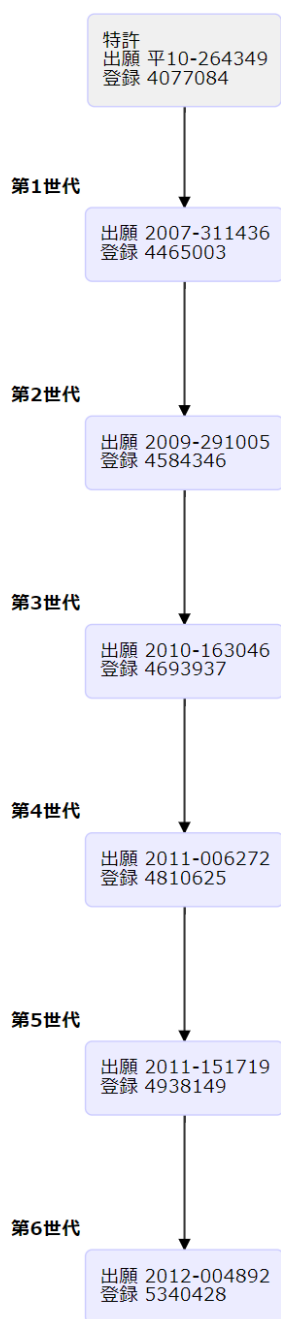


図 2-6 分割出願の事例1

出所：J-PlatPat の経過情報

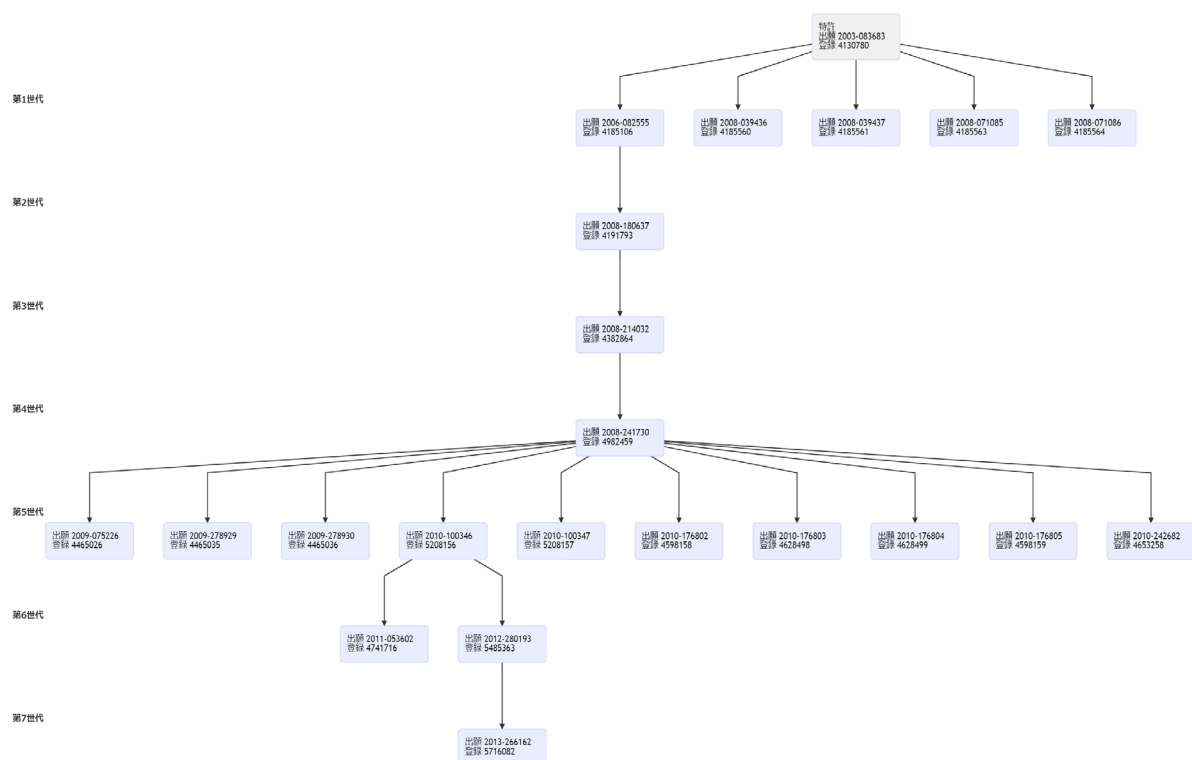


図 2-7 分割出願の事例2

出所：J-PlatPat の経過情報

④出願書類等の閲覧等の請求

特許庁に提出された出願書類等は、原則として誰でも閲覧することが可能である。これは、特許に関する情報を広く公開し、技術の進歩および特許制度の透明性を高めることを目的としている。特許情報の閲覧には、特許侵害のリスク回避、代替技術の検討、ライセンス交渉の準備、無効化手続きの準備など、さまざまな目的がある。

具体的な訴訟が行われている場合、訴訟相手が閲覧を請求することは一般的である。訴訟においては、相手方の特許情報を詳細に把握することが重要であり、そのために閲覧請求が行われる。しかし、訴訟や訴訟前の警告等がなされていない状況で閲覧を請求することは、請求された特許について誰かが興味を持っていることを示すことになる。たとえ第三者の名前で請求したとしても、特許庁にはその記録が残る。権利者に通知されるため、特許出願の権利化断念や特許権の放棄を検討している場合には、方針変更の可能性もある。このため、特許情報の閲覧を請求するか否かは慎重に判断する必要がある。特許情報の閲覧は、特許権の有効性や侵害リスクを評価するための重要な手段であるが、その請求が相手方に与える影響も考慮しなければならない。特許権者が閲覧請求を受けることで、特許の価値や戦略に対する再評価を行う可能性があり、これが特許権の放棄や権利化断念の決定に影響を与えることがある。

さらに、特許情報の閲覧は、ライセンス交渉の準備や無効化手続きの準備にも重要である。ライセンス交渉においては、相手方の特許情報を詳細に把握することで、交渉を有利に進めることができる。また、無効化手続きの準備においても、特許情報の詳細な分析が必要である。特許情報を閲覧することで、特許の有効性に関する情報を収集し、無効化手続きの根拠を強化することができる。

特許情報の公開は、技術の進歩を促進し、特許制度の透明性を高めるために重要である。しかし、その閲覧請求が特許権者に与える影響を考慮し、慎重に判断することが求められる。特許情報の閲覧は、特許権の管理や戦略において重要な役割を果たすが、その請求が特許権者に与える影響を十分に理解し、適切に対応することが必要である。このように、特許情報の閲覧は特許制度の透明性を高め、技術の進歩を促進するために重要であるが、その請求が特許権者に与える影響を考慮し、慎重に判断することが求められる。特許情報の閲覧は、特許権の管理や戦略において重要な役割を果たすが、その請求が特許権者に与える影響を十分に理解し、適切に対応することが必要である。

第5節 実施権

産業財産権の利用形態の一つとして、産業財産権の独占的排他権を活用して自社製品の製造販売を有利に行う、いわゆる独占的自己実施がある。また、売却・譲渡等により他社に産業財産権自体を移転してしまう場合や、他社に産業財産権の実施権（ライセンス）を許諾する場合があります。特許権者以外の者が特許発明を実施する権利を実施権という（図2-8）。「ライセンス」（実施権）には、特許法上、その権利を許諾された実施権者だけが独占的に実施できる専用実施権と、独占性のない対抗要件を備えた通常実施権の2種類があり、ライセンス形態について説明する。

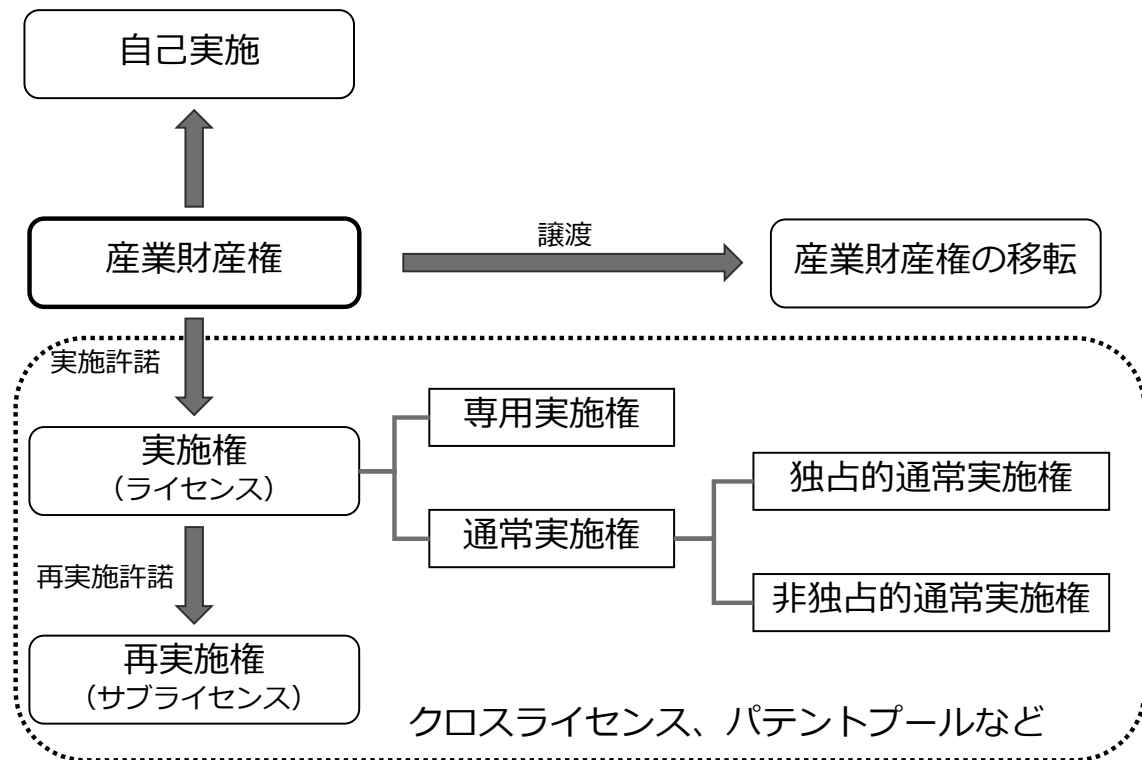


図 2-8 産業財産権の利用形態

出所：特許庁[13]より筆者作成

（１）専用実施権（特許法第 77 条）

専用実施権とは、対象となる特許発明を専用実施権者が独占的に実施することができる権利のことをいう。専用実施権が設定され、特許原簿に専用実施権の設定登録がなされた場合、その特許発明は、設定された実施の範囲内においては特許権者自身も実施できなくなる（特許法第 68 条ただし書）。土地を例にして考えると、地上権の設定と似ている。専用実施権を設定した場合、特許権者にとっては、後述する通常実施権の許諾の場合とは異なり、自ら特許発明を実施できなくなる点がデメリットといえる。しかし、専用実施権者には、特許権者が有する権利と同等の権利を与えることになるので（専用実施権者は、第三者が無断でその特許発明を実施した場合には権利侵害として、特許権者と同様に差止請求や損害賠償請求等を行うことができる。）、一般的に通常実施権よりも高額の対価を受けることができる点がメリットといえる。このため、当面、自社で実施する予定がない場合等には、他社に専用実施権の設定を行うことも選択肢の一つとなるが、公示されてしまうことから、利用は少ない。実際にライセンス契約を締結する場合には、実施できる期間、地域、特許製品等の内容を実施の範囲として設定することや、それらに応じた実施料に関する合意内容に留意する必要がある。

（２）通常実施権（特許法第 78 条）

通常実施権とは、その特許発明を実施することができる権利のことをいう。通常実施権者は、専用実施権者とは異なり、許諾を受けた範囲内において無権限の他者が発明を実施した場合であっても、差止請求

や損害賠償請求を行うことはできない。このような場合には、特許権者や専用実施権者が、差止請求や損害賠償請求を行うことになる。なお、特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）により、通常実施権の当然対抗制度が導入され、平成 24 年 4 月 1 日以降の通常実施権は、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するため（特許法第 99 条）、例えば特許権者が変わった場合でも、引き続き、特許発明の実施を続けることができる。

また、通常実施権には実務上、独占的な通常実施権と非独占的な通常実施権がある。特許法上の区別はなく、契約実務上使用する分類となる。独占的通常実施権が許諾された場合は、権利者（ライセンサー）および当該実施権者（ライセンシー）しか実施することができないが、非独占的通常実施権の場合、権利者は更に別の者にも実施許諾することができ、複数の実施権者（ライセンシー）が実施することができる。通常実施権の当然対抗制度とは、通常実施権者が登録を備えずに、通常実施権の存在を立証することによりその通常実施権を第三者に対抗できるとする制度である。

（３）再実施権（サブライセンス）

再実施権（サブライセンス）とは、実施許諾者（ライセンサー）が実施権者（ライセンシー）と締結した契約（主契約）に基づき、実施権者が第三者に対して主契約の範囲内で実施権を許諾する権利を指す[14]。実施権者が子会社に実施させる場合も、実施権者からの再実施権の許諾がない限り、実施させることは一般的に認められない。通常実施権者（ライセンシー）から許諾されるサブライセンスの法的性質については、特許法上、当該通常実施権者ではなく特許権者に対する通常実施権とされる。これは、特許法において再実施許諾権を明確に位置づけることが難しいためである。特許法には再実施権に関する明確な規定は存在しないが、実務上は広く利用されている。

再実施権の許諾は、特許権の活用を促進し、技術の普及を図るための重要な手段である。特許権者が直接ライセンスを供与する場合と比較して、再実施権の許諾により、より多くの企業や個人が特許技術を利用することが可能となる。これにより、技術の普及が促進され、産業全体の発展に寄与することが期待される。しかし、再実施権の許諾には注意が必要である。特許権者および実施権者は、再実施権の範囲や条件を明確に定める必要がある。特に、再実施権の許諾範囲が不明確な場合、特許権の侵害や契約違反のリスクが生じる可能性がある。そのため、再実施権に関する契約書には、許諾範囲、条件、期間、報酬などの詳細を明記することが重要である。さらに、再実施権の許諾により、特許権者の利益が損なわれる可能性もある。例えば、再実施権者が特許技術を不適切に利用した場合、特許権者の評判や市場価値が低下するリスクがある。そのため、特許権者は再実施権者の選定に慎重を期し、適切な管理体制を整えることが求められる。

再実施権の許諾は、特許権の活用を促進するための有効な手段であるが、その運用には慎重な対応が必要である。特許権者および実施権者は、再実施権に関する契約を適切に管理し、特許技術の適正な利用を確保することが求められる。これにより、特許権の価値を最大限に引き出し、技術の普及と産業の発展に寄与することが可能となる。このように、再実施権は特許権の活用を促進し、技術の普及を図るための重要な手段であるが、その運用には慎重な対応が求められる。特許権者および実施権者は、再実施権に関する契約を適切に管理し、特許技術の適正な利用を確保することが重要である。

（４）部分ライセンス

部分ライセンスとは、特定の地域や製品・用途分野に限定してライセンスを供与することであり、自社による独占と通常実施権の設定を組み合わせることで利益を最大化する戦略の一つである。例えば、自社の販路が関東に強いが関西に弱い場合、関東では自社が製品を独占し、関西ではその地域に強い他社にライセンスを供与し、他社の売上に期待する戦略が考えられる。このような部分ライセンスの利用形態は、比較的低リスクで利益を最大限に引き出すことが可能である。しかし、部分ライセンス契約は複雑になる傾向があり、契約前に十分な調査と慎重な戦略立案が必要である。具体的には、ライセンスの範囲や条件、地域ごとの市場特性を詳細に分析し、適切な契約内容を策定することが求められる。また、ライセンス供与先の選定においても、信頼性や市場での実績を考慮する必要がある。このように、部分ライセンスは戦略的に活用することで、企業の利益を最大化しつつ、リスクを抑えることが可能であるが、その実行には慎重な対応が求められる。

（５）クロスライセンス

クロスライセンスとは、自社の特許権と他社の特許権を相互にライセンスする契約を指す。この契約は、自社が実施したい他社の特許権に係る発明があり、他社も自社の特許権を実施したいと望んでいる場合に成立する。クロスライセンスにより、双方の企業は互いの特許権を利用し合うことが可能となる。最も一般的なケースとして、自社と他社が似た製品を同時期に開発し、互いに相手方の製品をカバーする特許権を取得した場合が挙げられる。このような状況では、双方が特許権を行使することで、相手方の製品の市場投入を阻止することができる。しかし、これでは双方ともに製品を市場に出すことができず、ビジネスチャンスを失うことになる。そこで、クロスライセンス契約を結ぶことで、双方が特許権を相互に利用し合い、製品を市場に投入することが可能となる。クロスライセンスの戦略は、特許権の抵触を回避し、製品の市場投入を円滑に進めるために有効である。特許権の抵触が発生する場合、クロスライセンスにより、関係する企業は互いに製品を販売できるだけでなく、市場を独占することも可能となる。これにより、企業は競争力を維持しつつ、特許権の有効活用を図ることができる。

クロスライセンス契約の締結には、いくつかの重要なポイントがある。まず、契約の範囲と条件を明確に定めることが必要である。特許権の利用範囲や期間、ライセンス料などの詳細を契約書に明記することで、後々のトラブルを防ぐことができる。また、契約の履行状況を定期的に確認し、必要に応じて契約内容を見直すことも重要である。さらに、クロスライセンス契約は、企業間の信頼関係に基づいて成立するものである。契約を締結する際には、相手方の信頼性や技術力を十分に評価し、慎重に判断することが求められる。信頼関係が確立されていない場合、契約の履行に問題が生じる可能性があるため、事前の調査と評価が不可欠である。

クロスライセンスは、特許権の有効活用と市場競争力の維持において重要な役割を果たす。企業は、クロスライセンス契約を通じて、特許権の相互利用を図り、技術の普及と市場の拡大を実現することができる。これにより、企業は持続的な成長と競争力の強化を図ることが可能となる。クロスライセンスは特許権の有効活用と市場競争力の維持において重要な戦略であり、企業間の信頼関係に基づいて慎重に運用されることが多い。

（６）パテントプール

数社の特許権などを集め、同業者が互いに産業財産権を持ち寄り、それを一括管理して市場を独占する戦略が存在する。この戦略はパテントプールと呼ばれ、クロスライセンスの発展型と見なされることが多い。参画する企業が個々に強力な特許権を所有していない場合でも、パテントプールを通じて強力な知的財産を共同で所有することが可能となる。パテントプールの利点は、複数の企業が協力して特許権を集約することで、個々の企業が単独で持つよりも強力な知的財産ポートフォリオを形成できる点にある。これにより、企業は市場における競争力を高め、技術的優位性を確保することができる。また、特許権の一括管理により、ライセンス交渉や特許権の行使が効率化されるため、コスト削減や迅速な対応が可能となる。しかし、パテントプールにはいくつかの課題も存在する。まず、契約の形が複雑になる可能性が高い。複数の企業が関与するため、各社の権利や義務を明確に定める必要があり、契約内容の調整には時間と労力がかかる。また、特許権の管理方法やライセンス条件についても詳細に取り決める必要があるため、契約締結前に慎重な検討が求められる。さらに、この戦略は独占禁止法に抵触するリスクも伴う。特に、市場における競争を制限するような取引が行われる場合、不当な取引制限として違法と判断される可能性がある。そのため、契約内容が独占禁止法に適合しているかどうかを確認することが重要である。必要に応じて、法的な専門家の助言を求めることが推奨される。

パテントプールは、数社が特許権を集約して市場を独占する戦略は、強力な知的財産ポートフォリオを形成し、競争力を高めるための有効な手段であるが、契約の複雑さや法的リスクを考慮し、慎重に対応することが求められる。

参考文献（第２章）

- [1] 特許庁「知的財産権について」，<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>
- [2] 中山信弘，特許法，弘文堂，2016
- [3] 特許庁「産業財産権制度の歴史（2010年9月30日）」，<https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/seido-rekishi.html>
- [4] 石井正，歴史のなかの特許，晃洋書房，2009
- [5] 渡部俊也，イノベーターの知財マネジメント，白桃書房，2012
- [6] 特許庁，工業所有権制度百年史 上・下・別巻，発明協会，1985
- [7] 鈴木伸夫，日本特許制度概史(2)－専売特許条例と特許条例－，特許研究第，24巻，1997，pp. 18-42
- [8] 丸山亮，日本特許制度概史(3)－パリ条約加盟と法制の整備－，特許研究第，25巻，1998，pp. 20-26
- [9] 特許庁「特許出願非公開制度について（令和6年2月2日）」，<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

- [10] 特許庁「職務発明制度の概要」, <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/shokumu/shokumu.html>
- [11] 特許庁「特許出願の早期審査・早期審理について」, <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>
- [12] 鈴木守, 安井友章, 分割出願の戦略的活用事例, パテント, 日本弁理士会, Vol.73, No.1, pp. 35-42, 2020
- [13] 特許庁, 2024 年度知的財産権制度入門テキスト, https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2024_nyumon.html
- [14] 特許庁「特許権に係るサブライセンスの保護の在り方について（平成 19 年 10 月）」, https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jisshiken_wg/document/03-shiryou/shiryou01.pdf

第3章 信託制度のなかの知財信託

第1節 背景・目的

知財信託とは、特許権者、商標権者や著作権者などの知的財産権を有する者が、知的財産管理の専門家に、その知的財産権の管理または処分およびその他の当該目的のために必要な行為を信託することをいう。特許権の侵害からの保護、効率的な管理および資金調達が目的となる。信託制度として2004年に信託業法が改正され、知的財産権等を含む財産権一般の受託が可能となることで導入された。本章では、信託制度のなかでの知財信託の構造を明らかにし、知財信託の活用形態や現状を把握することで、知的信託の分析で必要となる着目点について示す。

第2節 信託制度の基本構造

信託とは、色々な手続きや決定を、個別の契約でなく包括的に信用する他者に委託することである[1]。委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的にしたがって受益者のためにその財産（信託財産）の管理・運用などをする法制度である（図3-1）。受益者は信託財産から生じる利益を受取る権利である信託受益権を持つことになる。信託すると、委託者の財産の所有権は受託者に移転し、受託者が信託された財産の所有者となる点が、信託の最も大きな特徴である。また信託法や信託業法などの法律に基づいた法制度であるため、法的安定性がある。民法上の財産管理制度と比較すると、信託には名義の移転、排他的権限の取得、裁判所の関与の特性がある。さらには、財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能、導管機能（パススルー）がある[2]。

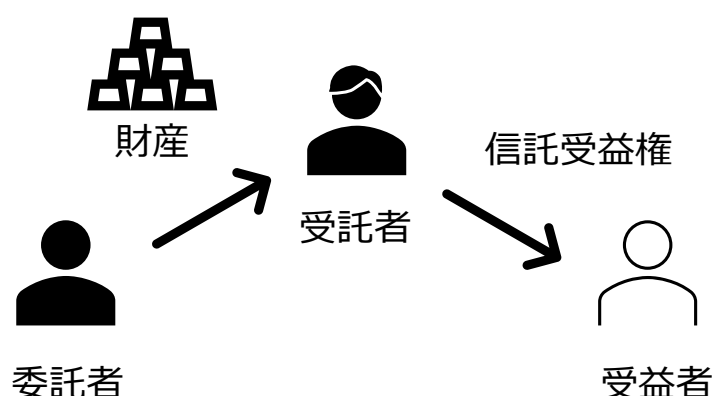


図3-1 信託の基本的な関係

出所：筆者作成

第3節 知財信託制度の歴史

1922（大正 11）年に制定された信託法（大正 11 年法律 62 号．以下，「旧信託法」という．）は，その第 1 条で，「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理または処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と規定し，信託財産が「財産権」とであると定めていた．財産権とは財産的価値を有する権利の総称で，物権，債権のほか知的財産権（特許権，意匠権，商標権，著作権）などがある．知的財産権については，信託の設定が可能であるということが旧信託法制定当初から解釈可能とも推察できたが，旧信託法と同時に制定された信託業法（大正 11 年法律 65 号）の第 4 条で，引き受け可能な財産の種類を制限していた．著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律（昭和 14 年法律 67 号）およびその後継である著作権等管理事業法（平成 12 年法律 131 号）に基づく音楽著作権信託を除き，2004（平成 16）年の信託業法（平成 16 年法律 154 号）の改正まで知的財産権の信託が設定されてこなかった[3]．

金融商品の多様化とともに，信託の仕組みは，経済の活性化や「市場型間接金融」という新たな金融の流れを構築する手助けとして，さまざまな場面で重要な役割を果たすことが期待された．従来，信託制度における信託業の担い手は信託兼営金融機関のみであったが，金融商品の多様化とともに，多様な信託商品の提供を行いたいなどのニーズが高まったことを受け，知的財産に信託を利用できないことによって円滑な事業活動および知的財産の流動化が妨げられている現状と，特許権や著作権の信託による資金調達のニーズが大きいことが指摘された[4]．2004 年（平成 16 年）に「信託業法」が改正された．受託可能資産の限定の撤廃が行われ，知的財産権等を含む財産権一般についても信託の受託が可能となるとともに，信託業の担い手が拡大され，金融機関以外の事業会社の参入が可能となった．この信託業法の改正までは，信託可能な財産は(1)金銭，(2)有価証券，(3)金銭債権，(4)動産，(5)土地およびその定着物，(6)地上権および土地の賃借権の 6 種類に限定されていた（改正前信託業法 4 条）．また，この改正で，特許権等の知的財産権も信託の対象となり，知的財産を証券化するという資金調達手法や，グループ会社での知的財産の管理巡用制度構築のために，信託が用いられることが可能となった．2006 年（平成 18 年）に「信託法」が改正され，従来の信託形態に加えて，信託の分割，併合の他，委託者自らが受託者となる自己信託等が認められることとなった．委託者と受託者が同一人である自己信託は，権利は移転していないものの，権利が信託財産に属することになり，自分のために財産を管理運用することが可能となった．

特許権等が信託財産であることの公示と権利の変動の公示が可能とするため，2008 年（平成 20 年）に特許法等が改正された．特許権等は，財産権として信託の成立が可能となった（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項，第 3 条および第 4 条）が，信託の登記・登録についての第三者対抗要件を備えさせるため，信託財産であることの公示と権利の変動の公示を可能とすべく，権利の移転の登録申請と信託の登録申請とを同時に認めるために特許登録例第 60 条，実用新案登録令第 7 条，意匠登録令第 7 条，商標登録令第 10 条が改正されている．また権利移転のない自己信託でも特許登録原簿上に公示するため，その登録が効力発生要件となった．

第4節 知財信託制度の活用形態

知財信託とは、知的財産を信託財産として管理・活用するため、知財専門家である知財信託会社に託すことである（図3-2）。知的財産権は無体物であるため、不動産や動産などの財産とは異なった特徴がある。特徴の1つとして、知的財産権は同時に誰でも実施可能であるため、特許権者が自己の特許発明を誰がどこで実施しているのかを把握することは不可能である。そのため、特許権の侵害者を発見するための管理負担は大きい。侵害者を特定できても、特許権者は特許活用のための交渉、警告状の送付や訴訟の提起をしなければならず、知的財産に関する法知識だけでなく、技術的な専門知識を要する。また特許権を取得するためには、特許庁への出願等の手続きを要する。そのため、特許出願から特許活用まで全部を自社で完遂することは、敷居が高い。

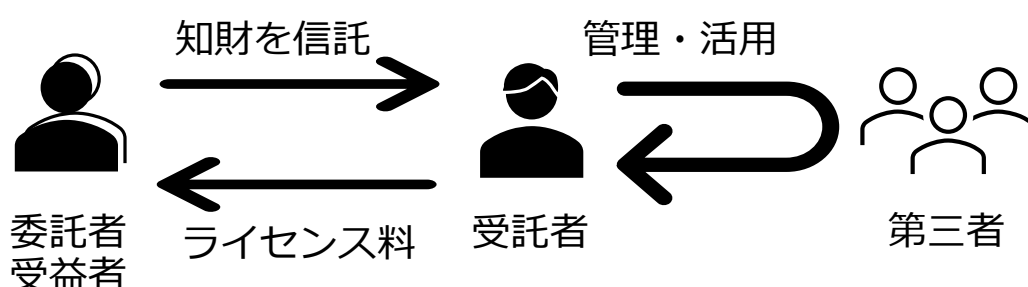


図3-2 知財信託の関係

出所：筆者作成

知財信託は、知的財産権の財産管理の困難性を解消させることができる。信託の財産管理機能により、特許庁への出願から登録、特許活用の交渉、警告状の送付や訴訟の提起など、自己名義でないとできない管理行為を受託者が行ってくれる。特にスタートアップから中小企業のように自社で知的財産の管理が困難な会社であっても、知財信託を利用することで、自己が保有する知的財産権について専門知識を持った受託者に任せることができ、自社の本業に集中することができる。

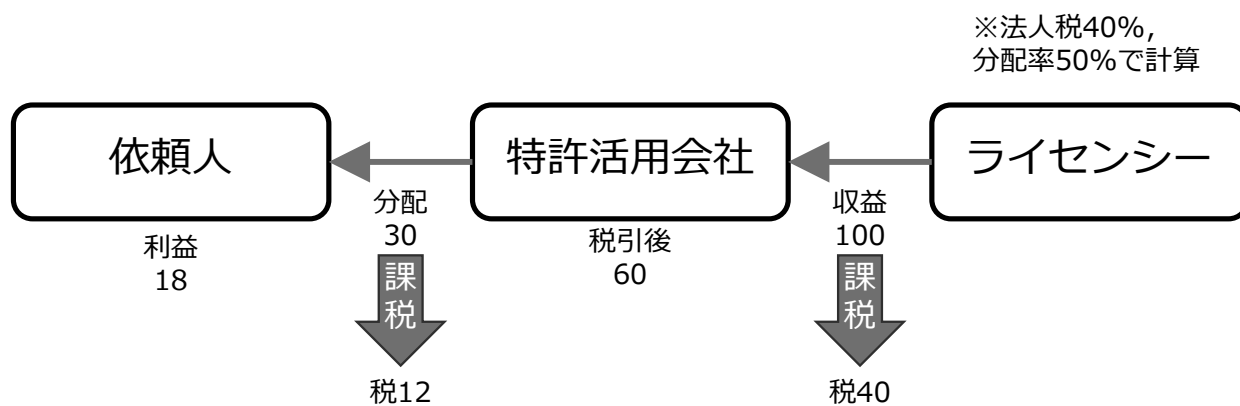
権利を自己保有する場合と比較すると、知財信託を利用することで、権利の運用・管理から解放されながら、自社での利用（実施）や、ライセンスを設定した場合のライセンス料の受領は継続的に得ることが可能となる。また権利売却した場合は、一時的に収入を得られるが、それ以降の利用やライセンス料の受領は望めない（表3-1）。

表3-1 自己保有、知財信託、権利売却の比較

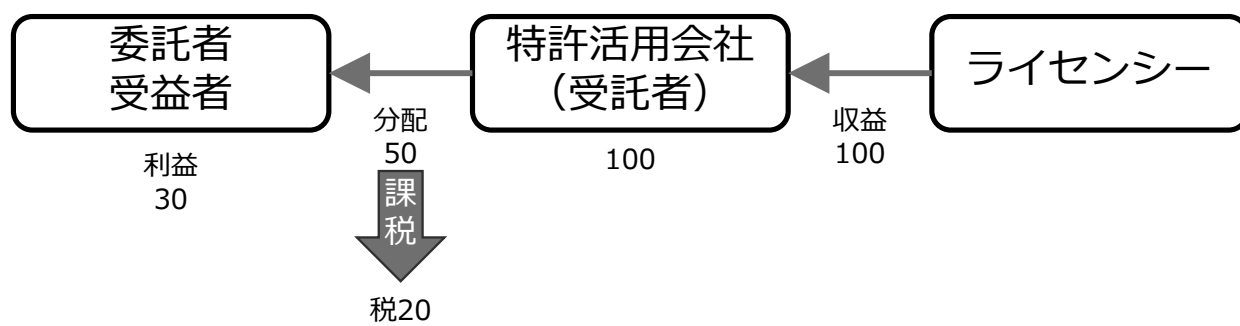
	自己保有	知財信託	権利売却
保有者	自社	受託者	売却先
発明の利用	できる	できる	できない
管理	自社	受託者	必要なし
ライセンス収入	全額	報酬等を除く全額	なし

出所：筆者作成

さらに信託の導管機能（パススルー）により，税務上，受益者が信託財産を保有している者として扱われるので，知的財産権の譲渡ごとに課税問題が生じない[5]（図 3-3）．他に資金調達を容易にすることができる．特許権を受託者に信託することで，特許活用の対価が得やすくなり，新たな製品や事業への投資が可能となる．活動資金を得てファンド化することにより，より強固に管理し特許活用することが可能となる．また信託であることから倒産隔離機能を有しており，委託者から知的財産権が切り離されているので委託者の倒産リスクを回避できる．仮に受託者が倒産しても，破産管財人から信託された知的財産権にかかるライセンス契約を解除されるリスクを回避できる．



①信託契約なしのケース



②信託契約ありのケース

図 3-3 パススルーの説明図

出所：筆者作成

第 5 節 知財信託制度の法的課題

知財信託は信託法が根拠となるが、産業財産権との関係で法的に疑義が生じる論点について解釈について言及する。

(1) 原告適格

原告適格とは、一定の権利関係について、原告として訴訟を適法に追行し判決を受けることのできる資格のことをいう。原告適格は、特許法においては日本やドイツなどの大陸法系の国では問題となることは少ないが、英米法においては大きな論点となる部分である。すなわち、英米法における原告適格とは、「訴えの利益」や「当事者適格」とも訳され、英米法辞典によると、特に憲法上の裁判などで問題となり、当該争訟の解決によって自己の法律上の権利義務に影響を受けるものおよび単なる一般人としての関心を

越えてその法律問題について事実上の利害関係を持つものに認められるものであるとされる[6][7].

日本においては、特許権の信託を受けた受託者は、原告適格を有していることから特許権者として侵害行為者に対して、差止請求訴訟および損害賠償請求を提起することができる[8]. 請求可能な損害賠償額として、特許法第 102 条 1 項の逸失利益、同条 2 項の侵害者利益推定額、または同条 3 項の実施料相当額があり、この内 1 項および 2 項は請求者が実施していることを要件としている。受託者は特許権者として損害賠償請求できるが、自らが特許発明を実施していないときは、同条 1 項および 2 項に基づく損害賠償請求はできないこととなる[9].

米国においては、特許侵害訴訟を提起するための原告たりうる資格として法的な名義が必要であるとされている(米国特許法 201 条および 100 条参照)。日本では特許庁の原簿への登録が効力発生要件であるが、米国において登録は第三者対抗要件に過ぎず、実際の特許の譲渡の有効性は譲渡契約を裁判所が検討して判断される。その際に、特許譲渡契約によって法的な名義が新権利者に移転するとすれば、これは原告適格ありと判断されるが、譲渡契約の検討の結果当該特許に基づく提訴権を含む「すべての実質的な権利」が移転されているかどうか判断され、それが移転されていないとすると原告適格がないと判断され得る。このとき、特許譲渡と形式的に謳っていたとしても、それが実質的な意味で「すべての実質的な権利」が移転していない場合には当該特許譲渡は有効な譲渡とはいえない。たとえば、新権利者が旧権利者の管理監督権に服しているような場合や譲渡制限などの制限があるような場合、旧権利者が訴訟を提起する権利を留保しているような場合など当該特許譲渡が有効でないとされる場合がありうる。

一方、米国法における知財信託の場合は、前述のとおり、コモンロー上の所有権とエクイティ上の所有権が分離し、コモンロー上の名義とその特許権の活用によって生じたロイヤリティを受ける受益権とが別々の主体に帰属することを前提とした制度である。したがって、仮に受益権が元の特許権者に残存していたとしても合法的に旧権利者は当該特許権の活用に関する利益を受領する権利を有する。他方、当該信託財産たる特許権の受託者は完全な法的な名義を有するため、単独で特許侵害訴訟を提起することが可能である。したがって知財信託の場合に原告適格が問題となることは少ないであろう。この点も知財信託を用いるメリットといえる。

(2) PAE との違い

PAE とは特許主張主体 (Patent Assertion Entities) のことを指し、主に特許権を取得し、被疑侵害者に対して権利主張することによって収益を生み出すことを目指す企業をいう[10]。PAE は、特許庁への出願手続を通じて特許権を取得するのではなく、第三者から調達し、その特許権を主張することが多い。すなわち、PAE は特許権を主たる経営資産としており、製品の製造、頒布、販売等の事業を行っていない。PAE は特許権の権利行使の形態によって PAE のビジネスモデルを 2 つに分類できると認識し、これらを「ポートフォリオ PAE (Portfolio PAE)」と「訴訟 PAE (Litigation PAE)」と FTC は名付けた。

このような PAE と知財信託によって設立された事業体と何が異なるのかは、特許譲渡と知財信託による委託との違いにも関係している。特許譲渡はある特許権全体を譲受人に移転することによりその特許権の権能たる差止請求権や損害賠償請求権などの地位を移転する。一方、信託は所有権(この場合、特許権)が法的な名義と受益権とに分離することが特徴である。信託を利用すると、特許譲渡と法的には近いものとなり得るところ、受託者は一般に、信託以外の実態的な事業を行っていないことが多い。すなわ

ち、当該特許権の実施の事業に係る事業を実施していない場合が多い。第三者、特に権利主張を受ける立場の視点からみると、知財信託は、いわゆる特許権の行使のみを生業とする PAE（パテントトロール）と同じ活動にみえてしまう。知財信託の受託者は特許権の権利主張も行うのであるから、PAE と呼ばれてもしかたない面があるが、悪者の意味で PAE と同一視されてしまうのは不当な扱いになってしまう。知財信託の場合は、委託者と受託者との間に信託契約があり、信頼関係があるので、委託者の意に反するような行動を受託者はとれない。委託者の顧客に対し、法外なロイヤリティを請求することや、顧客のビジネスを差し止めすることはできない。一方、PAE には特許権の提供者の顧客であっても関係なく権利主張するので、知財信託の場合は PAE と同一視される懸念は少ないと考える。

（３）特許法第 102 条第 1 項および第 2 項の問題

特許権者は、特許権を侵害した者に対し、侵害行為を不法行為として民法 709 条に基づいて損害賠償を請求することができる。一般に、不法行為に基づく損害賠償請求については、不法行為者の故意・過失や、権利者が被った損害の額、権利侵害行為と損害との因果関係を、権利者が主張・立証しなければならない。しかし、特許権侵害について因果関係のある損害の額を立証することは、非常に困難である。なぜなら、有体物を壊されたり盗まれたりしてその使用・収益を阻まれる場合と異なり、特許権を侵害されても権利者がその発明を実施すること自体は可能であって、特許権侵害による損害は、侵害行為のために正規品が売れなかったとかライセンス料を得られなかったといった逸失利益・消極的損害であるからである。そこで特許法は、同法 102 条に損害額の推定等の規定を設けて、特許権者の立証困難の軽減を図っている。特許権侵害訴訟においても、同条に基づいて損害額が主張・立証され、裁判所の判断がされる。

知財信託制度の導入時より指摘されてきた課題として、特許法 102 条 1 項または 2 項の損害賠償に対する推定が受けられないのではないか、という論点がある。なお特許法 103 条 3 項の実施料相当額を損害額と推定する規定は適用されると解されている。

この点、知財信託の対象である特許権が SEP (Standard Essential Patent, 標準必須特許) である場合は、通常の実施料相当額のロイヤリティを請求するという実務が普及しており、さほど特許法 102 条 1 項または 2 項による損害額の推定の議論にならないことが多い。しかしながら、知財信託の対象の特許権が通常の特許権の場合、信託会社がその損害賠償を請求する際に、自己実施を行っていないため、特許法 102 条 1 項または 2 項による損害額の推定が受けられないとすると、信託をしたことによって十分な損害賠償を受けられなくなるという可能性が高くなる。これが知財信託を利用するのに躊躇する理由の 1 つである。この点、日本において裁判所で扱われたことはない。しかしながら、知財信託を利用することによって特許法 102 条 1 項または 2 項の適用が認められないとすると、知財信託をするインセンティブが失われるのみならず、侵害者の侵害行為を誘発してしまうおそれもある。委託者、受託者、受益者の利益状況は、信託義務や善管注意義務をもって明らかに一体性があるといえるからである。

（４）消尽の迂回

特許権の消尽とは、特許権等の拡布によって特許権が用い尽くされてしまう（消尽）ことで、特許発明の実施品が、特許権者やライセンシーによって販売されるなど、適法に流通に置かれたときは、その実施品の転売について特許権の効力は及ばないと解されている。このような状態を特許権の消尽と呼び、輸出

入が伴わない場合における消尽を特に国内消尽と呼ぶ。

権利者から第三者に移転する特許譲渡と同じように、知財信託でも権利者（委託者）から受託者へ特許権が移転されている。ともに特許権と実施の事業とが分離するため、当然には消尽のトリガーとはならないと考えられるが、明示または黙示の通常実施権の許諾の有無によっても判断が分かれる。

第6節 知財信託制度の現状

信託登録（特許権）の件数推移をみると、信託業法の改正直後に多く登録され、2015 年まで微増であった。2016 年以降は毎年ように信託登録の件数が大きく伸び、再び 2018 年以降は微増となったが 2022 年に急増した（図 3-4）。積極的に知財信託を活用する事業として広く定着したわけではないが、現在でも特許活用で知財信託を取り入れようとする動きがあるといえる。

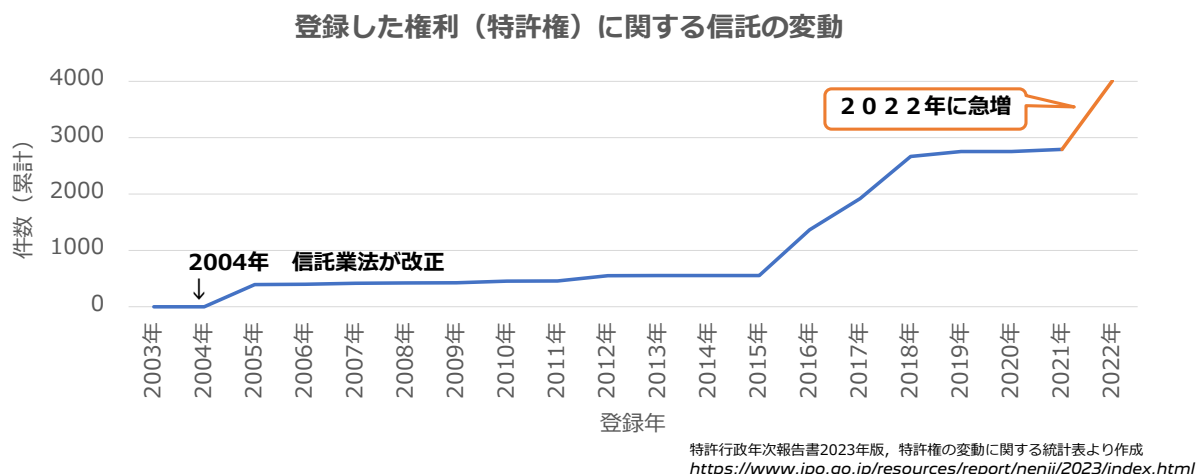


図 3-4 信託登録(特許権)の件数推移

出所：特許庁[11]より筆者作成

第7節 知財信託の類型

特許庁の特許データから信託登録記事の記録がある特許データを抽出し、特許権の信託を活用している権利者（知財信託会社）を統計的に処理したところ、Joyson Safety Systems Japan（以下、JSSJ）、パナソニック I P マネジメント（以下、PIPM）、合同会社 IP Bridge1 号、東芝 I P R ソリューション（以下、東芝 IPR）、コクヨ、マレリ、サンパテントトラストが上位にランキングされた（図 3-5）。ほか日立プラズマパテントライセンスリング（以下、日立 PPL）や日之出水道機器など多くの企業が利用している。

JSSJ は 2017 年に経営破綻したタカタ株式会社の名義であった特許を保有していたので、破産処理とし

ての知財信託の活用と考えられる。マレリも同様である。PIPM はパナソニック株式会社が 100%出資する知的財産専門会社で、パナソニックグループの知財管理が事業目的である。合同会社 IP Bridge 号は IP Bridge の子会社として組成した知財ファンドで、事業内容は知的財産権の調達およびライセンス供与、知的財産権を利用した事業に関する助言およびコンサルティングある。東芝 IPR とコクヨはグループ会社の知財管理が主事業である。サンパテントトラストは特許ライセンスを事業目的にしているアメリカの会社で、日立 PPL はプラズマディスプレイパネル特許の管理・運用を行う会社である。なお、東芝 IPR、コクヨ、日立 PPL については信託に関する記録が 2014 年以降ないので、現在は活動していないと考えられる。

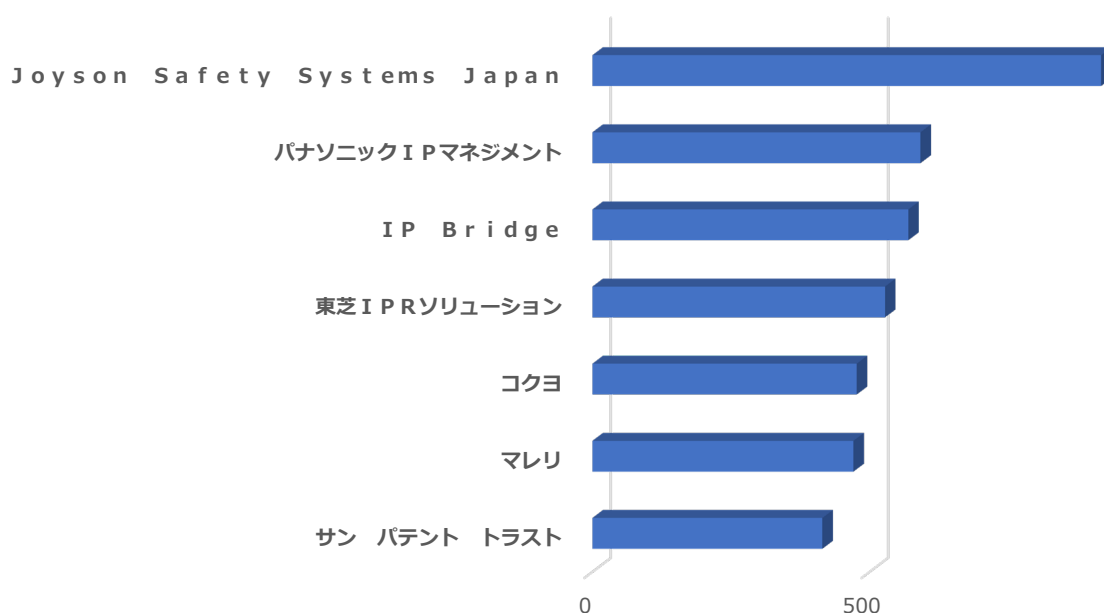
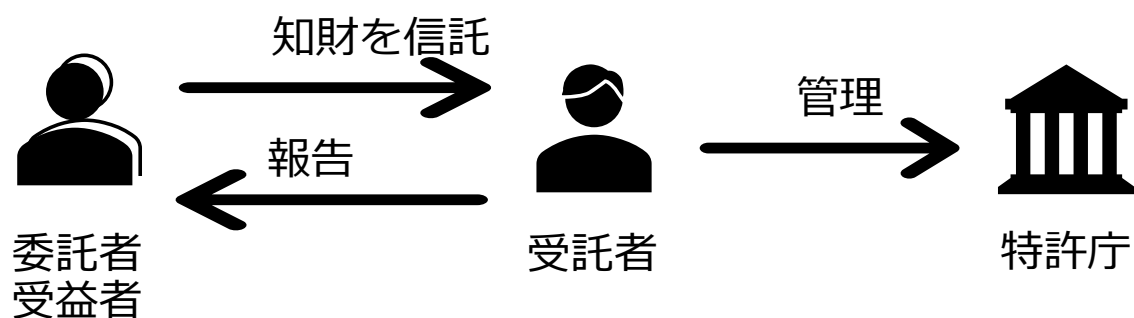


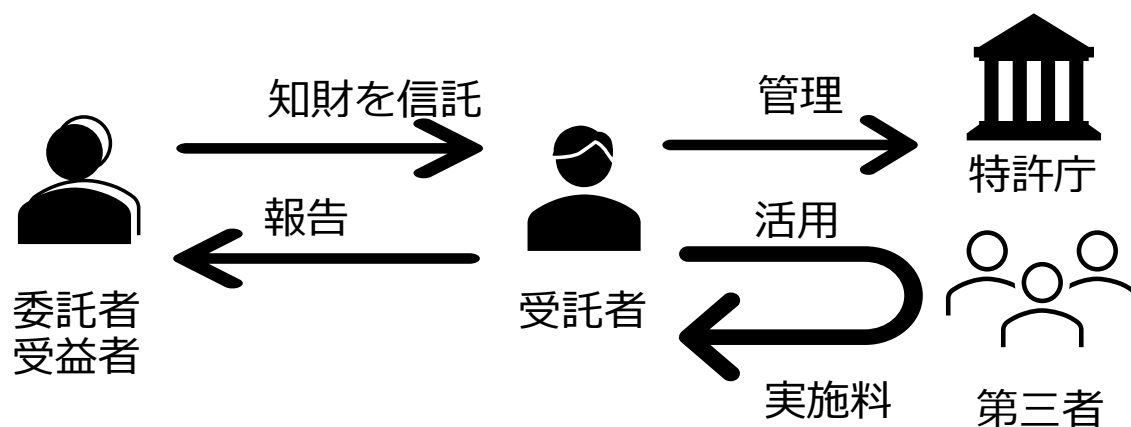
図 3-5 特許権の信託を活用している権利者

出所：J-PlatPat の検索結果より筆者作成

知財信託の誕生から、いくつかの知財信託を扱う会社が出てきて、多くの知財信託の類型が出てきたが、知財信託は管理型と活用型に大きく分けられる（図 3-6）。知財信託の管理型は、大手企業がグループ各社の知的財産権を集中管理する目的で知財信託を有効活用している類型である。いわゆる知的財産部門の分社化の一形態である。管理型の例として、パナソニックグループのパナソニック IP マネジメントに代表されるが、信託業法の改正当初はコクヨ[12]や日本発条（ニッパツ）[13]も話題になっていた。一方、知財信託の活用型は、知的財産権の管理に加え、第三者への特許ライセンスなどの知財の流通まで行う類型となる。活用型の例として、九州大学発ベンチャーの事例[14]、IP Bridge や 2021 年に営業開始したパソナ知財信託などがある。IP Bridge とパソナ知財信託の 2 社は、今現在でも知財信託を有効活用している企業であって、他社から多くの特許権を集めて管理し、またオープン・イノベーションを図る一手法として、特許権の活用を図っていくというスキームをもって活動している点で共通している。



①管理型の知財信託



②活用型の知財信託

図 3-6 知財信託の種類

出所：筆者作成

このように知財信託は管理型と活用型に大きく分けられるが、管理型であっても目的が異なるケースがあり、活用型についても信託対象となる権利の状況から、さらに分類することができる（表 3-2）。管理型においては、グループ企業内の知的財産を一元的に管理することで、管理コストを削減し、効率的な運用を目的とする企業グループ内管理型[15][16]と、企業の倒産後に知的財産の保護と有効活用を目的とした倒産管理型がある。活用型においては、特許出願や特許権の管理をベースに特許活用を行う管理活用型と、特許活用を主目的に扱う流通活用型がある。

表 3-2 知財信託会社の分類

大分類	小分類	知財信託会社
管理型	企業グループ内管理型	コクヨ、東芝IPR、日本発条（ニッパツ）など
	倒産管理型	JSSJ社（旧タカタ）、マレリ
活用型	管理活用型	パナソニック I P マネジメン ト、日立PPL、日之出水道機 器など
	流通活用型	パソナ知財信託、I P ブリッ ジ、三菱UFJ信託銀行、サン パテントトラスト、大学技術 移転機関（T L O）など

出所：筆者作成

第 8 節 まとめ

本章では、信託登録を受けている特許権の実態と特許活用のスキームとの関係から、知財信託の類型を 4 つに分類した。また知財信託を利用して、どのように特許活用できるかを視点から、税制面や法的信頼性のメリットと、管理面や米国訴訟の課題をデメリットとして導いた。知財信託は、その活用が期待され法改正により導入された制度で法的基盤が整っているが、知財信託の利用率が伸び悩んでいるのは、信託特有の課題が残っているためである。日本の信託制度は、事実上、信託銀行が受託者とするものであり、多くが金融商品であるという状況であったため、知的財産を含む商品として信託スキームを構築する観点から柔軟性が欠けているからである。

参考文献（第 3 章）

- [1] 一般社団法人信託協会「信託について」, <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/>
- [2] 財団法人知的財産研究所編・新井誠, 渡辺宏之著「知的財産権の信託」(雄松堂出版, 2004 年)
- [3] 諏訪野大, 知的財産と信託:課題と展望, 特許研究, 独立行政法人工業所有権情報・研修館, No. 54, pp. 29-37, 2012
- [4] 経済産業省「知的財産の信託に関する緊急提言」(平成 15 年 3 月 14 日), 経済産業省・産業構造

- 審議会「知的財産権の信託事業に関する緊急提言第二次緊急提言」（平成 15 年 5 月 20 日）等参照.
- [5] 「知的財産の信託制度導入に係る実務的諸問題の調査研究報告書（平成 15 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）」， p85， 財団法人知的財産研究所， 2004 年
- [6] 田中英夫編， 英米法辞典， 東京大学出版会， 1991， p803
- [7] 齊藤尚男， 米国特許判例に基づく特許譲渡契約の留意点-適法な特許権譲渡と当事者適格の検討を中心に-， 知財管理， 65 巻， 7 号， 2015， p874
- [8] 諏訪野大， 信託財産法人としての知的財産権， 慶應義塾大学法学研究会， 法學研究， 96 巻， 1 号， 2023， pp. 249-274
- [9] 齊藤尚男， 日米における知財信託の考察， 知財ぷりずむ誌， no. 260， 2024 年 5 月， pp1-23
- [10] FTC レポート (FTC Patent Assertion Entity Activity: An FTC Study (Federal Trade Commission, October 2016)), <https://www.ftc.gov/reports/patent-assertion-entity-activity-ftc-study> (2024.10.11 確認)， 42 ページなど
- [11] 特許庁「特許行政年次報告書 2024 年版」， <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/index.html>
- [12] コクヨ株式会社， プレスリリース「グループ内の知的財産を管理・活用する信託業を開始」， 2006 年 8 月 8 日， 参照： ビジネス+IT (SB クリエイティブ株式会社ホームページ， <https://www.sbbiit.jp/article/cont1/11749>， 2024 年 6 月 1 日アクセス)
- [13] 日本発条「信託によるグループ知的財産の集中管理・活用に関するお知らせ」， 発行日：平成 17 年 9 月 15 日， <https://english.nhkspg.co.jp/news/release/pdfs/20050915.pdf> (2024 年 3 月 30 日アクセス)
- [14] 三菱 UFJ 信託銀行「知的財産権信託を活用したライセンス契約締結について」， 発行日：平成 20 年 4 月 25 日， https://www.tr.mufg.jp/ippan/release/pdf_mutb/080425_1.pdf (2024 年 6 月 1 日アクセス)
- [15] 京本直樹ら「グループ企業における知的財産の一元管理手法—信託の利用を中心として—」 知財管理， 58 巻， 10 号， p1257-1265， 2008
- [16] 渡辺宏之， 「知的財産権の一括管理と信託」 知財管理 vol155, No5, 2005, p531-539

第4章 特許活用と知財信託との関係

第1節 企業における特許活用

本章では、企業における特許活用の類型について整理し、特許活用が注目される背景から特許活用会社の構造を把握し、知財信託と特許活用との関係で本研究の分析に必要となる着目点について示す。

特許活用とは、特許権を取得した発明を、製品やサービスの開発・製造・販売・輸出等に利用することにより、経済的利益を得ることである。特許法は、特許権に独占的に実施できる権利を認めているため、特許活用することで、競合他社から差別化を図り、市場シェアを拡大することができる。特許活用は、企業の競争力強化や収益向上に効果的な手段で、特許権を有効に活用することで、大きな利益を得ることも期待できる。特許活用には、次のように、いくつかの類型がある。

（１）自社製品・サービスの開発・製造・販売での活用

自社製品・サービスに特許技術を活用し、競合他社から差別化を図り、市場シェアを拡大することができる。特許権は特許侵害を行った企業に対して損害賠償金や差止請求が可能であるため、競合相手に対しては特許技術を使わせないことにより、市場シェアを守ることができる。この場合、自社事業の自由度を高める権利範囲を有する特許権が求められる。

（２）ライセンス許諾での活用

ライセンス許諾することで、特許技術を活用した製品・サービスを開発・製造・販売する企業からロイヤリティ収入を得ることができる。この場合、自社だけでなく他社も使うであろう広い権利範囲の特許権が求められる。権利範囲によっては、特許権の売却も選択肢に含まれる。また大きな成果を得るためには米国特許の存在が重要となってくる。米国はマーケットが大きく、グローバル企業との特許交渉は米国特許の存在が不可欠になるからである。米国特許訴訟は、日本と比較して訴訟判決時の損害賠償額が大きい。掛かる訴訟費用も桁違いに高い。

（３）商品や技術の宣伝での活用

特許権の取得は、企業の信用や信頼を向上させ、販売促進に役立てる効果も期待できる。特許権は、発明を独占的に実施できる権利であり、これは企業の技術力を証明するものとして、消費者や取引先からの信頼や評価を高める効果がある。また、特許権は、企業のブランドイメージを向上させる効果もある。花王のヘルシア緑茶[1]のように、特許技術を活用した製品やサービスを開発・販売することで、独自のブランドを構築することができる。BtoCの場面に限らず、出資、融資や補助金を得るときに、金融機関、投資家や公的機関へのアピールにもなる。この場合、事業形態にマッチした特許権が求められる。

第2節 特許活用が注目される背景

(1) 事業再編等の知財戦略の変更

事業の選択や集中により、従来、事業に合わない特許権は放棄されることが多かった。知的財産はバランスシートに計上されないが、知的資産として見直されるようになり、特許権取得のためのコストを投資と考えると、余剰な特許資産であっても経営資源として投資回収する機会を探るべきともいえる。これは、新たな事業の投資の原資ともなるし、その後の知財戦略に生かされることにもなる。

(2) コーポレートガバナンス・コードの改定

コーポレートガバナンス・コードとは、企業の経営の透明性や説明責任を高め、株主や投資家など利害関係者の利益を保護するための指針で、2015年に金融庁と東京証券取引所が共同で策定した。企業の経営をより透明で説明責任のあるものにし、株主や投資家など利害関係者の利益を保護するための重要な役割を果たすものであるが、2021年の改定[2]により、上場企業に対して、知的財産の管理・活用も積極的に行うことを促すことになった。IP ランドスケープ (IP(Intellectual Property:知的財産)と Landscape (風景, 環境, 見通し)を組み合わせた造語) の広まりもあり、知的財産に関する意識は高まっている。その知的財産は企業の重要な経営資源であり、その保護・活用は企業の持続的成長に不可欠であるためである。非財務情報の無形資産である知的財産への取組みに関する情報の開示は、特許活用を積極的に収益向上に結び付けているアピールや、ライセンス許諾や売却でキャッシュフローを生む資産であるアピールにつながる。

(3) 大学知財の特許活用の促進

国立大学は、教育研究活動を行うことを目的とした法人であるため、収益事業の実施ができるかについて疑義があった。しかし、国立大学法人法に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であるため、国立大学法人法に規定された業務を行う中で、収益を伴うことまでを否定するものではない[3]。文部科学省は国立大学経営力戦略[4]で収益を伴う事業の明確化を示し、事務連絡[5]で収益を伴う事業の具体例を示し、成果の普及・活用促進を目的するものであり、教育研究活動と離れて行うことができないと示した。

2013年に日本再興戦略[6]で、今後10年間で20以上の大学発新産業創出を目指し、国立大学のイノベーション機能を強化するため、国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とした。政府は1,000億円を4大学(東京大学 437億円, 京都大学 272億円, 大阪大学 166億円, 東北大学 125億円)に出資し、ベンチャーキャピタルが設置された。後に国立大学によるギャップファンドによる支援やライセンス提供の際の新株予約権の取得が可能となった[7]。さらに大学知財ガバナンスガイドライン[8]において、社会実装機会の最大化を目的に、研究成果から知財を確保し、権利行使も視野に知財ライセンスを成立する正の連鎖が実現させるマーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントを示した。国立大学の知財予算が投資をして扱われ、知財ライセンスを通じて大学の資産形成につなげること

で、大学知財イノベーションエコシステムが提唱された。現に大学等における特許権実施等収入は増加傾向にある[9]。

（４）知財信託と他の特許活用スキームとの比較

特許活用の方法について、知財信託以外のスキームと比較しながら説明する（図 4-1）[10]。

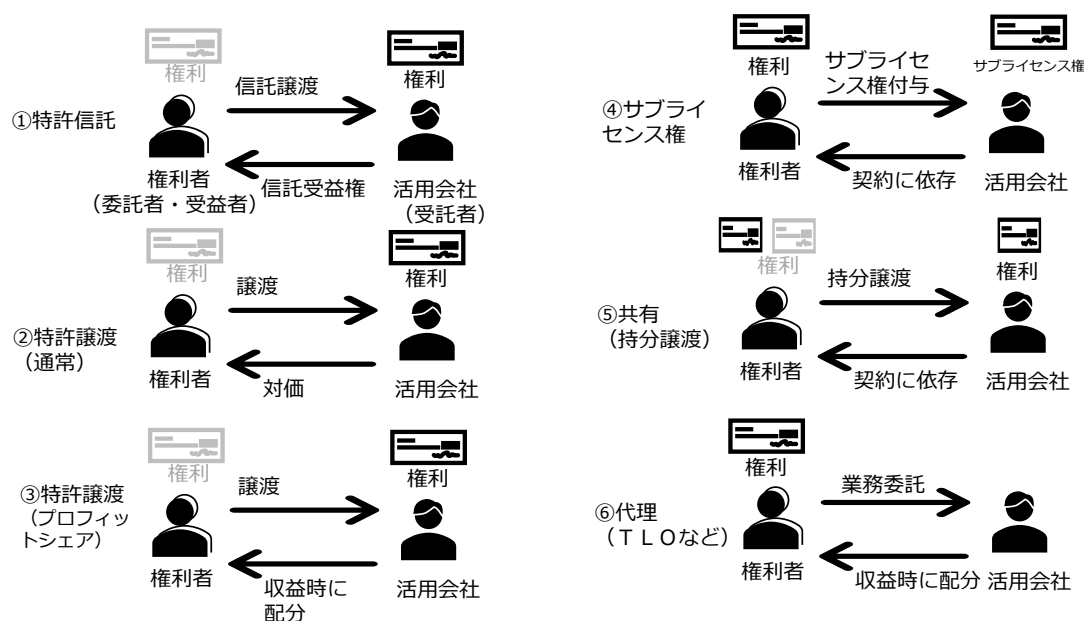


図 4-1 知財信託を含む特許活用のスキーム比較

出所：渡邊ら[10]より筆者作成

特許権者が外部機関と連携して、特許活用することを前提にしている。①特許信託は、本研究のターゲットである特許信託である。受託者は特許権を信託してもらい、委託者に信託受益権を発行する。委託者は、この信託受益権を売却することですぐにキャッシュ化することも可能である。信託を活用する場合、受託者側は信託に関する免許を取得する必要がある。②特許譲渡（通常）、③特許譲渡（プロフィットシェア）はいずれも通常の特許譲渡であるが、権利者が対価を受け取るタイミングが異なる。②は通常の特許売却であり、特許譲渡とともに対価を受け取る。③は特許譲渡時ではなく、収益化できたタイミングで収益の一部を受け取る。この③の方式は紐付き譲渡、プロフィットシェアとも呼ばれ、欧米の特許活用会社において一般的なスキームであり、価値評価が困難な特許資産に対して、収益化によりその価値を現実化できたタイミングでその収益に応じて対価を分配するため、特許の価値をある意味合理的に評価して売却価格を後から決定するスキームともいえる。④サブライセンス権、⑤共有、⑥代理は権利者が特許権を保有したまま、外部活用により収益化しようというスキームであるが、その分、活用会社が活用を行う際に制約があるなどデメリットも発生する。

また、①～⑥の各スキームについて、特許権保有者（年金支払い義務者）、活用する側に免許・認可が

必要かどうか、活用する側が自ら権利化、原告適格（訴訟が可能かどうか）の観点で特徴を整理したものが表 4-1 である。免許・認可については、①の信託以外は特に必要ないので、②～⑥のスキームであれば、すぐにでも特許活用ビジネスを行うことは可能である。権利化、ライセンス交渉、単独訴訟に関しては、活用会社が権利を保有していない④と⑥のスキームで、活用会社自らが日本国内で行えることには法律上、制約がある。ただし、活用会社が単独で米国において特許訴訟を行う際には、活用会社自らが特許権をコントロールできる立場にないと判断され、原告適格を問われる課題が残る。

表 4-1 知財信託を含む特許活用のスキーム比較

	特許費用 の負担	信託業務 の免許登録	収益時の 課税対象	権利化 手続き	原告 適格
①特許信託	活用会社	必要	権利者のみ (パススルー)	活用会社	活用会社
②特許譲渡（通常）	活用会社	不要	権利者	活用会社	活用会社
③特許譲渡 （プロフィットシェア）	活用会社	不要	権利者 活用会社	活用会社	活用会社
④サブライセンス権	権利者	不要	権利者 活用会社	権利者	権利者
⑤共有（持分譲渡）	権利者 活用会社	不要	権利者 活用会社	権利者 活用会社	権利者 活用会社
⑥代理（TLOなど）	権利者	不要	権利者 活用会社	権利者	権利者

出所：渡邊ら[10]より筆者作成

第3節 特許活用会社の役割

特許活用において外部機関の活用を検討した場合、自社製品・サービスの開発・製造・販売や商品や技術の宣伝の場合、自社で実行することになるが、ライセンス許諾での活用をとる場合、特許活用会社の利用（委託）が考えられる。

（1）特許活用の可能性の検討

実際に特許活用するか否かを判断する場合、自社特許のレビュー、他社特許のレビュー、自社特許と他社特許のマッチング、マーケット分析、特許の有効性分析、リソース（人員、予算の割り当て）などを検討し、特許活用の活動計画を立てることになる。

（２）特許管理会社の設立

多くの項目について検討した特許活用の活動計画を実行するか否かについては、経営判断することになるが、よほどの強力な知財体制を持つ企業でもない限り、自社で特許活用を実行することは困難であり、外部機関に特許活用を委託するほうがよいケースが多い。本業を担う自社とは別の外部機関（図 4-2）を設立することで、自らの資金だけでなく、外部資金が得られやすくなる。外部資金を獲得するためには、さらに入念な事業プランを立てる必要があるが、特許の価値が判断できる投資家に賛同されやすいため、投資家の出資が期待でき、活動資金を確保することができる。

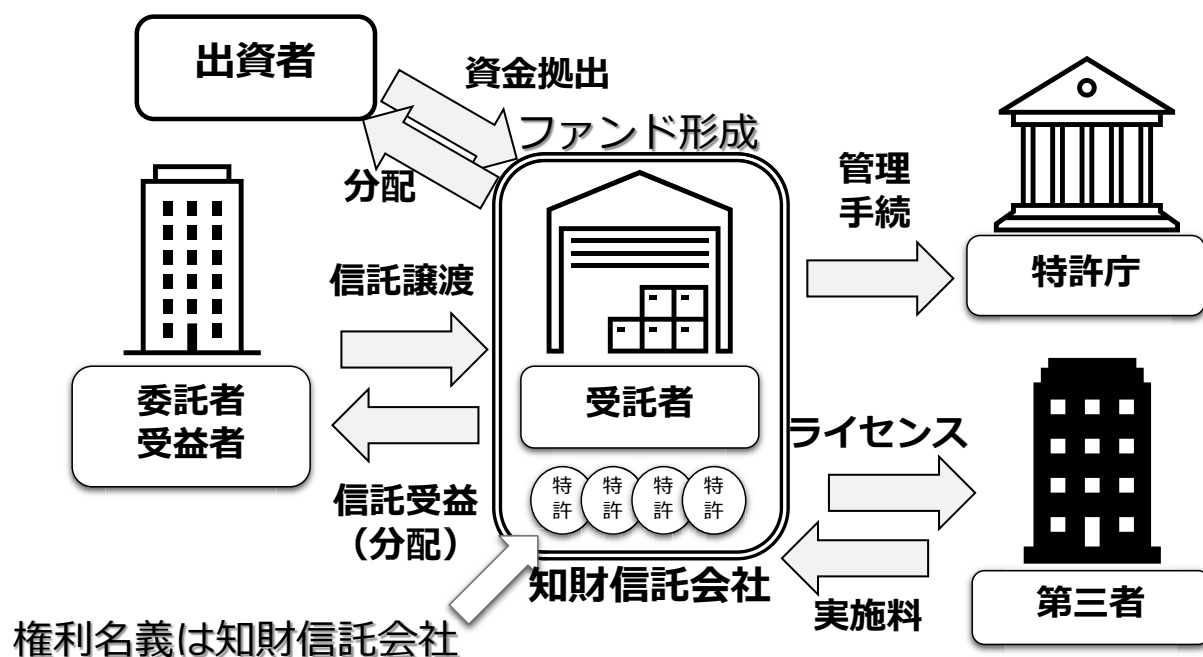


図 4-2 特許活用を目的として知財信託会社のスキーム

出所：筆者作成

あえて自社との関係から切り離して、自社事業に直接的な影響を無くし、特許活用会社で特許活用することには以下のメリットがある。

- ・クロスライセンスの影響を受けないため、ライセンス料が減らない。
- ・交渉相手から反訴などの対抗手段を受けても、自社に影響がない。
- ・自社へのレピュテーションリスク（企業の評判や信頼が損なわれることで、企業活動に悪影響を及ぼすリスク）を軽減できる。
- ・自社で実行するよりも、一貫性を持った知財戦略や早い意思決定が期待できる。自社で実行する場合、特許活用の段階ごとに経営判断を仰がなければならないからである。

第4節 知財信託と特許活用との関係

前述のように様々な特許活用スキームがある中で、特許活用における知財信託のメリットとデメリットがどこにあるのかを整理する。

（１）特許活用における知財信託のメリット

メリットとしては、日本においては信託会社自らが権利化・交渉・訴訟が可能である点と、パススルーによる税制メリットが挙げられる[10]。パススルーとは、特許活用の収益を受益者に利益分配する場合において、利益分配前の受託者に課税せず、受益者にのみに課税されることである。前者については、信託会社が将来の権利活用を見越した知財戦略を検討しているため、権利化の段階からどのような権利内容にするのかをハンドリングできる方が良いといえる。また、大手企業だと別事業でアライアンスを組んでいるような競合相手に対しても知財信託会社が権利者となっていることで交渉相手の範囲が広がり得る。また訴訟についても日本であれば知財信託会社も権利者であることに変わりないことから原告適格をもっているといえる。特許活用会社を設立して、自社の特許を特許活用してもらう場合、自社の特許権を特許活用会社に譲渡しなければならない。特許権者として特許活用会社が活動するからである。この特許権の譲渡のときに信託制度の利用が有用となる。個別の契約により、特許活用会社が活動することもできるが、信託制度を利用することにより、法的信頼性が得られるからである。

さらに信託制度での委託者、受託者、受益者を設定するため、特許活用が進展してロイヤリティなどの収益が得られた場合に、特許権を提供した企業、活動資金を投資した投資家、および運用した特許活用会社への収益の分配についても信託制度の法的信頼性が得られる。信託法 14 条の「登記または登録をしなければ権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産」に基づき、特許権は公示制度が整備され、それによる公示が権利の得喪または変更についての対抗要件または効力要件とされているからである。

税制面のメリットについては、信託制度を利用していない場合、ライセンシーから特許活用会社（ライセンサー）へロイヤリティが支払われる場面と、特許活用会社から各社に収益配分する場面の両方において課税される。しかし、信託制度を利用していれば、パススルー課税となり、特許活用会社が獲得したロイヤリティに課税されず、収益配分を受ける信託受益者（特許権を提供した企業、活動資金を投資した投資家、運用した特許活用会社）に課税される仕組みとなるため、信託制度を利用した節税対策となる。

（２）特許活用における知財信託のデメリット

デメリットとしては、知財信託会社について信託業法上の免許または登録が必要となる点で手間がかかることがあげられる。現状、知財信託を目的として登録している企業は 1 社のみである[11]。ただし自己信託を活用することで、信託業の免許または登録がなくとも知財信託の活用が可能となる。さらに企業グループ内型であれば、信託業法第 51 条を根拠に免許登録が可能であるし、承認 TL0 (Technology Licensing Organization, 技術移転機関) も信託業法 52 条を根拠に内閣総理大臣の免許を必要としない[12]。

実務的なデメリットとして、信託に関する申請手続きや信託制度に沿った契約書の作成が必要となり、管理が煩雑になることも挙げられる。また、米国で訴訟提起しようとする際に、訴訟に関する最終的な決断を委託側が行っている判断されると、知財信託会社には原告適格がなく、委託側も訴訟に加わる必要があると判断されてしまう可能性があり、知財信託会社に特許訴訟を任せることができないという点にデメリットがある。

第5節 まとめ

本章では、企業における特許活用の類型について整理し、特許活用における知財信託のメリットとデメリットを整理した。メリットとしては、信託会社が権利化・交渉・訴訟を直接行える点、パススルー課税による税制メリットと、信託制度を利用することで得られる法的信頼性が挙げられる。一方、デメリットとしては、信託業法上の免許や登録が必要な場合があること、知財信託に関する申請手続きや契約書の作成が煩雑であること、そして米国での訴訟時に知財信託会社が原告適格のリスクが挙げられる。

参考文献（第4章）

- [1] 中村幸彦ら「食品業界の知的財産戦略に関する事例研究および戦略モデル」, IP マネジメントレビュー, vol21号, p40-51, 2016
- [2] 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード 〜会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜」 (2021年6月11日) <https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>
- [3] 文部科学省「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」, chrome-extension://efaidnbmnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mext.go.jp/content/1422019_012_1.pdf
- [4] 文部科学省「国立大学経営力戦略（平成27年6月16日）」, https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1418120.htm
- [5] 平成28年3月31日付事務連絡。文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課
- [6] 首相官邸「日本再興戦略（平成25年6月14日）」, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- [7] 文部科学省「国立大学法人および大学共同利用機関法人が株式および新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知（平成29年8月1日））」, chrome-extension://efaidnbmnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/__icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1222251_04.pdf
- [8] 首相官邸「大学知財ガバナンスガイドライン（令和5年3月29日）」, <https://www.kantei.go.jp>

p/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html

[9] 特許庁「特許行政年次報告書 2024 年版」, <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/index.html>

[10] 渡邊豊之ら「知財信託制度の活用実態に関する調査研究」日本弁理士会, パテント VOL75, no. 5, p8 2-92, 2022

[11] 株式会社パソナ知財信託, 会社概要, <https://pasona-ipt.co.jp/company/>

[12] 経済産業省「大学の技術移転 (TL0)」, https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo.html

第5章 特許権利化前の知財信託の分析

第1節 背景・目的

本章では、知財信託の活用型にフォーカスし、企業が特許権を取得・保有するための特許管理手法（特許出願から権利維持までの対応）を分析することで、知財信託における特許権利化戦略の有効性について考察する。特許出願は審査等を経て特許権になるが、すべての特許出願が特許権となるわけではないため、全体の傾向と知財信託会社等の傾向とを比較することで、権利化までの状況を把握する。

第2節 分析対象

分析対象と調査観点について説明する。

（1）特許出願分析（日本特許）

本章では特許庁に出願された特許を調査対象とし、特許権に関する信託を活用している権利者の権利化までの戦略分析（①特許出願、②審査請求、③特許査定、④分割出願、⑤査定不服審判の傾向）について、日本全体と知財信託会社とを比較した。）

なお調査観点①～⑤を選定した理由は以下となる。

①特許出願：特許権取得には、特許出願が必要であるため。

②審査請求：特許庁で実態審査するための申請、権利化の可否を選別する機会となるため。

③特許査定：特許を認める旨の査定で、特許料納付で特許権の効力が発生する。特許が認められる成功率となるため。

④分割出願：2以上の発明が記載されている場合に、その一部を新たな出願とすること。特許網の形成時に活用されることが多いため。

⑤査定不服審判：拒絶査定へ反論（権利化）する機会を得るための出願人の対抗手段。強いと評価される特許権は、査定不服審判を経て特許に至っているケースが多いため。

（2）知財信託会社の事例分析（IP Bridge）

調査対象は株式会社 IP Bridge（以下、IP Bridge）が関わる特許とした。知財信託会社のなかでも他社から多くの特許権を集めて管理し、その活用を図っていく活用型の知財信託会社であることと、2013年の設立から現在まで知財信託に関する活動実績を特許情報からの分析が可能だからである。IP Bridgeの調査観点は以下である。

1) 戦略分析（3.1と同様に①特許出願、②審査請求、③特許査定、④分割出願、⑤査定不服審判で分析した。）

- 2) 特許ステータス（特許権の権利状態を分析した。）
- 3) 技術分野（国際特許分類(IPC)を基に分析した。）
- 4) 委託者（元の権利者であり委託者である出願人を分析した。）

第3節 分析手段

本研究では、特許庁のデータを基に分析をすることで、知財信託会社の特許権利化戦略を検証した。特許データの検索は、CyberPatent Desk（サイバーパテント株式会社）、特許情報プラットフォーム J-PlatformPat（独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT））、および Biz Cruncher（株式会社パテント・リザルト）を使用した。また特許庁が発行する特許行政年次報告書のデータも用いて集計した。

第4節 結果

（1）特許出願分析（日本特許）

近年、日本特許庁に出される特許出願全体は約 30 万件で推移しており（図 5-1）、分割出願は 9 %前後で推移している（表 5-1）。

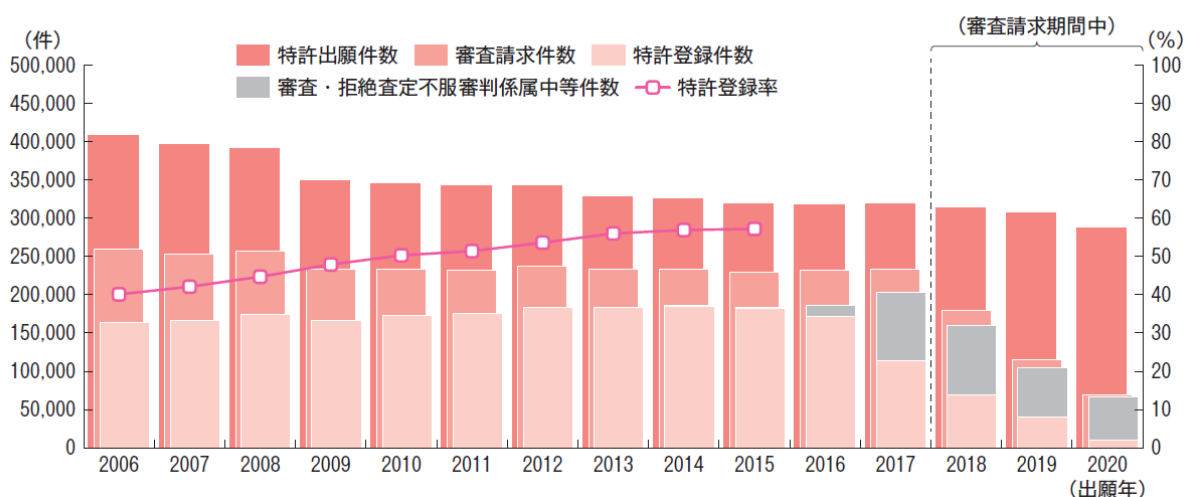


図 5-1 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移

出所:特許庁[1]

表 5-1 出願年別で見る特許出願・分割出願の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許出願全体（件）	342610	342796	328436	325989	318721	318381	318481	313567	307969	288472
うち分割出願（件）	22918	26854	28463	27878	28242	29717	27535	27267	27665	26827
分割出願の割合（％）	6.7%	7.8%	8.7%	8.6%	8.9%	9.3%	8.6%	8.7%	9.0%	9.3%

出所:特許庁[1]

比較対象として、全体件数のほか、特許登録件数上位 200 社、電気分野 54 社、知財信託会社 7 社についても分析した。なお上位 200 社は以下名義の機関である。上位 200 社は全体の約半分を占める（図 5-2）。

<特許登録件数上位200社>

鹿島建設、大林組、竹中工務店、清水建設、大成建設、大和ハウス工業、三菱電機ビルテクノサービス、王子ホールディングス、クラレ、東洋紡、東レ、三菱ケミカル、旭化成、エルジーケム、花王、カネカ、日本触媒、吉野工業所、ザプロクターアンドギャンブル、昭和電工、昭和電工マテリアルズ、信越化学工業、住友化学、スリーエム、積水化学工業、ダウ、D I C、デンカ、東ソー、東洋インキ s c ホールディングス、日亜化学工業、日産化学、日東電工、日本ゼオン、ビーエイエスエフ・ソシエタス・エウロパエア[DE]、富士フイルム、三井化学、ユニチャーム、ブリヂストン、住友ゴム工業、ビーエイエスエフ、横浜ゴム、A G C、T O T O、日本碍子、日本電気硝子、日本特殊陶業、神戸製鋼所、J F E スチール、日本製鉄、日立金属、フジクラ、住友金属鉱山、住友電気工業、古河電気工業、三菱マテリアル、リンナイ、アプライドマテリアルズ、井関農機、NTN、I H I、荏原製作所、オリンピア、クボタ、三共、サンセイアールアンドデイ、三洋物産、ジェイテクト、S C R E E N ホールディングス、ソフィア、大一商会、大都技研、ディスコ、ニューギン、F U J I、平和、ユニバーサルエンターテインメント、京楽産業、サミー、住友重機械工業、ダイキン工業、東京エレクトロン、東芝エレベータ、日本精工、日立建機、フアナック、フジテック、三菱重工業、ヤンマーパワーテクノロジー、アツプル、アルプスアルパイン、NECプラットフォームズ、エルジー エレクトロニクス インコーポレイティド[KR]、沖電気工業、オムロン、オートネットワーク技術研究所、GSユアサ、J V C ケンウッド、ジャパンディスプレイ、東芝、半導体エネルギー研究所、日立製作所、日立ハイテク、村田製作所、リコー、キヤノン、京セラ、京セラドキュメントソリューションズ、クゥアルコム[US]、コーニング [US]、コーニングレッカ フィリップス エヌ ヴェ[NL]、コニカミノルタ、三星電子[KR]、シグニファイ ホールディング ビー ヴィ[NL]、シャープ、住友電装、セイコーエプソン、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー[US]、ソニーグループ、T V S R E G Z A、TDK、エリクソン[SE]、東芝インフラシステムズ、東芝テック、東芝三菱電機産業システム、東芝ライフスタイル、日本電気、パナソニック インテレクチュアル プロパティ コーポレーション オブ アメリカ[US]、パナソニック I P マネジメント、パナソニック、浜松ホトニクス、日立グローバルライフソリューションズ、華為技術[CN]、富士通、富士通クライアントコンピューティング、富士電機、富士フイルムビジネスイノベーション、ブラザー工業、マクセル、三菱電機、三菱電機照明、ルネサスエレクトロニクス、ローム、いすゞ自動車、アイシン、小糸製作所、SUBARU、S O K E N、

デンソー，豊田自動織機，豊田中央研究所，川崎重工業，ボーイング[US]，スズキ，ダイハツ工業，豊田合成，トヨタ自動車，トヨタ紡織，日産自動車，日立Astemo，本田技研工業，マツダ，三菱自動車工業，矢崎総業，ヤマハ発動機，ロベルト・ボッシュ [DE]，オリンパス，カシオ計算機，島津製作所，トプコン，ニコン，キヤノンメディカルシステムズ，シチズン時計，テルモ，エフ・ホフマン・ラ・ロシュ アーゲー[CH]，オカムラ，LIXIL，サントリーホールディングス，大日本印刷，東芝エネルギーシステムズ，凸版印刷，ヤマハ，リンテック，大阪瓦斯，東京瓦斯，三菱パワー，アリババ[XX]，NTTドコモ，コナミデジタルエンタテインメント，グーグル [US]，KDDI，日本放送協会，日本電信電話，ヤフー，山佐，大阪大学，京都大学，産業技術総合研究所，東北大学，東京大学

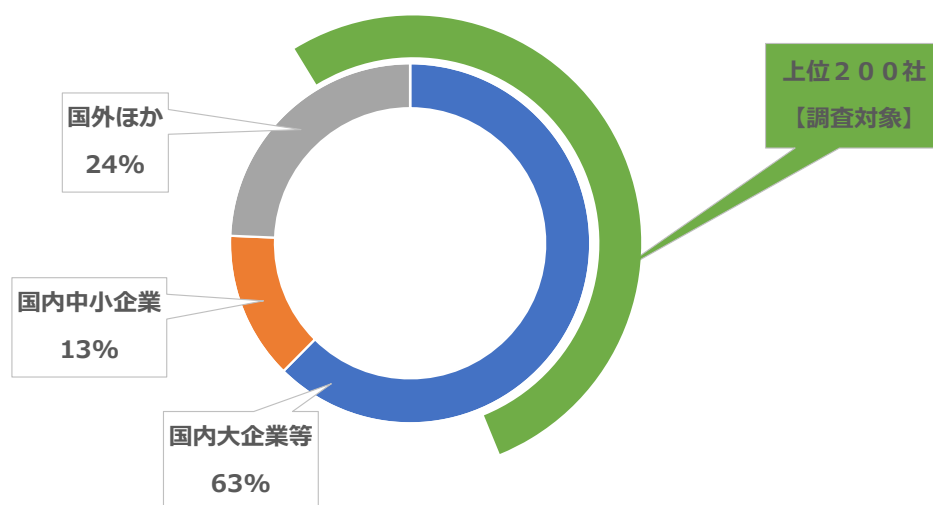


図 5-2 調査対象の上位200社の割合

出所：特許庁[1]より筆者作成

上位200社について業界別に，出願・審査請求・特許査定・分割出願・査定不服審判の件数を直近3年平均でまとめた(表 5-2)．知財信託会社の多くが電気機器(電機分野)に関する特許が多いことから，電機分野について注目すると，審査請求率は75.0%，特許査定率は61.1%，分割出願は7.9%，査定不服審判は4.1%であった．

表 5-2 上位200社の業界別比較

業界	建設業	繊維製品	化学	ゴム製品	ガラス・土石製品	鉄鋼	非鉄金属	機械	電気機器	輸送用機器	精密機器	その他製品(製造業)	電気・ガス業	情報・通信業	その他非製造業	独立行政法人等
機関数	7	5	26	4	5	4	5	32	54	23	8	9	3	8	1	5
出願	1,690	3,841	17,342	2,335	2,698	4,012	3,604	22,854	64,100	25,838	4,615	5,311	897	3,817	141	2,402
審査請求 (割合)	1,444 85.4%	2,134 55.6%	11,297 65.1%	1,732 74.2%	1,799 66.7%	2,937 73.2%	2,448 67.9%	17,533 76.7%	48,081 75.0%	18,133 70.2%	3,860 83.6%	4,206 79.2%	725 80.9%	3,544 92.8%	124 88.2%	1,469 61.2%
特許査定 (割合)	1,259 74.5%	1,642 42.7%	8,746 50.4%	1,484 63.5%	1,418 52.6%	2,685 66.9%	1,864 51.7%	13,094 57.3%	39,146 61.1%	15,323 59.3%	3,108 67.4%	3,252 61.2%	646 72.1%	2,968 77.7%	129 91.3%	1,183 49.2%
分割出願 (割合)	32 1.9%	201 5.2%	943 5.4%	39 1.7%	84 3.1%	91 2.3%	123 3.4%	3,425 15.0%	5,067 7.9%	377 1.5%	659 14.3%	389 7.3%	19 2.1%	414 10.8%	18 12.5%	91 3.8%
査定不服審判 (割合)	71 4.2%	98 2.6%	857 4.9%	77 3.3%	82 3.1%	190 4.7%	119 3.3%	1,690 7.4%	2,635 4.1%	645 2.5%	160 3.5%	265 5.0%	32 3.6%	221 5.8%	9 6.1%	75 3.1%

出所:特許庁[1]より筆者集計

知財信託会社7社について、出願・審査請求・特許査定・分割出願・査定不服審判の件数を直近3年平均でまとめた(表 5-3)。知財信託 7 社の審査請求率は73. 8%，特許査定率は69. 5%，分割出願は7. 3%，査定不服審判は4. 3%であった。

表 5-3 知財信託7社の比較

	JOYSON SAFETY SYSTEMS JAPAN	パナソニックIPマネジメント	IP Bridge 1号	東芝IPソリューション	コクヨ	SUN PATENT TRUST	日立プラズマパテントライセンシング
出願	1150	44935	1226	530	4804	964	513
審査請求 (割合)	1066 92.7%	31249 69.5%	1213 98.9%	530 100.0%	4421 92.0%	963 99.9%	479 93.4%
特許査定 (割合)	972 95.9%	20707 79.6%	1160 96.4%	528 99.6%	3104 72.3%	907 97.4%	378 78.9%
分割出願 (割合)	27 2.4%	2349 5.2%	261 21.3%	495 93.4%	156 3.3%	591 61.3%	45 8.8%
査定不服審判 (割合)	59 5.1%	1724 3.8%	108 8.8%	2 0.4%	349 7.3%	55 5.7%	53 10.3%

出所: CyberPatent Desk の検索結果より筆者作成

さらに活用型3社(IP bridge, SUN PATENT TRUST, 日立プラズマパテントライセンシング)，IP b r

i d g e 社について注目し、全体、上位 200 社、電気分野 54 社、知財信託会社 7 社、活用型の知財信託会社 3 社、および IP bridge について権利化までの特許手続きの件数と利用率について調査した結果を表 5-4 にまとめた。知財信託会社については特許査定で差があったが、全体および上位 200 社と大きな差はみられなかった。

表 5-4 権利化までの特許手続きの件数と利用率

	全体 (直近 3 年平均)	上位200社 (直近 3 年平均)	電機分野54社 (直近 3 年平均)	知財信託会社 7 社 (総件数)	活用型 3 社 (総件数)	IP Bridge (総件数)
出願	313,339	165,738	64,100	54122	2703	1226
審査請求 (割合)	236,536 75.5%	121,643 73.4%	48,081 75.0%	39921 73.8%	2655 98.2%	1213 98.9%
特許査定 (割合)	184,606 58.9%	98,086 59.2%	39,146 61.1%	27756 69.5%	2445 90.5%	1160 96.4%
分割出願 (割合)	27,489 8.8%	11,973 7.2%	5,067 7.9%	3924 7.3%	897 33.2%	261 21.3%
査定不服審判 (割合)	16,711 5.3%	7,228 4.4%	2,635 4.1%	2350 4.3%	216 8.0%	108 8.8%

出所：CyberPatent Desk の検索結果より筆者作成

全体（直近 3 年）の審査請求率は 75.5%，特許査定率は 58.9%，分割出願率は 8.8%，査定不服審判率は 5.3%であった。本調査に関係する大企業の傾向も把握するため、特許登録件数上位 200 社と、電機機器のカテゴリに属する 54 社についても集計したが、審査請求率、特許査定率、分割出願率、および査定不服審判率は、特許出願全体とほぼ同じ傾向であることが確認された。知財信託会社 7 社（JSSJ, PIPM, IP Bridge, 東芝 IPR, コクヨ, サンパテントトラスト, 日立 PPL）について集計したところ、全体傾向と比較して特許査定率で約 10 ポイント以上の差がみられたが、他の項目には大きな差がなかった。これは大企業からの業務委託を受けている PIPM などの管理型の知財信託会社が扱う特許が多く占めるため、管理型の知財信託会社は知財信託を活用しない他の企業と特許権利化戦略が大きく傾向が変わらないためだと考えられる。そこで、活用型の知財信託会社 3 社（IP bridge, サンパテントトラスト, 日立 PPL）に絞って集計したところ、審査請求率、特許査定率、分割出願率、および査定不服審判率の全ての項目で大きな差があり、特に分割出願および査定不服審判の利用率は大きかった。分割出願は新たな出願（権利）を増やす手段で、査定不服審判は拒絶査定へ反論（権利化）する手段であることから、特許活用のために特許件数を増やしていると思慮される。その結果、特許査定率は 9 割を超え全体等と比較して大きな差があった。

（２）知財信託会社の事例分析（IP Bridge）

①権利化までの特許手続きの件数と利用率

注目する IP Bridge だけに絞って分析したところ、審査請求率は 98.9%，特許査定率 96.4%，分割出願 21.

3%, 査定不服審判率 8.8%で, 全体等の傾向と比較して突出して大きかった(表 5-4).

②特許ステータス

IP Bridge の特許権継続件数の分析から, 設立した 2013 年に他社が保有していた特許を買い取り, 多くの特許権を保有してスタートしていたことがわかる(図 5-3). 設立後は特許権数が徐々に減っていることから, 意図的に特許権数を絞り込んでいると考えられる.

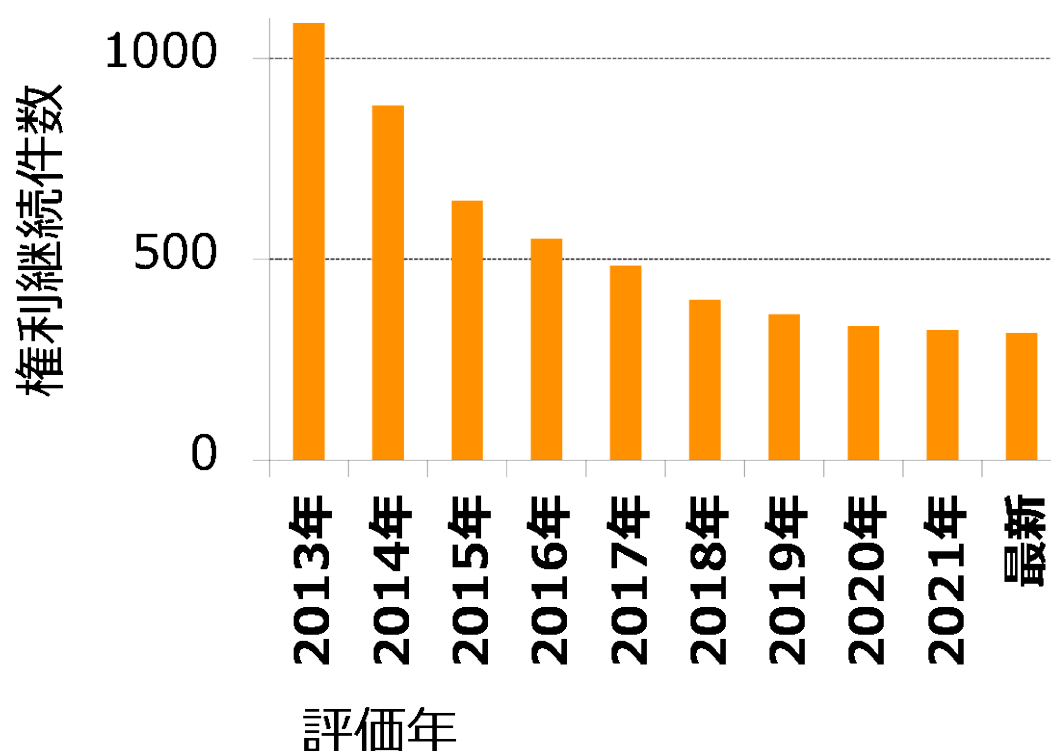


図 5-3 IP Bridge の特許権継続件数の推移

出所: Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

図 5-4 に IP Bridge が保有した特許のステータス状況(全体)を示し, 図 5-5 に IP Bridge が保有した特許のステータス状況(出願年ごと)を示す. 放棄による失効が半分以上を占めており, 特許活用に必要の特許権を選別していることがわかる. 活用している特許権は権利継続するものであり, 特許権が満了するまで維持するからである. 出願年の観点でも一定数の特許権が放棄されているので, 適宜, 判断されているものと思慮する.

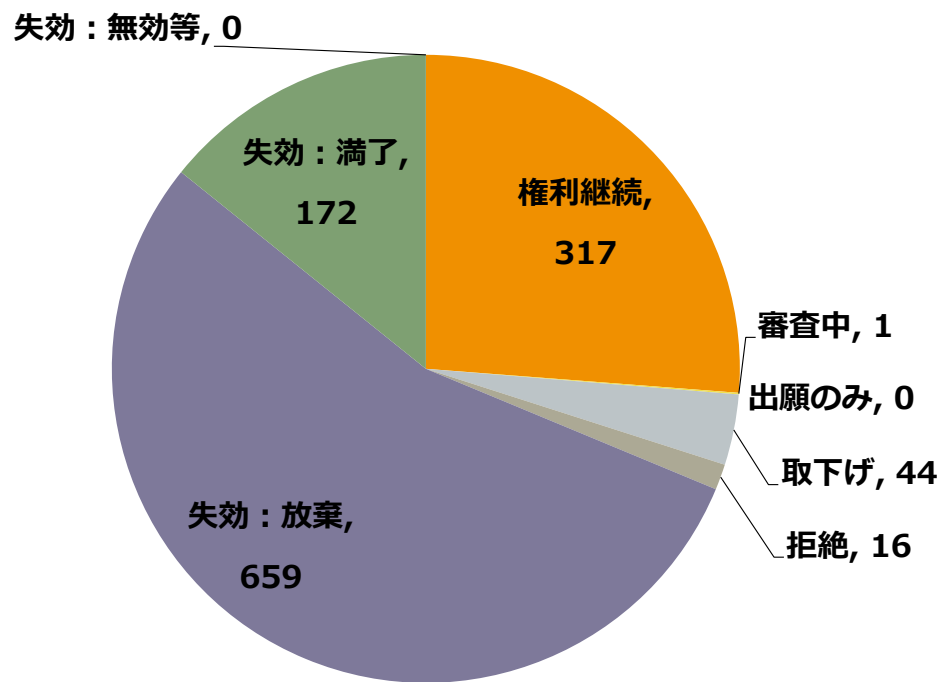


図 5-4 IP Bridge が保有した特許のステータス状況(全体)

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

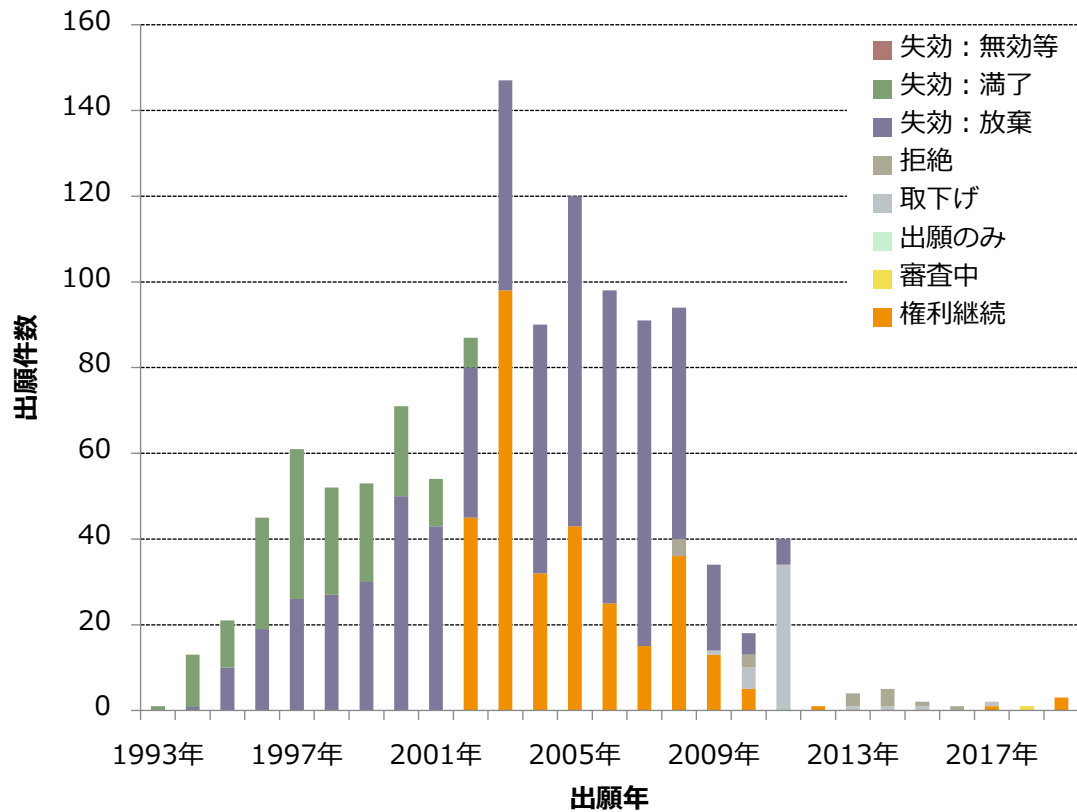


図 5-5 IP Bridge が保有した特許のステータス状況(出願年ごと)

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

② 技術分野

IP Bridge が保有した特許を技術分野ごとに分析した（図 5-6）．画像通信や半導体装置などに関する国際特許分類（IPC）に属する特許権を多く保有しており，通信関連やエレクトロニクス関連の技術分野の特許を扱っていることがわかる．技術分野ごとの特許ステータスをみると，半導体技術（H 0 1 L），伝送（H 0 4 B），多重通信（H 0 4 J），無線通信ネットワーク（H 0 4 W）の分野で特許権を多く維持している．一方，音声技術（G 1 0 L），イメージデータ処理（G 0 6 T），印刷回路（H 0 5 K），電動機，発電機など（H 0 2 P），情報記録（G 1 1 B）などでの分野の特許権を放棄していることがわかった．実際に IP Bridge は半導体や無線通信規格の分野でライセンス契約を締結していることから[2][3]，技術分野ごとに活用方針を立てて，特許を選別していると推察される．

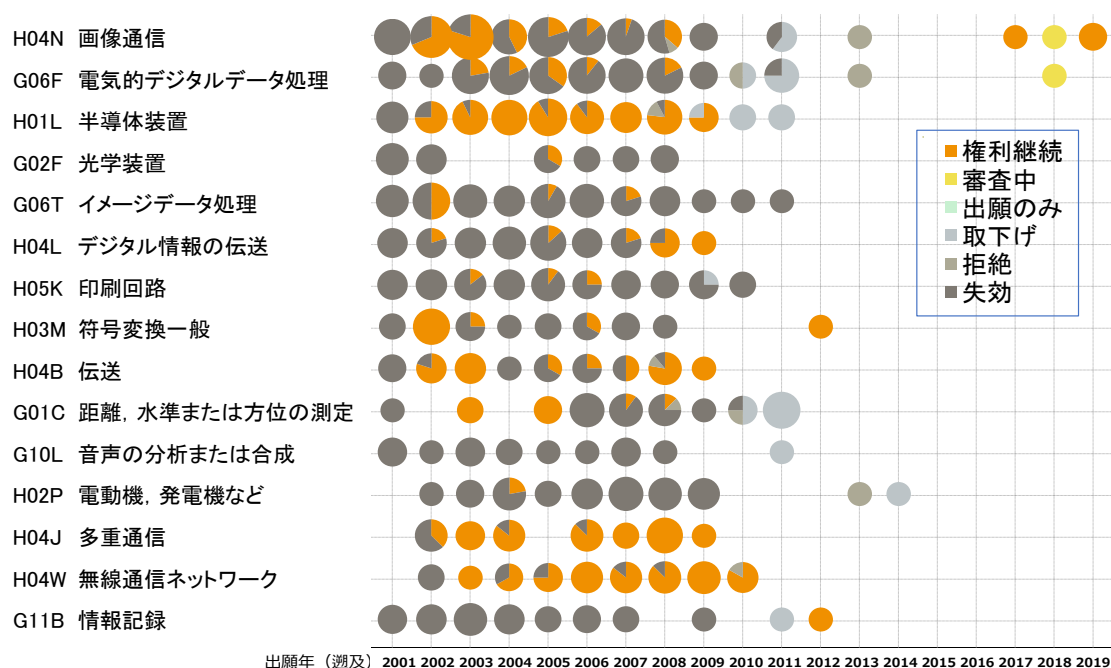


図 5-6 IP Bridge が保有した特許の国際特許分類(IPC)の付与状況

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

③ 委託者（元の権利者）

IP Bridge が保有した特許を出願人（知財信託の委託者）ごとに分類すると、パナソニックやセイコーエプソンなど電機系の大企業の委託案件が多いことがわかる（図 5-7）。現在も事業活動している企業ばかりなので、対象特許は休眠特許であると推定されるが、特定技術をターゲットにして特許群（特許ポートフォリオ）を形成するため、知財信託の委託を受けることで、特許ライセンスのビジネスを狙っていると推察される。また IP Bridge の設立後に、IP Bridge の名義の特許出願があることもわかった。これは、特許出願する段階からクライアント企業をサポートするコンサルティング事業であると推察される [4]。

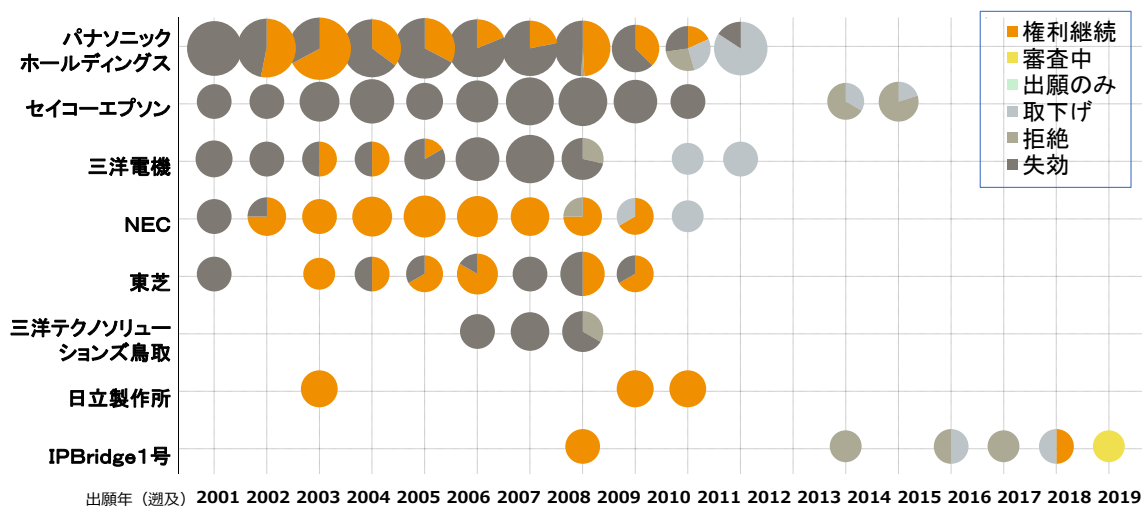


図 5-7 IP Bridge が保有した特許の出願人の状況

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

第 5 節 考察

本研究の調査結果より、以下のように考察した。

1) 2004 年の信託業法改正後、特許権の信託件数が増えているが、安定的な増加でない。知財信託を活用する企業がまだ限定的で、知財信託の認知度が低いためだと考える。また導入当初は知的財産の証券化、知的財産権担保融資などと一緒に説明されることが多く、知的財産を資金調達に用いられる制度と誤解されたことも理由であると考えられる。

2) 知財信託会社の全てが活用型の知財信託ではなかった。企業の知財機能（管理）のアウトソーシングや、倒産処理での知財信託の活用が含まれており、管理型の知財信託のニーズがあるからである。

3) 特許出願の審査請求率、登録査定率、分割出願率、査定不服審判率で比較した結果、知財信託会社の傾向は全体等の傾向と大きく変わらないが、活用型の知財信託会社は分割出願と査定不服審判を多く利用している傾向であった。特許査定率が高いことから、活用できる特許権の数を増やすことに寄与したものと考えられる。また特許権の交渉では、不可避な技術の特許の存在と、その特許に関連する特許権の数が重要になる。不可避な技術の特許権は査定不服審判を経ていることが多く、分割出願は権利数を増やすことにつながるため、特許を活用する知財信託会社は分割出願や査定不服審判を積極的に利用するものと考えられる。

4) IP Bridge は、特許査定率が突出して高かった。IP Bridge は自社で製造販売することなく、ライセンスなどの特許活用が事業目的であることから、有効な特許を確保することが重要である。そのため、分割出願や査定不服審判を積極的に活用する特許権利化戦略を持っているためだと考える（図 5-8）。

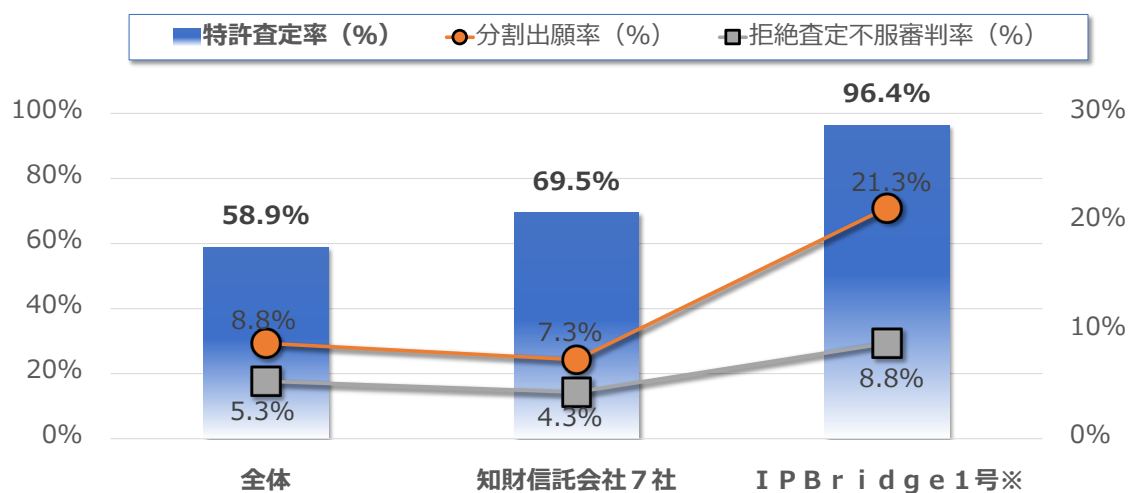


図 5-8 権利者全体・知財信託会社7社・IP Bridge の比較

出所：筆者作成

5) IP Bridge は、権利の選別も行っており、判断が常になされていて、活用できない特許は維持コスト面から放棄していると考えられる。一方、特許権の満了まで権利維持した特許があることから、活用できた特許があることを示している。特許権は特許出願の日から最大20年間に於いて保有することができるが、存続期間が長くなるにつれ負担する特許年金の額も大きくなる。そのため権利維持の要否は、随時、判断していくことが必要となるからである。活用できる特許を選別していることから、IP Bridge は活用型の知財信託会社であるといえる。

6) IP Bridge が保有する特許は電機系の技術分野に偏っていた。これは電機系の大企業からの知財信託の受託が多く、休眠特許をまとめて受託したものと推察される。従来の特許案件は、企業から特許事務所（弁理士）へ手続きごとに依頼する形式であるので、権利化手続きは、都度、代理人と依頼者である企業とで確認しながらの手続きとなる。また権利化後の知財活用は権利者である企業が当事者となって、の活動がほとんどである。一方、知財信託会社へ委託することは、特許戦略を含む知財機能（管理と活用）を任せられる点で、特許事務所へ依頼する形式とは異なる。

第6節 まとめ

本研究において、特許権利化の結果である特許査定率の分析から、活用型の知財信託会社が優れた特許管理手法（特許出願から権利維持までの対応）を有していることが示された。知財信託会社は、信託目的に従い特許活用を実行するため、委託者である企業は自社事業に専念できるという利点がある。具体的には、知財信託会社が特許の出願から権利維持までの一連のプロセスを管理することで、企業は特許管理にかかる時間と労力を大幅に削減できる。知財信託会社が当事者となることで、委託者の負担が軽減されるだけでなく、特許権の対応は非常に専門的で時間がかかるため、これらの業務を知財信託会社に任せることで、企業は本来の事業活動に集中することが可能となる。

新たな知財活用手段として、特に大企業においては休眠特許の活用が期待される。多くの企業が保有する休眠特許は、適切に管理・活用されないまま放置されていることが多いが、知財信託会社を通じてこれらの特許を活用することで、新たな収益源を確保することが可能となる。例えば、休眠特許をライセンス契約により他社に提供することで、特許権の価値を最大限に引き出すことが期待できる。

さらに、知財専任の組織や担当者を持たない中小企業でも、知財信託会社に自社の特許を託すことで、大企業と同等以上の特許権利化戦略を持つことが期待できる。企業は特許権の管理負担を軽減し、コアビジネスに集中することができる。知財信託は、企業の知的財産戦略を支える重要な手段である。特許権の管理・運用を専門的に行うことで、企業は特許権の価値を最大限に引き出し、経営の安定性と成長を実現することができる。特許活用会社のサポートを受けることで、企業は特許権の管理負担を軽減し、効率的な経営を実現することが可能となる。

このように、知財信託は特許権の管理・運用において多くの利点を提供し、企業の競争力を高めるための有効な手段となる。特許活用会社のサポートを受けることで、企業は特許権の価値を最大限に引き出し、持続的な成長を実現することができる。新たな知財活用手段は、大企業においては休眠特許の活用が期待できる。さらに知財専任の組織または担当者を持たない企業でも、知財信託会社に自社の特許を託せば、大企業等と同等以上の特許権利化戦略を持てることが期待できる。

参考文献（第5章）

- [1] 特許庁「特許行政年次報告書 2021 年版」, <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html>
- [2] IP Bridge「IP Bridge とブロードコム、特許ライセンス契約を締結」, 投稿日: 2017 年 6 月 20 日, <https://ipbridge.co.jp/2017/0620/388/> (2022 年 11 月 1 日アクセス)
- [3] IP Bridge「IP Bridge, 無線通信規格必須特許に関する新規の特許ライセンス契約を締結」, 投稿日: 2017 年 6 月 23 日, <https://ipbridge.co.jp/2017/0623/384/> (2022 年 11 月 1 日アクセス)
- [4] IP Bridge「IP Bridge とヤエガキ発酵技研の共同事業, 日本経済新聞が記事掲載」, 投稿日: 2017 年 2 月 28 日, <https://ipbridge.co.jp/2017/0228/398/> (2022 年 11 月 1 日アクセス)

第6章 特許権利化後の知財信託の分析

第1節 背景・目的

知財信託会社が信託目的にそって特許活用を実行することで、委託者である企業にとって、①知財業務を任せることで、自社事業に専念できる。②専任の知財組織または知財担当者を持たない企業でも、大企業等と同等以上の特許権利化戦略を持てる。③有効活用できてない休眠特許の活用が期待できる。のメリットがある。

本章では、特許活用の視点で、知財信託会社の特許活用実態を分析することで、知財信託における特許活用戦略の有効性について考察する。

第2節 分析対象

今回調査では、株式会社パソナ知財信託（以下、パソナ知財信託）、株式会社ライセンス&プロパティコントロール（以下、L&PC社）、Joyson Safety Systems Japan 株式会社（以下、JSSJ社）、マレリ株式会社（以下、マレリ）、パナソニックIPマネジメント株式会社（以下、パナソニックIPM社）を調査対象とした。パソナ知財信託とL&PC社は知財信託会社のなかでも活用型であり、JSSJ社とマレリは、ほとんどの特許権について知財信託を利用した記録があるからである。またJSSJ社とマレリの比較例としてエルピーダメモリ株式会社を調査した。パナソニックIPM社はパナソニックの特許管理会社からスタートしたが、知財信託を利用した特許活用を行っているためである。

第3節 分析手段

本研究では、特許庁のデータを基に分析をすることで、対象企業の特許活用戦略を検証した。特許検索は、Cyber Patent Desk（サイバーパテント株式会社）、特許情報プラットフォームJ-PlatPat（独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT））、およびBiz Cruncher（株式会社パテント・リザルト）を使用した。調査観点は、各社の特許出願、特許ステータス、国際特許分類（IPC）、信託情報などとした。特許活用は主に特許権に基づき実施されるので、権利継続件数を統計処理した。信託情報はJ-PlatPatの経過情報（経過記録、出願情報、登録情報）から抽出した。

第4節 結果

（１）知財信託会社の事例分析１（パナ知財信託）

パナ知財信託は、2020 年に設立され、日本で最初に産業財産権を専門に扱う管理型信託業として登録を受け営業している。特許調査業務の実績や、親会社であるパナナレッジパートナーの知財管理業務の実績を活用することで、知財信託によりクライアント企業の出願から権利維持、活用までを事業内容としている。

1) 特許ステータスおよび技術分野

パナ知財信託は 32 件の特許権を保有しており、全件において信託登録されている。委託者はパナソニック（27 件）とナトコ（5 件）である（図 6-1）。技術分野は、パナソニックの特許技術は IPC で G11 B7/00 等が付与されており、光ディスクのデジタルデータ処理に関するものである。ナトコの特許技術は IPC で H01B5/00 等が付与されており、導電性微粒子の銅系の金属皮膜層に関するものである。

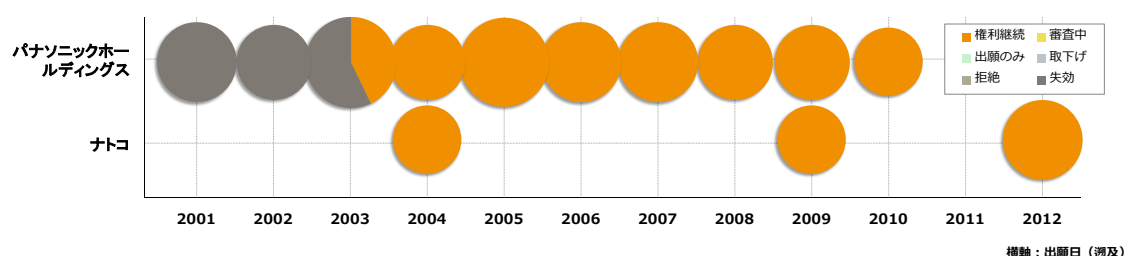


図 6-1 パナ知財信託が保有する特許

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

2) 特許活用の方針

パナ知財信託が保有する特許は、クライアント企業であるパナソニックとナトコの休眠特許の活用が目的であるものと考えられる。特にナトコの特許技術についてはパナナレッジパートナーを窓口の特許技術の譲渡・供与について営業している[1]。ナトコは塗料業界の中堅で、金属用、住宅建材用からスマホ向け樹脂用に展開しており、高機能塗料に特化している。ナトコの特許技術は錆やマイグレーションのない銅金属皮膜層を形成する優れた技術であるが、同技術はナトコの商品として扱われていない。特に製造業では製品を生産するリアルな事業を重視するあまり、リアルでない特許活用可否に否定的なスタンスになってしまうことも休眠特許を増やす要因の 1 つである。別の見方をすれば、無断で特許技術を他社に使わせてしまうことになり、休眠特許は特許の価値の顕在化を妨げているといえる。特許活用は、休眠特許による特許権の放棄を防ぐことができ、経営資源として投資回収する機会となりえる。

またナトコの特許 4647254 号（特願 2004-212656）を J-PlatPat の経過情報で審査記録（図 6-2）を確認すると、他社からの閲覧請求 4 回と情報提供 2 回があったため、同技術に興味ある企業が存在していると想定できる。閲覧請求は対象特許に興味がある他者がすることが多く、特に特許が成立すると困る場合は情報提供をすることが多い。

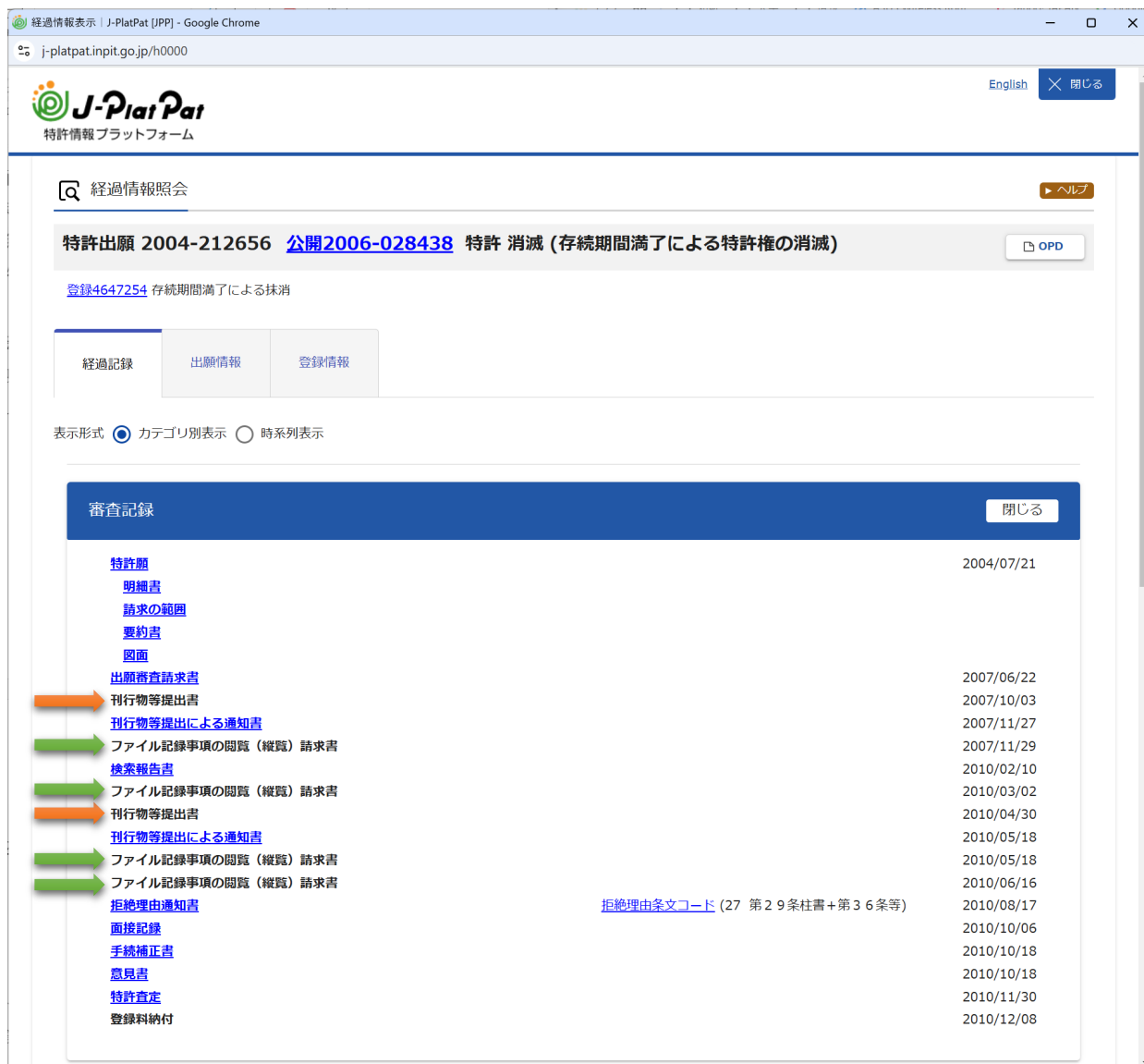


図 6-2 特許 4647254 号(特願 2004-212656)の審査記録

出所：J-PlatPat の検索結果より筆者加筆

またナトコが 2012 年に出願した 3 件（特願 2012-149583，特願 2012-156716，特願 2012-174105）では早期審査制度を利用して権利化していることから同社は特許活用できる重要な特許と判断したと考える。中小企業ではないナトコが早期審査を申請するためには，特許を使っている製品を実際に製造販売している場合か 2 年以内に生産開始を予定している場合などの実施関連に該当する事情説明書を出さなければならないからである。

（２）知財信託会社の事例分析 2（L&PC 社）

日之出水道機器は 1919 年に創業し，上下水道用マンホールふた等のライフライン関連の鋳鉄製品の製造販売からスタートした。現在は樹脂を使った「ポリマーコンクリート」の一種であるミネラルキャスト

イング材の量産に乗り出すなど、新規事業にシフトしようとしている[2]。2003年にヒノデホールディングス設立し、2005年頃に株式会社ライセンス&プロパティコントロール（L&PC社）を設立した。L&PC社は日之出水道機器の知財業務のアウトソーシングから始まり、2016年の解散まで信託事業を担っていた[3]。日之出水道機器から生まれる発明の権利化と特許活用がL&PC社の事業内容であったと考える。マンホール業界は公共事業が中心であるため、特許技術を有していても市場の独占は難しい。知財信託の利用前において、競合他社が日之出水道機器の特許技術を使う場合、日之出水道機器からライセンス許諾を受けることになるが（図6-3）、競合他社が別の特許権を有している場合はクロスライセンスすることとなり、日之出水道機器がかけた特許コストは回収できない。

日之出水道機器が知財信託を利用して特許権をL&PC社へ移すことで（図6-4）、自社事業に専念しつつ、意思決定の早い特許活用をねらったものであると考える。

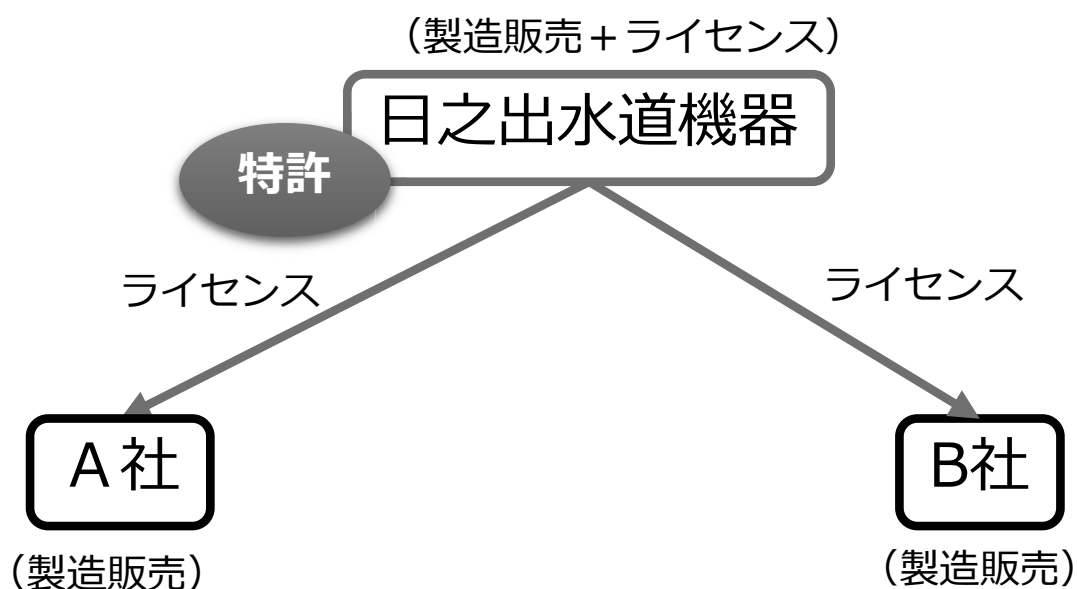


図 6-3 日之出水道機器と他社との関係(知財信託の利用前)

出所：筆者作成

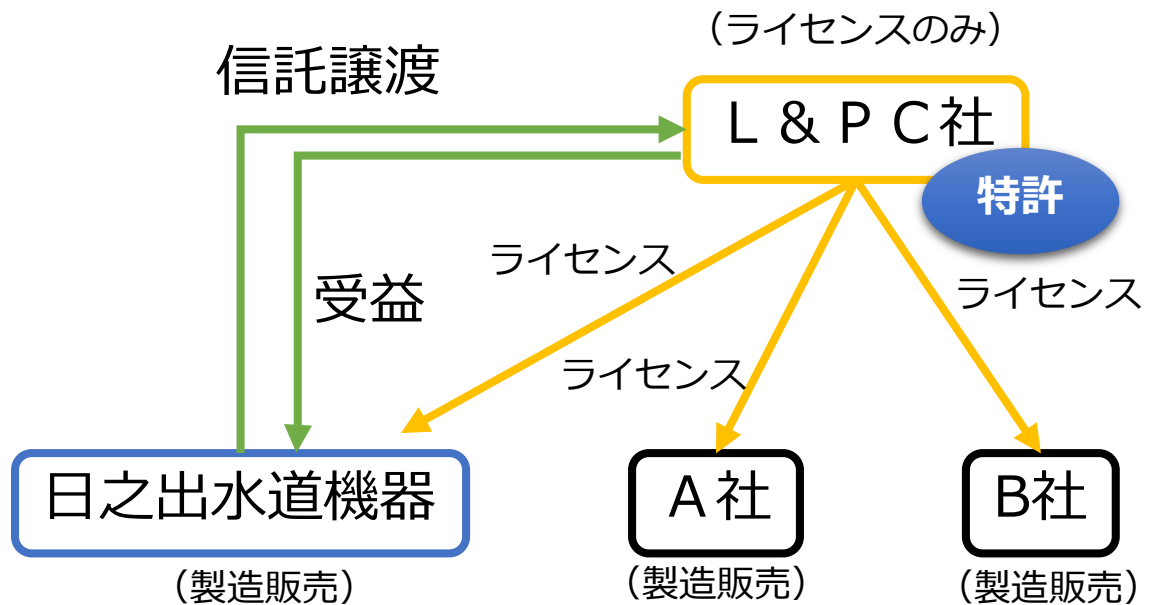


図 6-4 日之出水道機器, L&PC 社, と他社との関係(知財信託の利用後)

出所：筆者作成

日之出水道機器の出願年ごとの特許ステータスを調べたところ、信託登録に関する案件は 2014 年までの特許出願 65 件であった（図 6-5）。2015 年以降の特許出願については信託登録がされていなかったことから、2016 年に L&PC 社を閉鎖したことを裏付けている。2016 年に L&PC 社は閉鎖となったが、日之出水道機器からの委託料や特許活用によるライセンス許諾の収入に対し、L&PC 社の活動費等の支出のバランスがとれなかったのが主な要因ではないかと考える。

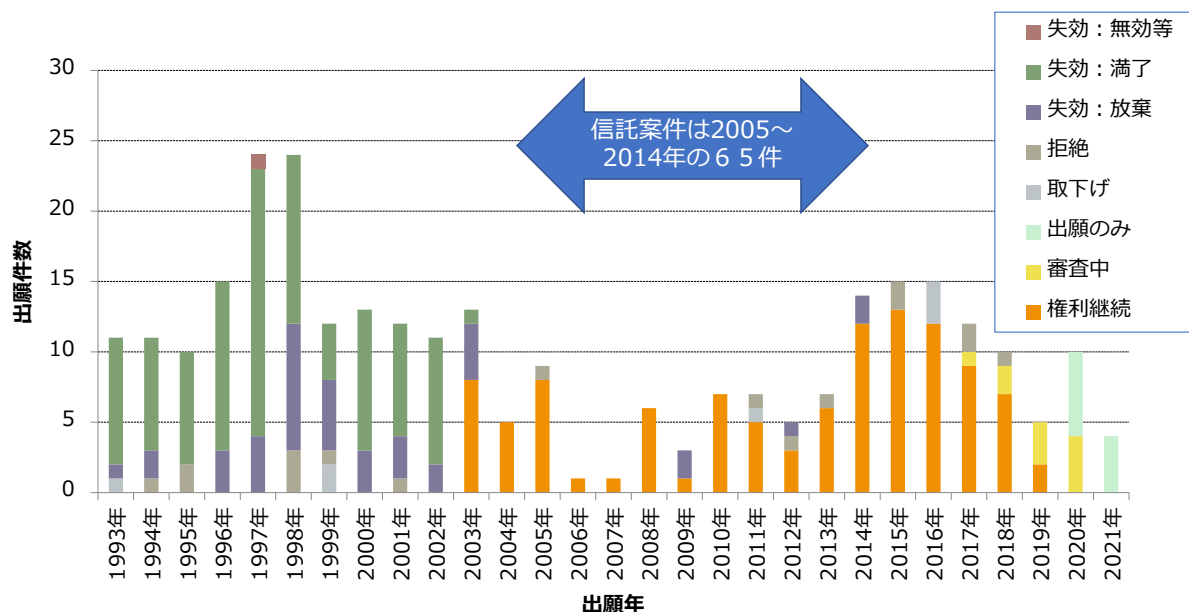


図 6-5 日之出水道機器の出願年ごとの特許ステータス

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

（３）知財信託会社の事例分析 3（JSSJ 社）

Joyson Safety Systems Japan 株式会社（以下、JSSJ 社）はタカタ株式会社の事業を引き継いだ会社である[4]。タカタ株式会社は、シートベルト・チャイルドシート・エアバッグなどの自動車安全部品を製造していた部品メーカーであった。タカタは、2017 年に民事再生を申請し、2018 年にエアバッグインフレーターのリコール品回収・廃棄事業を除く、全ての事業並びに資産を JSSJ 社に譲渡し、タカタの商号を TKJP 株式会社に変更した。その際、特許名義も JSSJ 社へ変更された（図 6-6）。

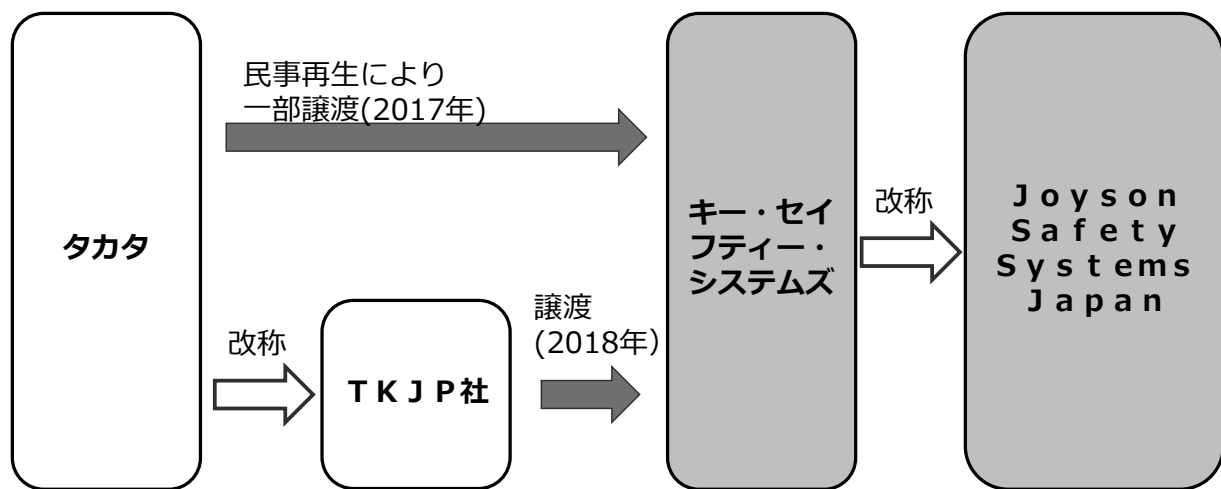


図 6-6 タカタ名義だった特許の流れ

出所：筆者作成

1) 特許ステータスおよび技術分野

タカタ名義だった特許出願は創業以来累計で約 3000 件あり，民事再生を申請する直前まで約 700 件の特許権を有していた．民事再生を申請後，JSSJ 社が引継ぎ，現在まで存続している特許権は約 400 件である．JSSJ 社はタカタ名義であった特許出願が権利となってから信託登録を行っているのが特徴である（図 6-7）．信託登録の状況を調査してみると，これらの信託登録は特許権 1 件ごとの手続きでなく，年数回の頻度であった（表 6-1）．信託登録は根質権設定信託登録申請書（信託契約）の形式で，権利化された特許権についてまとめて手続きしていた．

特許の権利継続件数推移（タカタ）

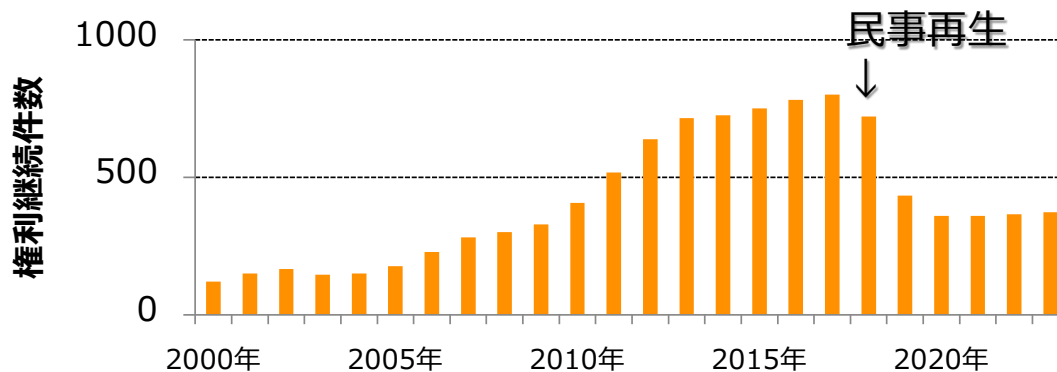


図 6-7 タカタの特許権数の推移

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

表 6-1 タカタが保有していた特許権の信託登録件数

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
信託登録数	719	49	0	159	31	16

出所：J-PlatPat の検索結果より筆者作成

2) 特許活用の方針

タカタのエアバッグ事業は米国リコールにより民事再生法が適用されたが、タカタに替わって自動車メーカーへ安定供給できる競合他社はなく、別会社により事業を引き継ぐ判断がされたものと考えられる。仮にタカタが解散となった場合、残った特許権の価値評価は難しく、特許網を構築していても特許権は放棄されるか安値で処分される可能性が高かった。JSSJ 社が事業承継することで、タカタが構築したビジネスと特許網を引き継ぐことになる。JSSJ 社はエアバッグ等の事業継続に必要な特許権に絞って、知財信託を利用した特許管理を狙ったものだと考える。

（４）知財信託会社の事例分析４（マレリ）

マレリは、カルソニックカンセイとマニエッティ・マレリが2019年に経営統合した自動車部品サプライヤーの会社である（図 6-8）[5]。日産自動車と関係が深かったが、2017年に日産グループから離脱し

た。2022 年には金融機関に対する債務が 1 兆円規模に達し、事業再生 ADR を申請した。債権者会議にて事業再生 ADR 手続が不成立となったため、2022 年に民事再生法の適用を申請した。現在は経営再建中である。



図 6-8 マレリの買収前後の会社関係

出所：筆者作成

1) 特許ステータスおよび技術分野

マレリは約 500 件の特許を有していて、すべての権利において信託登録されている。熱交換器、排気装置、圧縮機など自動車部品に関する IPC が付与されている。民事再生を申請する前の 2008 年までは年 600 件以上の出願件数があったが、2009 年以降は出願件数を絞っていた。そのため、2014 年をピークに特許件数を減らし続け、2020 年頃には約 500 件で推移している（図 6-9）。マレリはタカタと同様に特許出願が権利となってから信託登録を行っており、マレリのケースでも 1 件毎でなく、まとめて手続きしている。マレリのケースでは、民事再生後のマレリの特許権の件数がほぼ維持されていることが、タカタのケースとは異なる。民事再生の申請から再建計画案の認可までの期間で、タカタは約 1 年かかったがマレリは 1 か月弱であった。この期間の差が特許件数に影響があったものとする。

特許の権利継続件数推移（マレリ）

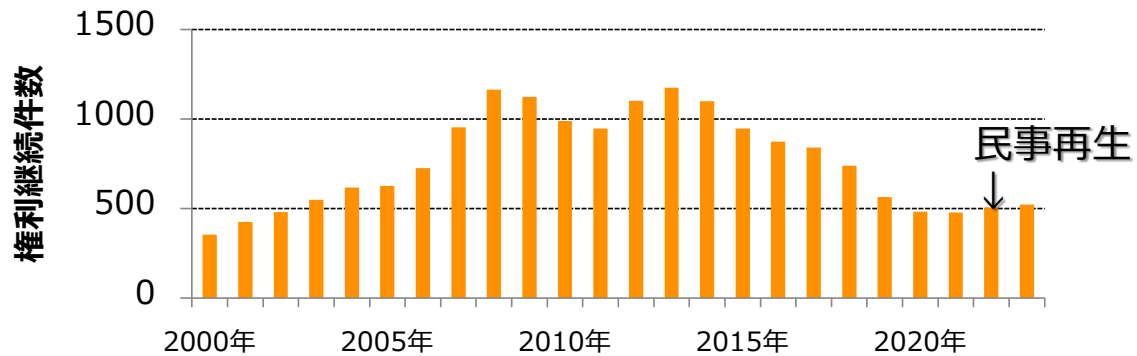


図 6-9 マレリの特許権数の推移

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

2) 特許活用の方針

マレリは民事再生法の簡易再生が適用されたが、日産系の主要サプライヤーであることから、タカタ同様に解散させることはできなかったと考える。マレリが構築したビジネスと必要な特許網を維持することで、事業継続に必要な特許権について、知財信託を利用し特許管理することを狙ったものだと考える。実際にマレリの特許 6342023 号の記録を閲覧し、信託契約の関係を調べた。委託者はマレリ株式会社、受託者はみずほ信託銀行株式会社、受益者は債権を有する者他となっていた。株主でメインバンクのみずほ銀行（みずほフィナンシャルグループ）が経営再建を支援していることが裏付けられた。

マレリのケースとタカタのケースとは類似する大型案件の比較例として、2012 年に会社更生法を適用したエルピーダメモリがある。エルピーダメモリは 1999 年に設立した DRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ）の開発・設計・製造・販売を手掛ける企業だった。2012 年に会社更生法を申請し、2013 年 7 月にはアメリカのマイクロン・テクノロジーの完全子会社となった。エルピーダメモリのケースでは、知財信託を利用した記録はなく、当時保有していた特許権はほとんど放棄された（図 6-10）。DRAM 市場の悪化で 2009 年に産業活力再生法を適用した影響で知財予算が縮小されていたと推測されるが、エルピーダメモリは特許訴訟を起こしていたため[6]、同社特許は一定以上の価値があったものと推測できる。仮に知財信託を利用していれば、特許権を大幅に減らすこともなく、特許活用により資金回収する可能性もあったと推察する。

特許の権利継続件数推移（エルピーダメモリ）

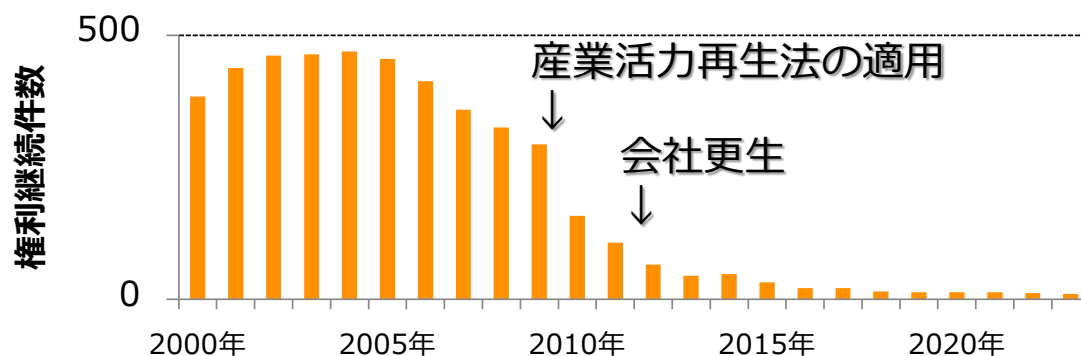


図 6-10 エルピーダメモリの特許権数の推移

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

（５）知財信託会社の事例分析５（パナソニック IPM 社）

パナソニック IPM 社はパナソニックが 100%出資する知的財産専門会社として 2014 年 9 月に設立され、現在はパナソニック出資管理合同会社が 100%出資している。設立目的はパナソニックグループ全社の知的財産活動の主軸機能を事業化することで、2014 年 10 月にはパナソニックグループ全社の知財信託業務も開始している。パナソニックグループ内で戦略機能とオペレーション機能を分け、パナソニック IP マネジメント株式会社に、パナソニックグループ内の知的財産に関する業務を集約・事業化している[7]。

1) 特許ステータスおよび技術分野

パナソニック IPM 社はパナソニックグループ全社の特許を管理していることから、多岐にわたる技術分野で 2 万件を超える特許権を管理している。信託登録の中間記録がある特許は約 500 件である（図 6-11）。信託登録されている特許出願に付与されている特許分類（IPC）は、H04N（画像通信）、H01L（半導体）、G06F（デジタルデータ処理）、G06T（イメージデータ処理）、J02F（光学要素）などパナソニックグループが有する電機系技術が多い。

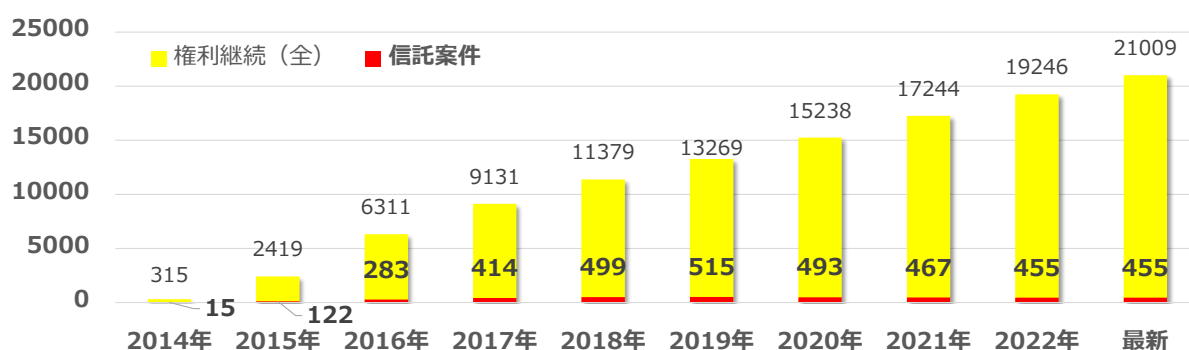


図 6-11 パナソニック IPM 社の権利の内訳

出所：Biz Cruncher の検索結果より筆者作成

2) 特許活用の方針

パナソニック IPM 社は、パナソニックグループ全社の知的財産に関する業務を集約・事業化するため、信託業法第 51 条に定められた「同一の会社集団に属する者の間における信託」を適用する管理型の知財信託会社である。信託業法に基づく知財信託スキームを活用し、パナソニック株式会社から信託を受けた出願業務を受け持っている。パナソニック IPM 社が管理する特許のなかでライセンス許諾や技術移転などの特許活用できるケースがある場合、対象特許についての信託抹消登録を申請し、活用先に特許権を移転させており、活用型の知財信託会社の一面もある（図 6-12）。パナソニック IPM 社の特許活用の方針として、知的財産を自社ビジネス貢献に結び付ける技術マッチング、社内カンパニーの独立の知的財産面からの支援、知的財産面からのビジネス創出支援等があるためだと考える。活用先への特許の移転や、事業再編等の知財戦略の変更への対応は、信託業法に基づく知財信託スキームの活用だといえる。

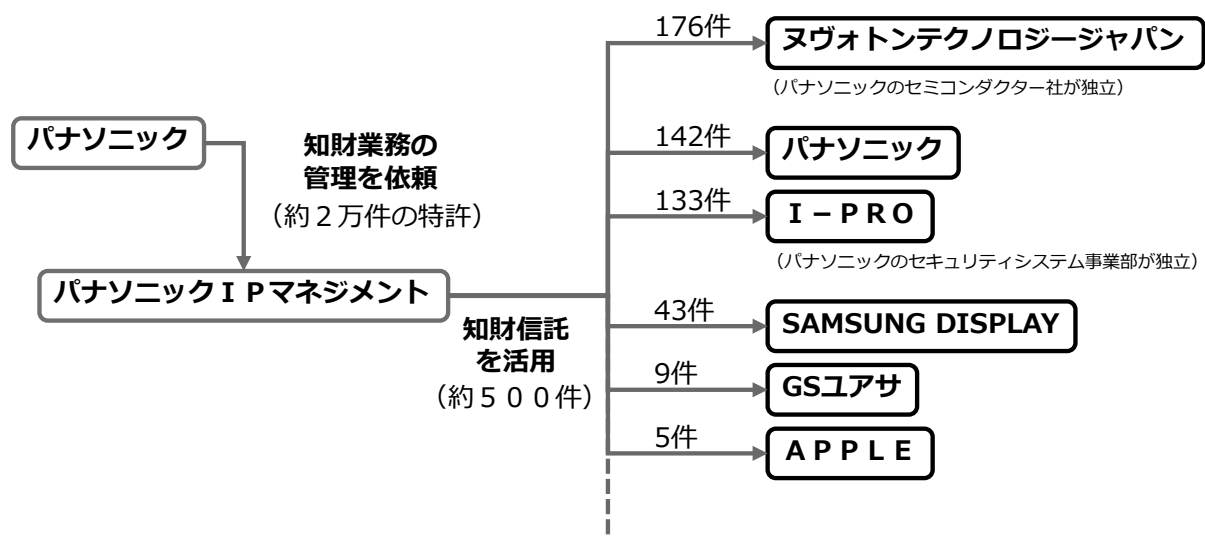


図 6-12 パナソニック IPM 社の知財信託による特許活用

出所：J-PlatPat の検索結果より筆者作成

管理型の知財信託会社で先行していた企業（コクヨなど）があるが、知財信託を利用した特許活用の事例報告が少ないのは、企業規模が一因であると考えられる。現在の特許製品は複数の特許権を使うことが多く、多くの技術分野の特許技術を有しているほうが、異分野技術に転用でき新しいビジネスに対応しやすいからである。

第 5 節 考察

本章でとりあげた 5 社のケースをまとめた（表 6-2）。各ケースの対象の知的財産と知財信託の類型をあてはめると、権利化前である特許出願を取り扱う場合は管理型に該当する。L & P C 社と P I P M 社は特許活用の実態もあったので管理活用型となる。委託者の知的財産部の機能をアウトソーシングした形となっている。パソナ知財信託は特許権を対象にしていることから流通活用型になる。また J S S J 社とマレリは特許管理が目的であるが、民事再生に伴う管理なので倒産管理型になる。パソナ知財信託の事例から事業活動してない休眠特許が活用されること、L & P C 社の事例から委託者の事業活動の特許技術が活用できることから、知財信託を利用することで特許活用会社が特許権をおよび有効に活用できることが示唆された。

また J S S J 社とマレリの事例から事業譲渡における自社製品の製造販売等での活用における特許管理でも知財信託は利用できると示唆された。実際に企業の破産手続が開始されると、破産者である法人・会社が有する知的財産権は、破産管財人に管理処分権が専属し、最終的には破産管財人によって換価処分される（破産法 34 条 1 項、78 条 1 項）。破産手続開始後、権利者である法人・会社の自身であっても、その知的財産権を処分することはできなくなる。そして、破産者である法人・会社は、その知的財産権の管理

を破産管財人に引き継がなければならない。引継を受けた破産管財人は、それを調査・管理・換価処分していく。破産手続において事業譲渡がなされる場合は、知的財産権も譲受先に譲渡されることが多いが、第三者の譲受希望者を探索する。譲受希望者がいない場合、債権者集会で報告し、裁判所の許可を得て、知的財産権に対する管理処分権を財団から放棄する。放棄された知的財産権の管理処分権は破産会社に戻る。破産管財人は知的財産権を管理し、任意売却による換価処分を進めていくが、実際には、知的財産権の換価処分は容易でない。このように無形財産である知的財産権の処分は困難であるため、知財信託を活用することで、スムーズな事業の引継ぎを狙ったものと推察する。

さらにパナソニック IPM 社の事例からライセンス許諾などの特許活用戦略を持つことで、管理型と活用型の知財信託を持つことになり、企業経営を強化するための有効な特許活用戦略であることが示唆された。さらに知財信託による特許の活用は、新たな資金調達やキャッシュフローの確保にも期待できる。しかし、知財信託の法的安定性や税制のメリットがあるにも関わらず、制度や手続が複雑であることから、知財信託の理解が高まっておらず、利用率が伸び悩んでいることが課題である。

表 6-2 各ケースのまとめ

ケース (委託者)	対象の知的財産	知財信託の類型
パソナ知財信託 (パナソニック、ナトコ)	特許権	流通活用型
L & P C 社 (日之出水道機器)	特許出願 特許権	管理活用型
J S S J 社	特許権	倒産管理型
マレリ	特許権	倒産管理型
P I P M 社 (パナソニック)	特許出願 特許権	管理活用型

出所：筆者作成

第 6 節 まとめ

知財信託は、①特許活用会社が特許権を管理し特許活用することで、委託者の事業活動の特許技術および事業活動してない休眠特許が有効に活用されることが期待でき、②事業譲渡における特許管理でも知財信託は利用でき、③ライセンス許諾などの特許活用戦略を持つことで、知財信託を利用した特許活用は、企業経営を強化するための有効な手段となり、資金調達、キャッシュフローの確保、知的財産権の管理・運用、特許活用などを効率的に行うことが期待できる。

知財信託は、特許活用会社が特許権を管理し、特許を活用することで、委託者の事業活動における特許技術や、事業活動していない休眠特許を有効に活用することが期待される。これにより、特許が眠ったままにならず、実際のビジネスに役立てられる。特許活用会社は、特許権の管理を専門的に行うことで、特許の価値を最大限に引き出し、企業の競争力を高めることができる。

また、事業譲渡においても特許管理で知財信託は利用可能である。倒産等で事業を譲渡する際に、特許権の管理をスムーズに行うための手段として活用できる。これにより、特許権の移転や管理が円滑に行われ、事業譲渡のプロセスが効率化される。特許権の管理が適切に行われることで、譲渡先企業は安心して事業を引き継ぐことができ、譲渡元企業も特許権の価値を維持しながら事業を譲渡することができる。

さらに、ライセンス許諾などの特許活用戦略を持つことで、知財信託を利用した特許活用は企業経営を強化するための有効な手段となる。具体的には、資金調達やキャッシュフローの確保、知的財産権の管理・運用、特許活用などを効率的に行うことが期待される。これにより、企業は知的財産を最大限に活用し、経営の安定性や成長を図ることができます。特許権を活用したライセンス契約により、企業は新たな収益源を確保し、研究開発への投資を促進することができる。

このように、知財信託は特許権の管理・運用において多くの利点を提供し、企業の競争力を高めるための有効な手段となりえる。特許活用会社のサポートを受けることで、企業は特許権の価値を最大限に引き出し、持続的な成長を実現することができる。

参考文献（第6章）

- [1] パソナナレッジパートナー「導電性微粒子の銅系の金属皮膜層に関する技術を譲渡・供与します」,
投稿日:2022年10月3日, <https://pasona-kp.co.jp/patent/detail/40> (2023年8月1日アクセス)
- [2] 日刊工業新聞社ニュースイッチ「日之出水道機器が量産へ、「ミネラルキャスト材」の特徴」,
投稿日:2024年2月15日, <https://newswitch.jp/p/40478> (2024年3月30日アクセス)
- [3] 国税庁法人番号公表サイト, <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/henkorireki-johoto.html?selHouzInNo=6290001024682> (2024年3月30日アクセス)
- [4] 日本経済新聞「タカタの事業買収完了」, 投稿日:2018年4月12日, <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO29289820S8A410C1EAF000/> (2024年3月30日アクセス)
- [5] 自動車総合ニュースサイト レスポンス「「カルソニックカンセイ」の名が完全消滅、社名をグローバルブランド「マレリ」へ」, 投稿日:2019年9月10日, <https://response.jp/article/2019/09/10/326318.html> (2024年3月30日アクセス)
- [6] エルピーダメモリ「ナノテクノロジーに対する特許侵害訴訟提起について」, 投稿日:2011年9月7日, <https://investors.micron.com/static-files/f293ca8e-a89a-45aa-93b3-eb92e2ebb28d> (2024年3月30日アクセス)
- [7] パナソニック I P マネジメント株式会社ホームページ, <https://www.panasonic.com/jp/company/pipm.html> (2024年3月30日アクセス)

第7章 結論

第1節 背景・目的

企業活動において、イノベーションを起こして競争力のある新事業を創出し、新事業のビジネスを守るためには、知的財産が重要である。特許権などの知的財産権は企業にとって重要な資産であるが、その有効活用が常に容易なわけではない。2004年の信託業法の改正により、信託として受託可能な財産権の制約がなくなり、知財信託は、そうした課題を解決する手法の一つとして注目されてきた。本研究では、知財信託を利用して、どのように特許活用できるかを検討するとともに、特許活用における知財信託の課題について探った。

第2節 特許活用における知財信託を利用する問題点

特許活用における知財信託を利用する問題点を、特許制度、信託制度および特許活用の側面から整理した。その詳細を第2章、第3章、第4章にて示した。

第3節 特許権利化前の知財信託の活用

特許権利化前の知財信託の活用の実態を分析し、活用型の知財信託会社が優れた特許管理手法（特許出願から権利維持までの対応）を有していることを明らかにした。その詳細を第5章にて示した。

第4節 特許権利化後の知財信託の活用

特許権利化後の知財信託の活用の実態を分析し、休眠特許が有効に活用されることが期待できること、事業譲渡における特許管理、特許活用戦略を持つことで企業経営の有効な手段であることを示し、その詳細を第6章にて示した。

第5節 おわりに

本研究では、知財信託の活用に焦点を当て、実際の利用実態からそのメリットとデメリットを検討した。日本の特許出願数が年間約30万件の規模と比較すると、知財信託制度の利用率は依然として低い状況にある。知財信託は、特許権の管理や活用を専門的に行うための制度であり、特に知財専任の組織や担

当者を持たない企業にとって有用な手段となり得る。しかし、その利用が進まない背景には、制度の理解不足や運用の難しさがあると考えられる。

今後、特許権利化前および特許権利化後の特許活用モデルを検討し、実務的に有効性を評価することが重要である。具体的には、特許出願から権利化までのプロセスにおいて、知財信託を活用することで、企業がどのように知財を戦略的に管理し、活用できるかのメリットを示す必要がある。また、知財信託を利用することで得られる経済的メリットやリスクの軽減効果についても、具体的な事例を通じて明らかにすることが求められる。さらに、知財信託の普及には、企業や組織の理解を深めるための教育や啓発活動が不可欠である。知財信託の仕組みや運用方法についての情報提供を行い、企業が自社の知財戦略に知財信託を組み込むための支援を強化することが求められる。知財信託の普及がすすめば、特許権の有効活用が促進され、企業の競争力向上や新たなビジネスチャンスの創出につながることが期待される。

本研究が、企業活動における知財信託の重要性を再認識させ、企業や組織の付加価値創造に寄与する一助となることを願い、知財信託の活用が広がることで高度な知財戦略が普及することを期待し、本研究の結言とする。

謝辞

はじめに、私の指導教員である後藤時政教授に深く感謝申し上げます。後藤教授のご指導とご支援がなければ、本論文を完成させることはできませんでした。4年前の後藤教授への訪問が研究活動のスタートでしたが、後藤教授は私を社会人博士課程への道に導いてくださり、常に私の研究に対して建設的なフィードバックを提供してくださいました。そのおかげで私は多くのことを学び、成長することができました。また、研究の方向性を見失いそうになったときも、適切なアドバイスをいただき、再び軌道に乗ることができました。

私の妻と子供には、社会人博士課程の理解と支援に心から感謝しています。研究に没頭するあまり、家族との時間を犠牲にすることもありましたが、常に私を理解し、応援してくれました。さらに、私の選択を見守ってくれた両親にも感謝の気持ちでいっぱいです。

名古屋大学の鬼頭雅弘教授と天野浩教授にも感謝いたします。職場の上司でもある鬼頭教授の導きがあって、この研究を進める決心ができました。この経験は私の今後の大学知財の業務に大きな影響を与え、視野を広げるきっかけとなりました。また、天野教授の存在がなければ、私が民間企業からアカデミアの世界に身を置くことはなく、博士課程に進むこともなかったでしょう。

研究活動のディスカッションの場でアドバイスをいただいた福澤先生、羽田先生、野中先生、後藤研究室の学生の皆様にも感謝いたします。彼らは常に私を支えてくれ、知財信託の事例分析やデータ解析の際には多くのご指導やご助言をいただきました。彼らがいなければ、私の博士論文は完成しなかったと言えます。特に、福澤先生には多くの時間を割いて知財データの分析でご支援いただき、その協力がなければこの研究は成し遂げられなかったでしょう。

最後に、その他のサポートをしてくださった皆様にも感謝の意を表します。多くの方々の協力があつてこそ、この研究を完成させることができました。皆様のご支援とご協力に、心より感謝申し上げます。

2024 年 吉日

渡邊豊之

付録

本論文と関係する発表または投稿論文リスト

(2024 年 12 月 20 日現在)

論文のテーマ	学会誌等	著者	対応章
知財信託と特許活用との関係と特許活用における知財信託の課題 (査読有)	経営情報科学誌, 2024, 第 19 巻, 1 号, pp. 1-17 (発行日 2024/10/31)	<u>渡邊豊之</u>	第 3 章 第 4 章
知的財産の信託による特許活用戦略に基づく特許権利化手法の分析 (査読有)	日本経営診断学会論集, 2023, 2 3 巻, pp. 28-34 (発行日 2023/11/28)	<u>渡邊豊之</u> 後藤時政	第 5 章
知的財産の信託による特許活用戦略の分析	日本経営診断学会論集, 2024, 2 4 巻, pp. 49-55 (発行日 2024/12/20)	<u>渡邊豊之</u> 福澤和久 後藤時政	第 6 章
(参考論文) 知財信託制度の活用実態に関する調査研究	パテント, 日本弁理士会, Vol. 7 5, No. 5, pp. 82-92, 2022	<u>渡邊豊之</u> 増田光吉 小川一 ほか	第 1 章 第 4 章